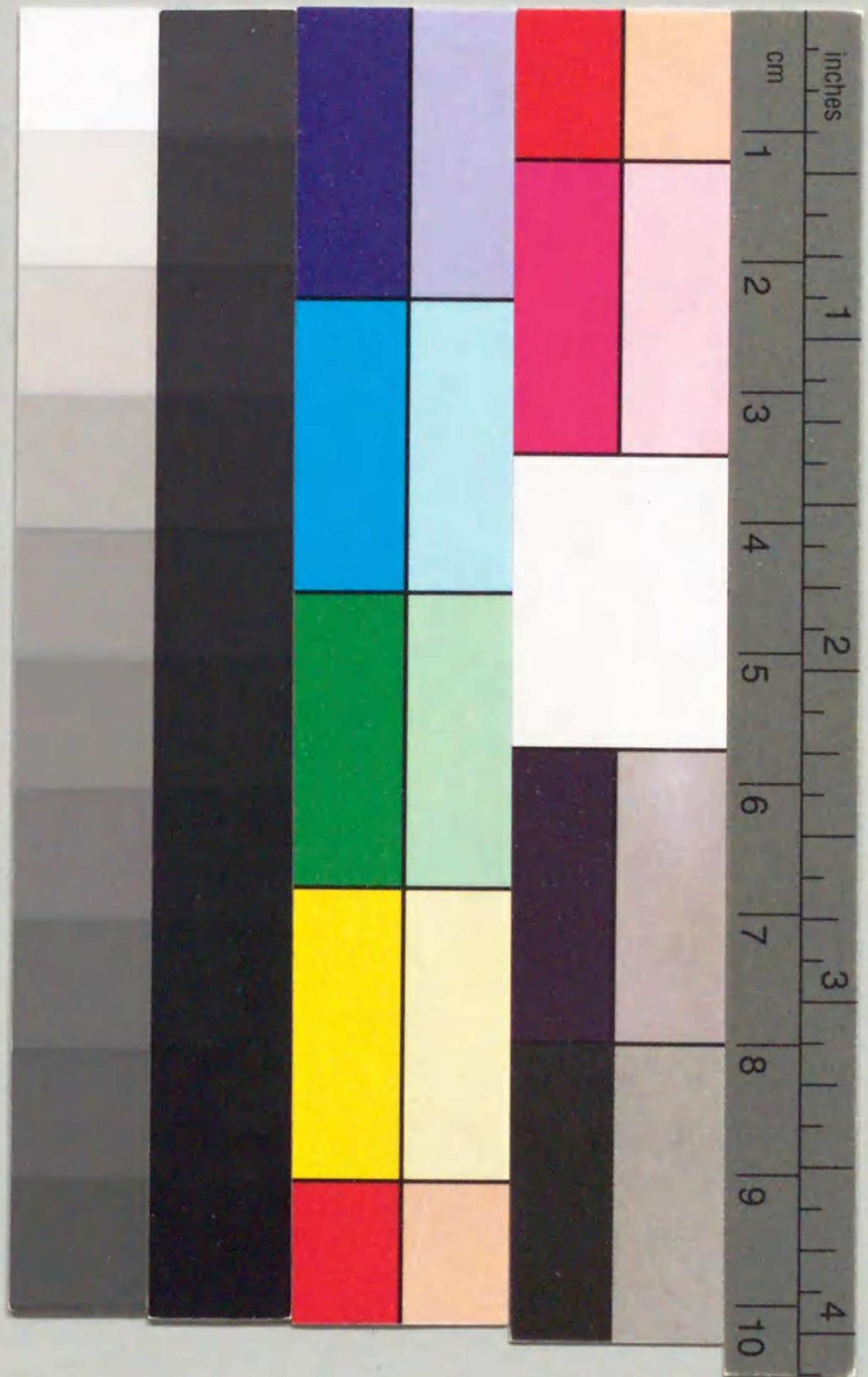


GB421

21



00727369



院族貴
函
号
冊



熊田葦城著

幕府瓦解史

前編

東京有朋堂發行

GB421

21



727369

幕府瓦解史序

封建既に勢なり、郡縣亦た何ぞ然らざらんや、幕府の瓦解も唯勢のみ、王政の復古も亦た唯勢のみ。

試に幕末の形勢如何を見よ。

文恬武熙三百年、舉世勦々皆泰平を夢みるの時に當り、突如として米國軍艦の來りて互市を迫るあり、平地忽ちに波瀾を生じて、國礎猝かに動搖を來す、是に於てか上下始めて警醒し、開鎖の議論、紛々然として起る。

當時、幕府は開國通商の政策を執り、朝廷は乃ち鎖港攘夷の主義を持す。

朝幕の意見相反し、公武の方針相戻る、二者の衝突、復た避くべからざらんとす。

是に於て長州先づ公武一和の運動を始め、薩州亦た公武一和の活動を起し、土州亦た又公武一和の意見を懐く、此三藩は實に開國通商の政策を是認せしなり。

外藩既に然り、親藩は乃ち鎖港攘夷の主義を持して、却て幕府の政策に反對す、尾州然り、越前然り、水戸最も然り。

序

一

看來れば外藩は幕府を佐けて、朝廷に説かんとし、親藩は却て朝廷を動かして、幕府を制せんとす、親、親ならず、疎、疎ならず。

然るに諸藩の志士は、専ら鎖港攘夷の意見を執りて、少壯の公卿を動かし、其勢一日より高まる。

長州早くも此形勢を看取して豹變し、開國通商の政策を捨て、鎖港攘夷の主義を執り公武一和の方針を變じて、外夷撃攘の先鋒たらんとす。

然れども他の外藩は尙ほ形勢を觀望して動かさず、而して親藩中一の水戸を除くの外は、概ね翻つて開港通商の政策を贊して、幕府と歩調を一にす、今は親、親にして、疎未だ疎ならず。

爾來志士と公卿とは、屢、詭策を弄して、鎖港攘夷の實行を迫るも、幕府は依然開國通商の政策を固執して變ぜず、天下の安危に任ずるものは、勢當さに然るべきところ。

然るに志士は之れを因循として激昂し、公卿は之れを姑息として憤慨し、終に幕府を倒して、其政策を破らんとす、是に於てか鎖港攘夷の説は一轉して、尊王倒幕の論となる。

長州先づ之れに投じ、薩州亦た之れに傾き、土州亦た又之れに歸す。

機運の歸嚮するところ、爾餘の諸藩亦た雷同し、親藩亦た首鼠す、是に於てか疎終に疎となり、親亦た親ならず。

幕府の孤柱人なきにあらず、其支持亦た方なきにあらず、爾かも時運旋轉又旋轉、終に政權を奉還するの止むを得ざるに至る。

此の如くにして幕府は愈、瓦解し、此の如くにして王政は愈、復古せり。

既に幕府を倒す、今は始めて大に鎖港攘夷の主義を實行すべきなり。

然るに明治新政府は敢て鎖港攘夷の主義を實行せず、却て其最も忌嫌せる開國通商の政策を踏襲し、且つ更張す、天下の安危に任ずるものは、勢ひ然らざるべからざるにあらずや。

此の如く其政策を破らんが爲めに、幕府を倒さんと欲し、既に幕府を倒すも、終に其政策を破ること能はず、見る可し其人力の及ぶ所あり、又及ばざる所あることを。

其人力の及ぶ所あるもの、即ち是れ勢なり、其及ばざる所あるもの、亦た是れ勢なり。

柳柳洲我れを欺かず、封建も勢にして、郡縣も亦た勢なり、觀じ來れば、幕府の瓦解も唯勢のみ、王政の復古も亦た唯勢のみ、何ぞ一に二三外藩の力なりと言はんや。

嗚呼、幕府倒るゝも、政策破れず、政策存して、國家則ち安し。
若し幕府にして、當初上下に聽從して、其政策を一變すれば則ち如何、幕府は或は是が爲めに存せん、爾かも國家の前途、終に測る可からざらんとす、其然らざりしは眞に幸なり。

是に由りて之を觀れば、幕府の瓦解は則ち玉碎なり、其瓦全に優ること、實に萬々なりと謂はざる可からず、幕府其者の側より見て。

大正三年十二月十八日、青島攻圍軍司令官神尾將軍凱旋の日

葦城小史識

凡例

一、本書は余が昨春以來、報知新聞紙上に連載中なる幕末裏面史及び會津籠城史前記を収録せるものにして、其題號を改めて幕府瓦解史と曰へるもの、徳川幕府衰亡の顛末を詳録すればなり。

一、本書を分ちて上中下の三篇となす、上篇には幕末裏面史全部を収め、中下の二篇に會津籠城史前記を分収す、上中二篇を以て前編とし、下篇を以て後編と定む。

一、後編は石清水の行幸より、大政奉還に至るまでの事實を収録するの豫定なり、八月十八日の政變を始め、幾多政海の波瀾は、此卷中に澎湃たるものあらん、乞ふ續いて發售するの日を待たれんことを。

一、幕末史及び維新史の編著せられしもの、嘗に汗牛充棟のみならずと雖も、多くは皆薩長土を主とす、余は乃ち幕府、就中會津を以て骨子となす、幕府瓦解の眞相を知るもの、彼れに在らずして、寧ろ此れに在ればなり。

一、當時會津侯松平肥後守容保は、朝幕の中間に立ちて、公武の一和に盡し、殆ど政界の

中心たり、明治維新史に於て、薩長土を除く能はざると同じく、幕府瓦解史に於ては、決して會津を除く可からず、余の主として材料を會津に取る所以の意此に在り。

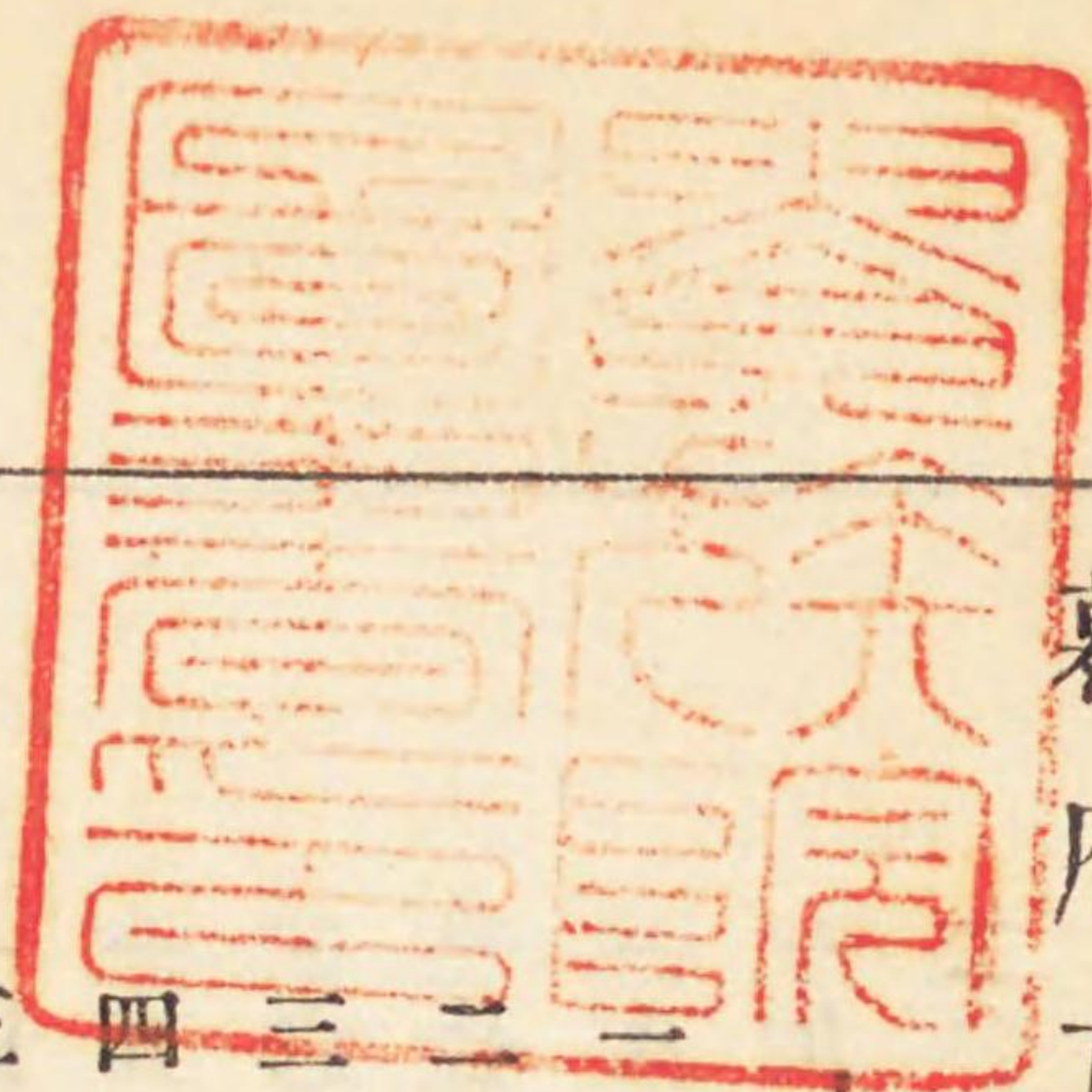
一、余は本書に次ぎて更に會津籠城史を編述せんとす、是れ徳川幕府最尾の活劇にして、壯烈悽慘、大に武士道を鼓舞するの效あるべし、本書を讀むものは、必ず會津籠城史を讀まざるべからず、後の會津籠城史を讀むもの、亦た必ず本書を讀まざるべからず、其首尾顛末を知るの益あればなり。

二、本書の報知新聞紙上に登るや、維新史料編纂の一資料に供せられしは、余の最も光榮とする所なり。

大正三年十二月

著者 識

幕府瓦解史



上篇 目次

九	國書の受領(中).....二六
八	國書の受領(上).....二三
七	米艦の入港(七).....二〇
六	米艦の入港(六).....一七
五	米艦の入港(五).....一四
四	米艦の入港(四).....一一
三	米艦の入港(三).....八
二	米艦の入港(二).....五
一	米艦の入港(一).....一

一〇	國書の受領(下).....	二九
一一	幕府の方針(上).....	三三
一二	幕府の方針(下).....	三六
一三	露艦の來航(一).....	三九
一四	露艦の來航(二).....	四二
一五	露艦の來航(三).....	四四
一六	露艦の來航(四).....	四七
一七	露艦の來航(五).....	五〇
一八	露艦の來航(六).....	五三
一九	米艦の再來(一).....	五六
二〇	米艦の再來(二).....	五九
二一	米艦の再來(三).....	六一

二二	米艦の再來(四).....	六四
二三	米艦の再來(五).....	六七
二四	米艦の再來(六).....	七〇
二五	日米の訂約.....	七三
二六	吉田松陰の壯圖(一).....	七六
二七	吉田松陰の壯圖(二).....	七九
二八	吉田松陰の壯圖(三).....	八二
二九	吉田松陰の壯圖(四).....	八五
三〇	阿部閣老の辭表(上).....	八九
三一	阿部閣老の辭表(中).....	九一
三二	阿部閣老の辭表(下).....	九四
三三	各國の訂交(上).....	九七

三四	各國の訂交(中).....	一〇〇
三五	各國の訂交(下).....	一〇三
三六	朝廷の嘉納.....	一〇六
三七	諸侯の静穩.....	一〇九
三八	閣老の更迭.....	一一一
三九	篤姫の入興.....	一一四
四〇	米使の著任.....	一二七
四一	外務の專任.....	一二〇
四二	外人の待遇.....	一二三
四三	米人出府問題(上).....	一二六
四四	米人出府問題(中).....	一二九
四五	米人出府問題(下).....	一三二

四六	米使の謁見.....	一三四
四七	米使の演説(上).....	一三七
四八	米使の演説(下).....	一四三
四九	閣老の回答.....	一四六
五〇	條約の訂結.....	一五〇
五一	諸侯の反對.....	一五三
五二	二使の西上.....	一五六
五三	堀田閣老の上京(上).....	一五九
五四	堀田閣老の上京(中).....	一六四
五五	堀田閣老の上京(下).....	一六七
五六	公卿の憤起(上).....	一七〇
五七	公卿の憤起(中).....	一七三

五八	公卿の憤起(下).....	一八一
五九	朝議の一變.....	一八四
六〇	公武の交渉.....	一八七
六一	儲君論の由來(一).....	一九二
六二	儲君論の由來(二).....	一九五
六三	儲君論の由來(三).....	一九八
六四	儲君論の由來(四).....	二〇二
六五	儲君論の由來(五).....	二〇六
六六	儲君論の由來(六).....	二〇九
六七	儲君論の由來(七).....	二一一
六八	儲君論の由來(八).....	二一五
六九	大老の任命(上).....	二一八

七〇	大老の任命(下).....	二二一
七一	延期の談判.....	二二五
七二	勅問の諮詢.....	二三四
七三	營中の激論.....	二三七
七四	良吏の左遷.....	二四〇
七五	堀田閣老の浩嘆.....	二四二
七六	調印の延期.....	二四五
七七	儲君の内定.....	二四七
七八	國家の大事(上).....	二五〇
七九	國家の大事(下).....	二五三
八〇	條約の調印.....	二五六
八一	親藩の反對(上).....	二五九

八二 親藩の反對(下)……………二六三

八三 殿中の大問答(一)……………二六六

八四 殿中の大問答(二)……………二六九

八五 殿中の大問答(三)……………二七一

八六 殿中の大問答(四)……………二七五

八七 儲君の發表……………二七七

八八 主上の逆鱗……………二八〇

八九 親藩の幽屏……………二八三

九〇 上京の辭退……………二八六

九一 四國の條約……………二八九

九二 再度の逆鱗……………二九二

九三 密勅の降下(上)……………二九五

九四 密勅の降下(下)……………二九八

九五 密勅の由來……………三〇〇

九六 關白の分疏……………三〇三

九七 密勅の到著……………三〇六

九八 水藩の激昂……………三〇九

九九 間部閣老の上京(上)……………三一二

一〇〇 間部閣老の上京(中)……………三一五

一〇一 間部閣老の上京(下)……………三一八

一〇二 志士の逮捕(上)……………三二一

一〇三 志士の逮捕(中)……………三二四

一〇四 志士の逮捕(下)……………三二七

一〇五 關白の復職……………三三〇

一〇六 堂上の處分……………三三三

一〇七 條約調印問題……………三三六

一〇八 志士の東送……………三三九

一〇九 公卿の處分(上)……………三四二

一一〇 公卿の處分(下)……………三四六

一一一 第一回の斷獄……………三四八

一一二 水戸家の處分……………三五二

一一三 幕吏の處分……………三五四

一一四 大獄の落著(上)……………三五七

一一五 大獄の落著(下)……………三六三

一一六 勅書返納問題(上)……………三六五

一一七 勅書返納問題(下)……………三六九

一一八 斬奸の經畫……………三七二

一一九 櫻田門の活劇(一)……………三七四

一二〇 櫻田門の活劇(二)……………三七七

一二一 櫻田門の活劇(三)……………三八〇

一二二 櫻田門の活劇(四)……………三八三

一二三 井伊家の始末……………三八七

一二四 志士の處分(上)……………三九〇

一二五 志士の處分(下)……………三九三

一二六 大老歿後の幕閣……………三九七

一二七 和宮の降嫁……………三九九

一二八 阪下門の兇變(上)……………四〇五

一二九 阪下門の兇變(中)……………四〇七

一三〇 阪下門の兇變(下)……………四二一

一三一 長藩の幹旋(上)……………四二四

一三二 長藩の幹旋(中)……………四二七

一三三 長藩の幹旋(下)……………四二九

一三四 薩藩の活動(上)……………四三二

一三五 薩藩の活動(中)……………四三四

一三六 薩藩の活動(下)……………四三七

一三七 寺田屋の事變(一)……………四三〇

一三八 寺田屋の事變(二)……………四三三

一三九 寺田屋の事變(三)……………四三六

一四〇 寺田屋の事變(四)……………四三九

一四一 寺田屋の事變(五)……………四四二

一四二 所司代の警戒……………四四五

一四三 薩長の守護……………四四八

一四四 幕政の改革……………四五二

一四五 關白の更任……………四五五

一四六 久世閣老の逡巡……………四五七

一四七 勅使の下向(上)……………四五九

一四八 勅使の下向(下)……………四六二

一四九 江戸の形勢……………四六六

一五〇 勅使の登營(上)……………四七〇

一五一 勅使の登營(中)……………四七四

一五二 勅使の登營(下)……………四七七

一五三 傳奏屋敷の談判……………四八〇

一五四 長州侯の入京(上)……………四八三

一五五 長州侯の入京(中)……………四八七

一五六 長州侯の入京(下)……………四九〇

一五七 堀次郎の幕譚……………四九三

一五八 濱御殿の饗宴……………四九六

一五九 長州世子の出府……………四九九

一六〇 勅書の改削……………五〇二

一六一 島津久光の意見……………五〇四

一六二 生麥の椿事(上)……………五〇八

一六三 生麥の椿事(下)……………五一二

一六四 土州侯の入京……………五二三

中篇目次

一一一 守護職の設置(一)……………五二九

一一二 守護職の設置(二)……………五三一

一一三 守護職の設置(三)……………五三四

一一四 守護職の設置(四)……………五三七

一一五 守護職の設置(五)……………五三〇

一一六 京都の反響……………五三三

一一七 京都の形勢(上)……………五三六

一一八 京都の形勢(下)……………五三九

一一九 會津侯の建白……………五四二

一二〇 攘夷の詔勅……………五四六

一一 朝廷の信頼……………五四九

一二 壬戌の改革(上)……………五五五

一三 壬戌の改革(下)……………五五七

一四 勅使の待遇……………五六〇

一五 勅使の東下……………五六二

一六 二人の守護職……………五六五

一七 大老以下の處罰……………五六八

一八 幕府の紛論……………五七一

一九 勅使の入城……………五七三

二〇 勅使の満足……………五七七

二一 會津侯の出發……………五八〇

二二 國事掛の設置……………五八三

二三 會津侯の著京……………五八五

二四 守護職の鞅掌……………五八八

二五 御料増加の建議……………五九〇

二六 攝海の防禦……………五九三

二七 關白の更迭……………五九六

二八 浪士の跋扈(上)……………五九九

二九 浪士の跋扈(下)……………六〇一

三〇 言路の洞開……………六〇四

三一 浪士の暴舉……………六〇八

三二 將軍上洛問題……………六一一

三三 攘夷期限問題(上)……………六一四

三四 攘夷期限問題(中)……………六一七

三五	攘夷期限問題(下).....六三二
三六	國事掛の更任.....六三四
三七	志士の處分(上).....六三六
三八	志士の處分(下).....六三九
三九	尾州家の疎外.....六三三
四〇	公卿の忌憚.....六三五
四一	將軍待遇問題(上).....六三八
四二	將軍待遇問題(下).....六四一
四三	木像梟首事件(一).....六四三
四四	木像梟首事件(二).....六四六
四五	木像梟首事件(三).....六五一
四六	木像梟首事件(四).....六五五

四七	木像梟首事件(五).....六五八
四八	木像梟首事件(六).....六六一
四九	將軍家の上洛(上).....六六四
五〇	將軍家の上洛(下).....六六七
五一	將軍家の參内.....六七〇
五二	英國の談判.....六七三
五三	賀茂の行幸.....六七六
五四	將軍東歸問題(一).....六七九
五五	將軍東歸問題(二).....六八一
五六	將軍東歸問題(三).....六八四
五七	將軍東歸問題(四).....六八七
五八	將軍東歸問題(五).....六九〇

五九 島津久光の來去……………六九三

六〇 總裁職の辭任……………六九六

六一 攘夷の總督……………六九九

六二 米國の抗議……………七〇一

六三 無比の天眷……………七〇四

六四 親兵の設置(上)……………七〇六

六五 親兵の設置(下)……………七〇九

幕府瓦解史 上篇

熊田葦城著

米艦の入港(一)

黒艦來矣、黒艦來矣、鏽びたる藥研の如き大小四隻の黒艦、突如として相州城ヶ崎の沖合に其姿を出現し來る、時は嘉永六年六月三日未の上刻、南薰そよくと午睡の夢を吹く頃。

▲嘉永六年
○孝明天皇御即位第七年の將軍は徳川左大臣家慶なり

幕府の砲術師範下會根金三郎、久里濱に於て大砲の練習を行ふ、漁夫の急報を聞くと齊しく、二十餘丁の間道を攀ちて、浦賀に還り來れば、各艦早や近く眼前に進み來る、疾きこと飛鳥の如し。

浦賀奉行戸田伊豆守氏榮時に番所に在り、赤裸々の一漁夫、イキナリ飛び込み來りて注進すれば、氏榮驟然として躍り起きつゝ、

「素破や一大事ぞ、疾くく容子を見届け來れ。」

米艦の入港

と匂り騒げる間に、黒艦は早や千駄崎を過ぎて、浦賀の灣内深く入り来る。各艦皆砲門を開きて、戦闘準備を調べ、イザと言はど、直に陸上を目蒐けて、放射せんとす、檣頭の星條旗、燦として弾丸の光を放つに似たり。

陸上の恐懼狼狽言ふばかりなし。

當番の與力近藤良次、佐々倉桐太郎、中島三郎助の面々、輕舸に飛び乗り、黒艦に漕ぎ付くると齊しく、サツと鉤繩を投げ掛けて、艦上に攀ぢ登らんとす。

艦上の警戒、戦時の如く、士官、水兵各と銃を擬して、寄せ付けず。

良次、桐太郎等此體を見て、少しく躊躇する折りしも、艦上より不意に、

「無用々々、丈高き人を寄越されよ。」

と呼はるものあり、言語明亮にして、少しく長崎の訛りを帶ぶ、此方は意外なり、若しや我が國人にもやと思ひて仰ぎ見れば、紅毛碧眼の夷人、其身を舳頭に伸し掛けて、手を掉りつゝあり。

丈高き人とは、位地高き人との意味、與力中島三郎助機智あり、早くも其意を悟りて、急ぎ艦上に攀ぢ登る、素肌陣羽織を著し、小袴を穿ち、小手、臍當に身を固めて、腰

に兩刀を挾ばさむ。

彼の夷人は通詞ボートマンと稱するもの、又も長崎訛りの言葉を操つりて、

「我が艦隊司令長官は、日本に於ける最も位地高き人にあらざれば、面會せず、歸つて此旨を通ぜらるべし。」

と告げて、乗艦を拒む、三郎助、我れは浦賀の副奉行なりと稱し、且つ

「奉行たるべきものは、此船に来るべきにあらず、此船に来るべき浦賀第一等の役人は、

我れより外に其人あるべからず、對面なくば其れまでなり。」

と欺けば、彼れ暫しとて何れへか立ち去り、頓て又出て來りて乗艦を許す。

左れども提督も面せず、艦長も會はず、只一士官出て來りて對面し、三郎助の來意を問

ふに答へて、

「我れは米國海軍大尉コンチーなり、我が艦隊司令長官ヘルリ中將、大統領の國書を日

本の大君に捧呈せん爲めに、此處に來れり。」

と述べ、三郎助

「此地は異國船の入るべき地にあらず、長崎に回航して、彼の地の奉行に申し出づべし」

と諭せば、コンチー

「我國の意思は平和なり、通商條約を結ばんと欲するの外、他意あるにあらず、宜しく貴國の高官を派して國書を受取るべし、若し此地に於て受取られずんば、我等は直に江戸に赴かんのみ、長崎へ回航せんこと思ひも寄らず。」

と述べて、聽かず、三郎助歸つて此旨を報すれば、氏榮大に驚き、急使を發して、警を江戸にも報じ、警固の四家にも報ず、四家とは相州大津詰の川越侯松平誠丸典則、上宮田詰の彦根侯井伊掃部頭直弼、上總富津詰の會津侯松平肥後守容保、房州竹ヶ岡詰の忍侯松平下總守忠國、何れも皆海岸防禦の台命を奉じて屯在せるもの。

抑も此米國艦隊は瀛船サスクエハンナ、ミスシツピー、帆船ブリマウス、サラトガの四艦より成り、水師提督マシユー・シー・ペルリは旗艦サスクエハンナ號に在り。

ペルリは其前年十月十三日を以て、本國を發し、大西洋より阿非利加の南岸に沿うて東し、錫蘭、新嘉坡を過ぎて、香港に著し、此に碇泊すること二十餘日、艦隊を編制して上海に到り、琉球に航して王宮を訪問し、小笠原島を経て、浦賀に來れるもの。

此夜、一大流星青光を放つて、水平十五度ばかりの處を、南西より東北に飛び去る、光

芒爛として尾を拖く。

「流星は計畫成功の吉兆なりと聞く、我が使命必ず成らん。」
ペルリ艦室に在り、聞いて、莞爾として微笑む。

二 米艦の入港 (二)

泰平三百年の長夢、俄然として覺めぬ。

黒艦來の叫聲、倏忽として大浪小浪の如くに、浦賀より江戸に響き渡れば、市中市外の騒動、鼎の沸くに異ならず。

時の將軍徳川左大臣家慶會よ篤疾に罹りて、病幕に在り。

閣老の首班阿部伊勢守正弘を始めとして、牧野備前守忠雅、松平和泉守乘全、松平伊賀守忠固、久世大和守廣周、内藤紀伊守信親の人々、何れも四日の早朝より、御用部屋に詰めて、評議に餘念なし。

第一報は甚だ簡短なり、六月三日發、浦賀奉行戸田伊豆守氏榮よりの報告にして、
「今三日未の上刻、相模國城ヶ島沖合に、異國船四艘相見えし趣、三崎詰の者申出んに

○閣老の筆
頭阿部伊勢
守正弘は備
後福山侯に
して時に年
三十五歳な
り
御用部屋
とは幕府の
内閣なり

○爪哇總督
は米國使節
日本に外交
を要求せん
爲め武裝せ
る艦隊を整
へ來らんと
し今支那海
に在る旨を
報告せしな
り果して其
言の如し

○泰然自若
の四字頗る
振ふ

幕府五解史上篇

六

付、早速見届として組の者出張仕つらせ、御固四家へ心得の爲め相達し處、只今千駄崎邊まで迅速に走り込みぬ。」

と言ふに過ぎず、未だ何れの國の船とも知れず、如何なる意味の渡來とも判じがたし。左れども幕府に於ては多少の心當りなきにもあらず、米國政府より遠からず軍艦を發遣すべき説あることは、前年八月、和蘭商館長クルチウスの齎らせる爪哇總督の報告に依りて粗々豫知せられたるところ、ヨモヤと思ひ、眞逆にと思へる人々、今は扱てはと心に思ひ浮ぶもあらん。

既にして第二報は來れり、これも三日付にて、氏榮より發したるもの、待ち兼ねし閣老の人々、急ぎ披きて之れを讀めば、

「先刻御届申上り異國船相糺し處、アメリカ合衆國政府仕出の軍艦にて、二艘は大砲二十挺餘、二艘は總體鐵張の蒸汽船にて、一艘は大砲三四十挺、バッテリー七八艘、是又鐵張の様子に相見受け、一艘は大砲十二挺据る、進退自在にて、艦艇相用ひず、迅速に出没仕り、應接の者寄せ付け申さず。」

とあり、果然、米國軍艦なり、其態度亦強硬なるが如し、續いて下文を見れば、

「漸く申論し、一人乗組み、相論し處、國王の書翰護送いたし、奉行へ直に相渡し申すべき旨申聞け、組の者の談等は引受け申さず、既に江戸表へも其段相通じ置る旨之れを申し、泰然自若と罷在り、猶ほ同様の軍艦數艘來いたし段申聞け、一切船の近邊へ近寄り事、相斷り申し、猶ほ御國法相論し申すべく得共、容易ならざる軍艦にて、此上の變化計りがたく、只今應接には之れあり得共、先づ此段早々申上り、以上。」

事態は愈々重大なり、此上軍艦を増遣し來らば、更に益々重大なり、彼方の泰然自若と罷在る程、此方は最とど痛心苦慮の至り。

左れども夷情未だ審らかならず、變化未だ測るべからず、閣老何れも眉を擧めて、「容易ならざる事かな、恐れ入つたる儀かな。」

と言ひ合へるばかり、未だ幕府の態度を決せん由もあらず。電話もなく、電信もなき世の、只管領を延べ、足を企てよ、輕騎の來るを待つばかり、一瞬の間も尙ほ千秋の想あり。

三 米艦の入港 (三)

體よく賺かし還へすは、外船に對する當時の方針なり。

浦賀奉行所の與力香山榮左衛門、四日卯の下刻、通詞堀達之助、立石得十郎の二人と與に、輕舸二隻に分乘して、旗艦サスクエハンナ號に乗り付け、

「浦賀奉行名代香山榮左衛門、提督に面會せん爲めに來れり。」

と通ずれば、彼れ

「貴官の外、通詞一人のみ來れ。」

と答へて、榮左衛門及び達之助の乗艦を許す。

艦長ブキヤナン、副艦長アダムス及び大尉コンチーの三人、談判委員として出で來り、

開口先づ

「昨日も浦賀第一等の官吏と言ふ人來りしに、貴官亦た浦賀第一等の官吏と稱せらる、孰れが眞なりや。」

との一詰を試む、榮左衛門領きつと、

○與力香山榮左衛門米艦を訪ふ

「我れは浦賀奉行の名代なり、浦賀第一等の官吏を代表するものは我れなり。」

と軽く受け流し、更に言葉を変更て、

「外國と交通せざるは、我國の祖法なり、假令ひ國王の書翰なりと雖も、通信なき國より受くること相成らず、特に浦賀は外國應接の地にあらず、宜しく長崎へ回航すべし」と説きて、賺かし還へさんとす、ブキヤナン頭を掉りつと、

「貴國の國法は我等之れを知れり、然れども我等は此地に於て國書を捧呈せよとの使命を蒙むる、私に長崎へ回航せんこと、不可能に屬す、若し此地に於て受領せられずんば、我等は直に江戸に赴かんのみ。」

と答へ、更に威儀を正して、

「抑も各國通商を請ふと雖も、貴國の拒んで之れを容れざるは天理に背く、今回又若し拒んで許されずんば、我等は直に砲門を開きて、天理に背くの罪を問はんのみ、勝算歴々我に在り、貴國若し力抗せずして和を乞はんとせば、宜しく此白旗を建てよ來らるべし、我れも亦た砲を止めて、和を講ぜん。」

と陳べて、白旗二旒を前に置く、其態度甚だ硬し。

○米人白旗を出だして強硬の態度を示す

米艦の入港

今は賺かし還へさんこと叶ふべからず、榮左衛門

「國王の書翰を受けんことは國禁なり、私に處置すべからず、江戸へ經伺の上にて答ふべし。」

と言へば、彼れ僅かに領づきて、

「好し、宜しく急に計はるべし、遅々せらるれば、貴國の不利なり。」

と答ふ、榮左衛門

「然らば四日の後に答へん。」

と告ぐれば、ブキヤナン

「此地と江戸との間は、唯半日にして通すべし、何ぞ四日を要せん。」

と駁して、肯んぜず、榮左衛門

「去りながら、江戸に於ても亦た協議すべきの時日を要す、一日二日にして辨じ得べき

にあらず、明日より三日の後に回答せん。」

と陳ぶれば、ブキヤナン之れを諾し、美麗の一函を携へ來りて示しつゝ、

「大統領の國書、此中に在り、之れを渡さずんば、我等は無事に貴國を去らず。」

と告ぐ、其態度益々硬し。

榮左衛門辭し歸りて報告すれば、奉行戸田伊豆守氏榮今は一瞬も猶豫すべからず、即時

に一書を認めて、榮左衛門に附す。

榮左衛門乃ち同心福西源兵衛と俱に、一鞭馬を驅つて、江戸に馳せ向ふ、鞍頭風を研つ

て、蹄底煙を捲く。

四 米艦の入港 (四)

既にして輕騎江戸に達し、待ちに待ちたる夷情、漸く分明し來れり。

今しも閣老の手に披かれたるは、戸田伊豆守氏榮の四日を以て發したる第三報なり、始

めには、

「昨日御届申上ルアメリカ船四艘、鳥ヶ崎沖へ滯船任り、尤も蒸氣仕掛け等にて、別

に深意御座ルや、外二艘碇入れ申さず、漂ひ罷在ル、追々組の者遣はし、御國法申諭

させ、縱令國王の書翰にても、通信之なき國にルへば、書翰受取申しがたく、且つ浦

賀の儀は外國應接の地に之なくル間、長崎表へ相廻りル様、種々理解仕りル處、西

○落涙の二
字又振ふ

洋諸國と相違ひ、共和政治の國は嚴格にも之あり、御國法の儀は厚く相分り、其段は尤も承知仕得共、國元出帆の節より、何様當地に於て申諭し共、長崎へは相廻り申まじく、江戸表へ相越し様申付けられぬ事故、此儘歸帆仕りぬては、使命を過ちぬ大罪を受けぬ事故、此所承知致し呉れぬ様、落涙仕りぬまでの存切にて申聞けぬ。

とあるかと思れば、其末には、

「右書翰此上當地にて請取らず節は、存寄り次第に取計ひ旨をも申聞けぬ間、此儘御差戻しの御差圖に相成りぬは、即時異變罷成り申すべきやと心配仕りぬ。」

とありて、是れは又事態甚だ容易ならず、其次には又

「扱又此度軍艦數艘事々しく渡來の儀は、使命を重んじ、御當國を尊敬仕りぬ諸邦の先格にて、不審仕つるべき儀には之なき旨申聞けぬ。」

○米國の國
書を受くべ
きか受くべ
からざるか
の問題起る

と言ふの一節こそ、此書面の主眼にして、幕府に於ても今は愈々米國大統領の國書を受領すべきか、拒絶すべきかの問題を決定せざるべからざる場合とはなり來れり。

抑も領國は祖法にして、訂盟は國禁なり、外國の國書亦た固より受くべからず。然れども彼れは軍艦四隻を挾さんで來れり、我れ若し拒絶せんか、直に戰端を開かんと察しがたからず。

彼れには堅艦あり、利兵ありて、我れには兵備整はず、防禦全からず、和戰の決する所は、即ち存亡の岐かるるところ。

祖法重く、國禁重しと雖も、國家更に重く、社稷更に重し。若し祖法を重んじ、國禁を重んずるの結果、國家を亡ほし、社稷を亡ほさば、則ち如何、閣老の首班阿部伊勢守正弘は思慮周密の人なり、閣僚牧野備前守忠雅と議して、先づ諸有司の意見を徴すれば、何れも

「國法は破りがたしと雖も、國家亦た危うすべからず、若し國書を拒んで、戰端を開かば一大事にぬ、枉けて國書を受けて、一旦退去せしめ、然る後ち徐ろに後圖を畫せんに若かず。」

○阿部閣老
水戸老公齊
昭の意見を
問ふ其答辯
頗る曖昧な
り
○越前阿波
高松長州姫
路柳川の諸
藩に出兵の
準備を命ず

幕府瓦解史上篇

と答ふ、正弘更に私書を水戸前中納言齊昭に贈りて、其意見を問へば、
「撃攘必ずしも可ならず、若し浦賀を撃退すれば、伊豆諸島を占領し、八丈島を占
領せんこと必然なり、左ればとて其國書を受領して、亡國の端を啓き、後日の憂を
貽すときは、其不利撃攘よりも大なり、宜しく衆議を盡して決斷あるべし。」
と答ふ、是に於てか正弘の意見愈々決す。
左れども萬一の變あらんことを虞れ、越前侯松平、越前守慶永、阿波侯蜂須賀阿波守齊
裕、高松侯松平讚岐守頼胤、長州侯毛利大膳大夫慶親、姫路侯酒井雅樂頭忠顯、柳川侯
立花左近將監鑑備等に密旨を下して、出兵の準備を命ず。

五 米艦の入港 (五)

強硬の態度、峻嚴の威儀を以て臨ますんば、日本決して應ぜじとは、ペルリの初めより
心に期せるところ。
長崎へ廻はれと言へば、然らば江戸に往かんと脅迫し、國書は受けがたしと言へば、然
らば我れに決意ありと威嚇し、中に平和の意志を蘊みて、外に恫喝の氣勢を示す。

○米艦海底
の測量を行
ふ

○米艦江戸
灣に向はん
とす

其行動、其應對、復た先前の外船に似るべくもあらず。
四日には各艦より一隻づつの短艇を卸して、灣内の深淺を測る、艇首の白旗に、平和の
意志を表すれども、萬一の變を慮かり、固く諸艇を戒めて、本艦の命射線外に出づるを
許さず。
諸艇且つ測り、且つ進んで、龜ヶ崎砲臺の附近に到る。
川越侯松平誠丸典則の守兵、それと見るより急に船を發して之れを逐ふ。
米兵各と銃を把つて擬す。
衝突アワヤ起らんとす、守兵望み見て、敢て迫らず。
五日は安息日なり、艦上に禮拜式を擧げて、使命の成功を祈る。
其翌六日、ミスシツピー號、突然測量艇隊を掩護して、江戸灣内に向ふ。
旗艦サスクエハンナ號も亦た半ば錨を抜き、石炭を焚きて、警戒する所あり、汽笛の音
唳々、歇んでは又起る。
陸上の驚駭言ふべからず、諸藩の守兵、各と船を發して、之れに尾す、遠く望めば、小
鰐の巨鯨を逐ふが如し。

米艦の入港

與力香山榮左衛門亦た輕舸を呵して、米艦に乗り近づけ、

「何とて灣内深く進航せらるよぞ。」

と詰責すれば、米兵

「今回の交渉若し拒絶せられんか、我れは更に大艦隊を編制し來つて、貴國の罪を問はんとす、今日の試航は、他日の準備なり。」

と答へ、平然として益々進む。

進むこと凡そ十二三哩、本牧岬の附近に到り、俄然船首を回轉して、復た浦賀灣内に還り來る。

諸艇尋で再び灣内の測量を行ふ。

我が守兵、船を進めて遮り止めんとす、米兵復た銃を擬して嚇す。

守兵屈せず、亦た各々銃を執り、劍を按して益々進む。

衝突復た起らんとす、米兵急に艇首を回へして避く。

殺氣湘南に満ちて、危機眼前に迫り來る、彼我若し一たび衝突すれば、砲火忽ち海陸に迸しらん。

○浦賀の住民難を諸方に避く

○井戸鐵太郎弘道浦賀奉行となつて談判の衝に當る

○將軍家慶米艦の來りしを聞き憂慮し病勢頓に革まる

人心の危懼頂點に達し、老幼を扶け、家財を運びて、山林に隠れ、鎌倉地方に避くるもの、絡繹として絶えず、浦賀の市中、復た雞犬の聲をも聞かず。左れども十五歳以上、六十歳以下の男子は、堅く他行を禁ぜられて、皆残りて其家に在り、席もなく、衾もなく、連宵夢をさへ結ばず、宛乎として敵軍包圍の中に在るが如し

六 米艦の入港 (六)

外艦の撃攘は、言ふべくして、行ふべからず、閑老阿部伊勢守正弘當時の國情に顧みて斷然國書を受領するに決し、六日、麾下の土井戸鐵太郎弘道を擢んで浦賀奉行と爲し、石見守に任じ、

「米艦に回答すべき期日も、明日に迫れり、早々浦賀表に赴き、戸田伊豆守と諸事協議を盡して、米國大統領の書翰を受くべし。」

と命じて、諸般の指揮を與ふ、弘道即時結束して、浦賀に馳せ向ふ。

將軍家慶久しく病褥に在り、有司台慮を勞せんことを慮れて、未だ米艦渡來の事を稟さず、今や其態度強硬にして、國書を受領するの外なきに及び、

米艦の入港

「斯かる一大事を秘め置かんこと然るべからず、宜しく尊聴に達すべし。」と決し、此日、入つて事の由を言上すれば、家慶愕然として駭き、

「肩衣持て、疾く伊勢を召せ。」

急に正弘を枕頭に召し、肩衣を蓆上に加へて、少しく頭を上げ、

「外艦渡來の事は、國家の大事なり、此大事を詢らんもの、水戸の外あるべからず、疾く此旨を傳へて、俱に事を謀れ、愼んで處置を誤まること勿れ。」

と告げて、憂悶の色面に溢る、是れより熱氣進みて、病勢頓に革まる。

水戸前中納言齊昭は資性英俊にして、果斷に富む、曩きに兵制を改革して、洋式に則り

弓槍を全廢して、銃砲を用ひ、又寺院の梵鐘を收めて、巨砲の鑄造に力む、事、幕府の

忌諱に觸れて、江戸駒込の邸に幽せらるること數年、是に至りて此命あり。

左れども水戸の御隠居は實は閣老の舅姑なり、何か事あれば、容喙し、質問し、反覆應

答するを常とす、故に諸閣老多くは蒼蠅さがりて、其起用を憚ばず。

正弘平生齊昭と親み善く、其天下に重望あるを知つて、之れに倚頼し、之れを利用せん

とするの心あり、既に私に其意見を徴す、今や將軍の面命あり、越前侯松平越前守慶

○阿部閣老
自から水戸
齊昭を訪ふ

○水戸老公
齊昭米艦捕
獲策を勸む

永よりも亦た書を以て懇懇するあり、正弘乃ち意を決し、七日、退廳の後、直に供揃ひ

を命じて、齊昭を其邸を訪ふ。

戌の上刻より子の刻に至るまで、會見三時半、台命を傳へ、所見を叩き、主客互に胸襟

を披きて談論し、復た更の関ぐるを知らず。

齊昭の意見は初めより鎖國に在り、米艦拿捕の秘計として、

「事若し開戦に決せんか、不意に起つて襲撃を加へよ、米夷生捕るべく、米艦分捕るべし。」

との旨を告ぐ、意氣豪宕、既に敵軍を呑むの概あり。

然れども世は文祿征韓の時と同じからず、今の米艦は彼の龜甲船の比にあらず、今の艦

砲は彼の石火箭の類にあらず、我が五大力の兵船、百目玉の大砲、千百ありと雖も、争

でか能く米夷を生擒し、米艦を拿捕するを得べき、輕舉事を誤まらば、悔ゆとも復た及

ぶべからず。

之れを有司の意見に徴し、之れを外間の所論に聞かすも、國書を受領するの外、他に卓見

もなく、名案もあらず、正弘の意見、今は愈と決して、復た動かす。

○阿部閣老
米國の國書
を受くるに
決す

七 米艦の入港 (七)

三日間の回答期限は、匆匆忙々の間に過ぎ去りて、私の意志を通告すべき七日の日は、愈々来れり。

此日辰の下一刻、與力香山榮左衛門、通詞及び同心を従へ、輕舸三隻を飛ばして、米國旗艦サスケエハンナ號に乗り付く。

日本果して國書を受領すべきか、せざるべきか、待ち兼ねたる談判委員ブキヤナン、アダムス、コンチー等は、直に出で來りて、榮左衛門と會見す。

受否の決は、和戦の岐かるよところ、委員の眼には、決心の光閃めく。榮左衛門の態度は、極めて冷静なり、徐ろに口を開きて、

「拙者、今日、江戸政府の意志を通告せん爲めに來れり。」

と告ぐれば、委員の視線は、一齊に榮左衛門の上に注ぐ、榮左衛門續いて、
「江戸政府は提督及び部下と應接せん爲めに、奉行を派し、海濱に式場を設けて會見せしむべし、但し此奉行は單に貴國の國書を受くべき任務を帯ぶるのみ、其他の應接談

○香山榮左衛門幕府の意見を齎らして米艦を訪ふ

判をなすべき職權を有せず、其の回答は他日追つて之れを爲すべきものと承知せられ

よ。」
と言明し、更に

「國書は其正本と謄本とを同時に受取るべし、會見の場所と、日時と、奉行の氏名とは、重ねて通告すべし。」

と告ぐれば、ブキヤナン、アダムス等、我れの國書を受くるを聞きて、頗る意を安んじ、反問數次の後ち、去つて提督の指揮を仰ぐ。

流星の瑞、果して驗あり、第一の使命先づ此に達せんとす、提督ペルリ快然として、同意を表すれば、ブキヤナン、アダムス等再び出で來りて、

「貴下の要求は、盡く承諾せり。」
と答ふ、危機は去れり、和氣は動けり、米艦々上の戒嚴は同時に解けり。

ブキヤナン、アダムス等嬉々として榮左衛門を饗應し、自から案内して艦内の狀況を縦覽せしめ、艦砲の用意、機關の装置等を説明すること、詳且つ密、宛から十年の舊知に對するが如し。

○江戸の海岸に防備を行ふ
○江戸市中に黒艦を大に混雑せる見物に出掛るもの多し
○當時「日本を茶にしようきたかじつた四はいで夜も暑中にも冷あせ流す口へ衆辰のそぐ早と船首など早落口は阿辰の閣老の役宅に在るとこ

幕府瓦解史上篇

八日申の刻、榮左衛門再び米艦を訪問して、浦賀奉行の江戸より來着せし事、及び會見の場所、日時を告げ、奉行戸田伊豆守、井戸石見守の任命書を示す。
平和の曙光は、既に浦賀に熾びけども、江戸の天地は、尙ほ黯澹たり。
七日以來、越前、高松以下の諸藩、各兵士を派して、海岸の防禦に備ふ、旌旗海風に翻へりて、戎衣天日に輝く、人馬の來往旁午織るが如し。
市民の恐怖して負擔奔竄するもの引きも切らず、諸藩主、幕臣亦た其家族を領邑采地に送るもの多く、市中の騷擾益々加はる。
物見高きは、昔も今に異ならず、斯かる人心疑懼の間にも、尙ほ黒艦見物と洒落るよもの少からず、同心等出でて制すれども、些の効もあらず。
炎熱の天を意とせず、數里の路を事ともせず、ぞろ／＼と集ひ來るもの蟻の如く、幾萬と言ふ數を知らず、品川より金澤に至る沿道の家々、湯茶、批把葉湯の類を出して接待するもの亦多し。
土用の半にも秋風あり、騷動の裏には此香氣あり。

八國書の受領(上)

會見の日も決し、會見の場所も決す。
日は明九日、場所は久里濱、浦賀より一里ばかりの南に在り。
浦賀の吏員、俄かに大工、人夫を督して、會見所の假館を建つ。
久里濱は千代ヶ崎より千駄ヶ崎に至る間に、大なる彎形を描く、其中央大濱の砂地に、間口十間、奥行五間の假館を建て、葺くに萱を以てす、中央に區劃を設けて、五間四方の二室を作る。
入口に接せる一室は、砂上に疊を布きて、警衛席とし、奥の一室は、高さ一尺の床を張りて、毛氈を敷き詰め、三方には紫の幕を繞らし、其前には金屏風を建て列ねて、應接席とす。
入口より警衛席の中央、曲の手に、赤毛布を敷きて、通路に充つ。
應接席の正面に一卓を置き、毛氈を覆ひて、國書の函を置くの臺とす。
向つて左手に腰掛二脚を置き、右手に十脚を置く、十脚の方は米人、二脚の方は奉行の

○久里濱に於て米國々書を受けん

席となし、其中間には別に卓子を置かず。

腰掛は今の椅子にはあらずして、曲录なり、各寺院よりの借り集めにして、赤漆の剝けたる所には、紅殻を塗り、黒漆の取れたる所には、墨汁を塗りて、間に合せの急修繕を加ふ。

米人の上陸場には、土俵を積みて、假りに埦頭を作り、此所より會見所までの間には、幔幕を張り列ぬ。

工事は急ぎに急ぎ、裝飾は焦りに焦る、鏗聲丁々、一夜にして全く成る。

九日の寅の一天、忽ち法螺の音、四方に響き渡る、時に海色蒼茫として、天未だ全く開けず。

浦賀の番所よりは、此れを合圖に、列伍正々として練り出づ。

與力合原惣藏先驅たり、陣羽織を着して、小袴を穿つ、劔付銃を携へたる同心四十八人之れに續く。

次は浦賀奉行戸田伊豆守氏榮、小具足の上に陣羽織を着し、陣笠を戴きて、馬に跨り、從兵三百人を隨へて進む。

次に浦賀奉行井戸石見守弘道、亦た同じ打扮にて進む、從兵百人。

次に與力、同心等次を逐うて進み、最後に幕府の砲術師範役下會根金十郎、大砲二門を引いて進む。

浦賀を發し、愛宕山を左に見て、山峽に入り、險隘の路を過ぎ去つて、内川の橋を渡れば、則ち會見所なり。

下會根金十郎は入口の右手に控へ、與力合原惣藏及び劔付銃隊は其後に控ゆ、奉行の從兵は皆會見所の後に屯す。

警固の四家の兵、亦た來りて、各々海陸を守る。

川越侯松平誠丸典則の兵は、會見所の右手に在り、其數五百三十人。

忍侯松平下總守忠國の兵船五十隻、其右手の海岸に艤し、内一隻は大砲を備ふ、其兵五百人、小笠原保等之れを指揮す。

彦根侯井伊掃部頭直弼の兵は、會見所の左手に在り、其數二千百餘人。

會津侯松平肥後守容保の兵船百二十一隻、其左手の海岸に屯す、其兵千四百餘人、黒河内十太夫等之れを指揮す。

ひらくと風に翻へる兵船の赤の小旗、宛がら春の日の陽炎の如し。

九 國書の受領 (中)

國書の受領は、日本に於ける破天荒の盛事なり、幕吏より見れば、恨事ならんも、米人より見れば、眞に盛事なり。

奇を好む米艦の士官、皆参列の光榮を得んことを熱望して止まず、竟に抽籤を以て其人を定むるの餘儀なきに至る。

米艦の準備は既に前夜より整ふ、此日午前八點鐘、即ち我が辰の刻を以て、久里濱に向ひ、砲彈の陸地に達すべき距離にまで進んで、錨を投ず。

陸上よりは香山榮左衛門、中島三郎助の二人、各々輕舸を飛ばして來り迎ふ。旗艦の號令一たび下れば、各艦より短艇を卸すこと十五隻、士官及び水兵三百人、之れに分乘して發す、艦長ブキャナン先頭に在り。

榮左衛門、三郎助の兩舸、左右に押し並んで先導す。樂聲洋々の裏、艇々進んで陸と艦との中間に到る。

○米船祝砲を發ち諸人皆膽を潰す

忽然として轟々たる砲聲、米艦々上より起り、海波爲めに洶湧せんとす。

陸上の人々、素破や開戦ぞと思へば、皆愕然として色を變ず。

一發、二發、三發、四發、打ち去り、打ち來つて、十三發に至る、砲聲天に轟き、砲烟海を掩ふ、左れども砲彈一として陸に達せず、人々皆訝かり怪しむ。

何ぞ知らん、是れ提督ペルリ出艦の禮砲ならんとは。

忽ち見る、星條旗と將官旗とを建てたる一艇、波濤を研つて駛り來るを、是れぞ即ち提督を載せたるもの。

諸艇は早や假埠頭に着す、ブキャナン眞先に上陸すれば、士官、水兵亦た續いて上陸す左れども其三分の一は留まりて艇中に在り。

尋いでペルリも亦た上陸す、乃ち星條旗と將官旗とを先頭に押し立て、隊伍肅々として式場に向ふ。

規律あり、訓練あり、歩武井然として一絲亂れず、遠く望めば、長蛇の走るに似たり、觀るもの皆感歎止まず。

既にして式場に達し、水兵は入口を衛り、提督以下士官は皆中に入る。

右の方には提督ペルリを始めとして、艦長、副艦長等各と席に着き、他の士官は雑然として警衛席の右側に立つ。

左の方には浦賀奉行戸田伊豆守氏榮、井戸石見守弘道の二人相並んで席に着き、幕府の應接役林大學頭、戸川中務少輔、松本十郎兵衛、堀織部及び與力中島三郎助、佐々倉桐太郎、近藤良太、通詞立石得十郎等夫々着席し、警衛席の左側には支配組頭辻茂左衛門以下與力、同心等兩刀を挟さんで坐し、イザと言はど、直に躍り込んで、一刀兩斷になさんずと意氣込む、稜々たる兩肩聳えて鷹の如し。

與力香山榮左衛門、通詞堀達之助及び彼れの通詞ポートマンの三人、彼我の中間に立ちて斡旋す。

右の方は白哲にして長幹、左の方は黄色にして矮軀、右の方は紅毛にして碧眼、左の方は結髪にして黒瞳、右の方は金色燦然たる大禮服、左の方は威容儼然たる陣羽織。双々對照し來れば、壯觀にして奇、偉觀にして又珍、米國の一士官、早くも此好個の畫題に木筆を走らす。

一〇 國書の受領 (下)

双方の着席、全く定まる。

通詞堀達之助先づ起ちて、兩奉行と提督とを紹介すれば、各と起ちて禮を行ふ、彼方は手を挙げ、此方は腰を屈む。

禮式終れば、復た席に着く。

兩奉行は黙々たり、口を一の字に結んで、隻語をも發せず。

場中は肅然たり、炎暑の日も、秋風の中に立つの想あり、唯周圍の幔幕のみ海風に煽ら

れて、はらくと鳴る。

座中の人、皆手に汗を握る。

稍とありて達之助再び起ち、通詞ポートマンに向ひて、

「用意好くば、國書を受け取るべし。」

と告げ、ポートマン之れを提督ペルリに通ず、ペルリ何事か指揮すれば、二少年各と一函を捧げて、提督の前に進む。

二人の黒奴、提督の側に侍立す、これを受けて卓上に置き、函を包める紅色の布を解く一函は縦一尺五寸、横一尺三寸ばかり、青漆を以て塗り、四方の縁は黒漆を以て彩どり、函の左右に「吉祥」の二字を漢字にて署す、皮紙に認められたる國書、此中に在り、今一つの函には副書を納む、幅一尺、厚さ一寸ばかり、上に西字、漢字を書す。ポートマン、提督の告ぐる儘に、其書の性質を説明して、これを奉行に呈す。奉行之れを受けて、紫の袱紗に包み、黒塗紋付の長き小函に入れて、更に朱塗の具足櫃の中に納む。

○米國の國書を受く

○國書を受領せし爲め「いにしへの蒙古の時とあべこべに波風立てぬ伊勢の神風」いにし

此時、香山榮左衛門俛首して、奉行の前に進み、一書を受けて提督に渡す、是れ國書受領の證なり、此時奉行井戸石見守弘道「國書は聡かと受領せり、求むる所の通商互市は、天朝に奏し、衆議を盡して、後ち回答せん、但し此回答は明年、長崎に於て、和蘭人より受取るべし。」と告ぐ、ペルリ「其儀は了承せり、願はくは近海の一島を借りて、商館を建て、交易を行ふの便となさん。」

と乞へば、弘道

「近年飢饉にして、新規の事は、將軍に言上しがたく、時宜を以て通すべし、速かに歸帆あれ。」と答へて斥く、達之助

への伊勢を恐るる唐人も今ばあべこべ伊勢が恐るる「あべ川の味もほどの味もなしじょうきせんには下卑た御茶菓子」等の落首あり

「國書授受の式、是れにて終れり。」と告ぐれば、ペルリ直に席を起つ、我が兩奉行亦た起ちて禮を行ふ。ペルリ復た隊伍を整へて短艇に還り、尋で本艦に歸る。

會見の間、僅かに四半時ばかり。此日、炎熱燬くが如し、我が守兵熱砂の中に立ち盡し、爲めに日射病に罹れるもの四十三人。

○米艦江戸灣に入り市民大に驚き騒ぐ

米艦浦賀より進んで横須賀沖に泊し、其翌十日、更に進んで江戸灣内に入り、薄暮の頃ひ、不意に大砲を發す、其聲殷々として天地に轟く。素破やと思ふ間もあらせず、半鐘の聲、忽ち八百八町に響き渡れば、陣笠、火事羽織の面々、槍を提さけ、銃を擔ひて、東西南北に馳せ廻ぐる、市中の騒動、宛から沸き返る

ばかり。

閣老以下要職の人々、供揃ひもそこ／＼夜中俄かに登城す、憂色面に溢る。

幕吏輕舸を飛ばして米艦に近づき、其不法を詰りて、退去を迫れば、

「此度は枉けて歸國せん、來年の春は、浦賀を越えて江戸近海に來るべし、萬一事に託して返翰を與へられずんば、品川に碇泊して其趣を本國に通ずべし、斯くても尙ほ

聞かれずんば、我等は直に將軍に謁して、直答を乞はんのみ、此儀承知あるべし。」

と答へて、浦賀に退き、越えて十二日卯の刻、四發の砲聲を名残として、西方に駛せ去

る。

○米艦浦賀を去る

一一 幕府の方針(上)

米艦一たび去るも、明年復た重ねて來らんこと疑ふべからず、我が方針を決定せんこと急務中の急務に屬す。

去るにても米國大統領の國書には、如何なる事をか記せる。

朱塗の具足櫃は、六月十四日を以て、浦賀より達す、閣老開き見れば、國書は英文の外

に、蘭文、漢文の二通あり、別に閣老に寄する副書ありて、亦た蘭文と漢文とを以て認めらる。

閣老、西城の留守居筒井肥前守政憲に命じ、漢文の書を讀ましめて之れを聞く、其要旨

は和親の訂約、薪水の供給及び難船の救助を求むるに在り、而して我れ若し聽かずんば

竟に開戦の止むなきに至らんことを諷す。

書意簡明、和にあらずんば、則ち戦あるのみ。

若し祖法にして破られずんば、和親を許すも可なり、戦端にして開かれずんば、要求を

斥くるも亦た何か有らん。

然れども要求を斥けんには、戦端必らず開かれん、和親を許さんには、祖法竟に破らざ

る能はず、今は寔に痛し、痒しの時なり。

此上は祖法を破りて和親を許さんか、開戦を賭して要求を斥けんか、二者其孰れをか擇

ぶの外はあらず。

我が兵備にして全く、財力にして饒かならんには、一戦亦た固より辭せざる所、奈何せ

ん、泰平三百年、武備漸く弛び、國力漸く衰へ、加ふるに財計亦た窮乏、一年を支ふ

るに足らず、勝敗の數、龜卜を待つて知るまでもあらず。左ればとて妄りに祖法を破りて、和親を許し、爲めに民心の激昂を招き、國論の沸騰を來さんか、是れも亦た國家の大患なり。

阿部伊勢守正弘既に胸底に期する所ありと雖も、先づ世論人心の歸着する所を究めんと欲し、舊來の慣例を破りて、諸方の意見を徴す。

此日、先づ勘定奉行川路左衛門尉聖謨、留守居筒井肥前守政憲の二人を水戸前中納言齊昭の駒込の邸に遣はして、其所見を叩かしむ。

齊昭時に杉の馬場に出で、其子八郎麿の馬術を視る、二人の來るを聞くより、直に家に入り、上下を着して延見す、二人

「今や昇平日久しくして、武備漸く弛ぶ、世界の強國たる亞米利加と戦はど、忽ち敗衄を取りて、國辱を招かんこと疑ふべくもあらず、和蘭交易の半を割きて、米國と通商せんこと如何はんか。」

と問へば、固より鎖國主義の齊昭、

「若し米夷と訂交すれば、異日必らず後難を生ぜん、祖宗の法固く守らざるべからず、

通商交易の事斷じて許すべきにあらず。」

と答へて、飽までも開港を非とすること、今猶ほ昨の如し、二人重ねて、

「然らば俗にぶらかすと申す如く、許すともなく、許さぬともなく、辭を巧みにして數年の間釣り置きはんこと、如何はんべきや。」

と言へば、齊昭

「武備を充實する間、一時之れをぶらかすこと、時に取つての計畧なるべしと雖も、祖宗の嚴禁を侵して、外夷の交易を許さん事は、我れに於て宜しとは申しがたし。」

と答へて、終に和親の議を賛せず。

不幸は多事の秋に起り勝ちなり、將軍家慶米艦渡來の事を聞きてより、憂慮措かず、病勢日々に進みて、此月二十二日、竟に薨す、然れども舊慣に従ひ、暫く喪を祕して發せず。

二十六日には、米國々書の譯文を寺社奉行、町奉行、勘定奉行以下の諸有司に示して、其意見を下問し、二十七日には、三家及び溜間詰の諸侯に諮詢す。

越えて七月朔日、自餘の諸侯を白木書院に召集し、正弘其席に臨みて、

○阿部閣老
二たび水戸
老公の意見
を問ふ

○六月二十
二日將軍家
慶薨す七月
二十二日喪
を發す

○阿部閣老
有司并に諸
侯の意見を
諮問す

「米艦渡來の事は、國家の一大事たり、各と書翰の趣意を熟慮して、意見を具陳あるべし、假令ひ忌諱に觸るとありとも苦しからず、宜しく腹藏なく吐露せらるべし。」と訓諭すれば、諸侯皆唯々として退く。

一二 幕府の方針(下)

尋で諸侯の意見書を提出するもの、總て三十三人、此内

(甲)拒絶派 即ち米國の要求を拒絶すべく、戰爭亦た辭せずと言ふもの、尾張、水戸、一橋、越前、長州、肥前、阿波、津、南部、桑名、二本松、松代、沼津の十三侯。

(乙)和親派 即ち米國の要求を許容し、若くは制限を附して許容すべしと言ふもの、中津、八幡(美濃)佐倉、村松、筑前、津山、忍、掛川、小濱、足守の十侯。

(丙)延期派 即ち暫く延期し、軍備の整ふを待つて拒絶すべしと言ふもの、薩州、川越、今治、飯田の四侯。

(丁)權宜派 即ち暫く交易を許し、若くは優遇を與へ、軍備の整ふを待つて、拒絶又は進撃すべしと言ふもの、宇和島、加州、仙臺、肥後の四侯。

(戊)曖昧派 即ち文意曖昧にして、可否を明言せざるもの、藝州、彦根の二侯。

にして、拒絶派は其人數に於て優勢なるのみならず、親藩の人多く、雄藩の人多くして、勢力に於ても亦た優勢なり。

特に延期派と言ひ、權宜派と言ひ、亦た皆軍備の整頓するを待つて、拒絶又は進撃せんと欲するもの、其意和親を可とするものにあらず、若し此れをも加ふれば、其人員、其勢力、更に益々優勢なり。

是に由りて之れを觀れば、米國の和親許すべからずと言ふもの、實に當時の衆論なり、公議なり。

然れども若し此衆論、公議に従ひて、米國の要求を拒絶せんか、騎虎の勢、戰端必らず忽ちに開かれん。

我れの兵備未だ整はず、海防亦た全からず、五大力の兵船ありと雖も、風波の日には進むこと能はず、百目玉の大砲ありと雖も、降雨の時には放つこと能はず。

兵士こそ精悍なれ、此敗船散器を以て、何ぞ彼れが進退自在、操縦自由の堅艦利兵に當るを得んや、一敗起つこと能はず、竟に城下の盟を結ばよ、此天下國家を奈何せん、此

○諸侯の意見
見和親許す
べからずと
言ふもの多
し

宗廟社稷を奈何せん。

當時幕府の有司亦各々意見書を提出す、大番頭加納遠江守、久貝因幡守等は撃攘を唱へ、目附戸川中務少輔、鵜殿甚左衛門、大久保市郎兵衛、堀織部等は拒絶を唱ふ、俱に拒絶派に屬す。

獨り寺社奉行本多中務大輔、松平豊前守、太田攝津守、安藤長門守、松平右京亮、町奉行池田播磨守、井戸對馬守、勘定奉行石河土佐守、松平河内守、本多加賀守、川路左衛門尉等の十一人連署して、

「兵備の整頓、海防の完成は、一兩年の間に行はるべからず、一時の權宜に従うて、兩國の争端を開くべからず。」

との議を建つ、蓋し拒絶、和親兩説の中庸を得たるもの。正弘乃ち幕府の方針を粗々此に定め、訓令を諸侯に下して、兵備の整頓、國力の充實に力む。

岩石左右に峙ち、流木前後に滿つ、舟を此間に操縦せんこと至難の業なり。要求を拒絶すれば、國難忽ち至起せん、岩石左右に峙てるに似ん、和親を訂約すれば、

國論立ちどころに沸騰せん、流木前後に滿つるにも齊し、正弘乃ち一棹舟を操つりて、巧みに此間を流下せんとす、此藝、他人の學び得ざるところ。

一三 露艦の來航 (一)

世は走馬燈に似たり。

米艦纔かに去つて、露艦忽ち來り、露艦漸く去れば、米艦復た再び來らんとす。

六月二十九日、突然長崎居留の蘭人より、

「露國軍艦不日來港せんとす、豫め注意せらるべし。」

との警報あり、時の長崎奉行水野筑後守忠徳、急使を發して其旨を江戸に報ず。

越えて七月十八日、露國艦隊司令官プーチャチン、果して軍艦四隻を率ゐて長崎に入り

來り、露國宰相の書翰を江戸に轉送せんことを求む。

其態度の強硬、米艦の如く、其應對の嚴峻、亦た米使の如し。

然れども外國の書信は妄りに受くべからず、奉行再び急使を發して指揮を請ふ。

此時に方り、幕府に於ては前將軍家慶の喪を發し、新將軍家定新に職に就く、水戸前

露艦の來航

○米艦去つて露艦來る

幕府瓦解史上篇

○七月三日
水戸老公齊
昭隔日登城
の命を蒙む
る

○十日齊昭
海防愚存と
題する書を
正弘に示す

中納言齊昭亦た隔日に登城して大政に參與す。

八月朔日、長崎の飛報、江戸に達す。

當時齊昭海防愚存と題する一書を提出して、米國と和すべからざる理由十ヶ條を列擧す、正弘見て

「これ東照宮神靈の告げさせ玉ふ所なり。」

と稱し、其書に題して「みおやのみたま」と曰ふ、然れども幕府の方針は敢て是が爲に變ぜず。

既に米國の國書を受く、露國の書翰を受くる、亦た固より妨げず。

正弘乃ち閣僚に謀り、齊昭にも議り、六日、訓令を長崎奉行に發して、露國の書翰を受けしむ。

均しく黒艦來なり、左れども近き浦賀の囁きは、江戸に聞ゆれども、遠き長崎の叫びは、關東に達せず、世人皆左まで注意を加へず。

然るに露艦の渡來に關して、意外なる流言あり、

「米國は明年必らず來りて和親條約の訂結を迫らん、日本若し之れを拒絶すれば、戰闘

忽ち起るべし、露艦は日本を援けて、米艦に當らん爲めに來れり。」

とは、世上誰れ言ふとなく傳ふるところ。

露艦果して此好意を有するか、此好意の裏には更に如何なる深意をか藏する。

夷情測るべからずとは、當時我が國民一般の思想なり、露人我れを援くると聞きては、

其疑念一層深し。

折柄浦賀奉行戸田伊豆守氏榮より一の秘報あり。

「露國は米國の戰端を開くを機として、御味方仕つらんと申し出づべしと雖も、是れ恩を賣り、徳を施して、土地を奪はんとするの謀計に外ならず、能く御思慮あらせ

玉へ。」

と戒告す、裏には裏あり、底には底あり、夷情愈と測るべからず、幕府是に至りて漸く戒心を加ふ。

既にして露國宰相ネツセル、ロチデの書翰、長崎より達す、其請ふ所は北地の疆界を定め、貿易の市場を開くべしと言ふに在り。

外事復た一の煩累を加ふ。

露艦の來航

○當時「ア
メリカが來
て金玉を卷
き上げる、
ナロシヤ又
來て卷あげ
る哉」との
落首あり交
易を開きて
我が金銀珠
玉を卷上げ
ることに掛
けたるもの

一四 露艦の來航 (二)

○筒井肥前
守政憲川路
左衛門尉聖
謨の二人露
艦に對する
談判委員と
して長崎に
向ふ

幕府既に露國の書翰を受く、今は之れに答ふる所なかるべからず。
正弘乃ち西城の留守居筒井肥前守政憲、勘定奉行川路左衛門尉聖謨の二人を抜擢して、
應接方とし、我が復書を携へて長崎に赴き、露國の使節プーチャチンと談判せしむ、隨
行するもの目付荒尾土佐守成允、儒員古賀謹一郎及び津山藩醫箕作阮甫の數人。
外に勘定組頭中村爲彌、勘定評定所留役菊池大助、聖謨の家士宮崎復太郎、薩摩の
藩士日下部伊三次、其子祐之進、水戸の藩士原任藏等亦た從ふ。
二人の任務は重大なり、正弘特に高官に準じ、且つ
「通商貿易の事は、復書に悉くせり、北地疆界の事は輕卒に劃定しがたしと雖も、樺太
島は北緯五十度を以て境界となし、東の方得撫全島までも我が所領となすべき目的を
以て談判すべし。」
と訓示すれば、二人其旨を領して、江戸を發す。
露艦の長崎に入るや、使節プーチャチン奉行所の吏員を招きて、艦中を觀覽せしめ、且

つ 懇に饗應す。

尋で幕府の命に依りて國書を奉呈せし後、一旦長崎を立ち去り、十二月五日を以て、復
た再び來る。

左れども幕府の答書、尙ほ未だ達せず。

プーチャチン其緩慢を詰りて止まず、長崎奉行水野筑後守忠徳諭すに江戸の答書不日に
來らんことを以てすれども、プーチャチン首を掉つて肯んぜず。

「國書を奉呈せしより、既に數句を経たり、今日尙ほ來らずんば、今後と雖も竟に來ら
ざらん、此上は江戸に出でと受取らん。」

と唱へて威嚇すれば、忠徳の當惑言ふばかりなし。
斯る折柄政憲、聖謨の二人、漸く江戸より達す。

十二月十二日、忠徳其旨を露艦に通じて、使節を奉行所に招く。

プーチャチン我が武鑑を検するに、政憲は僅かに二千七百石、聖謨は五百石に過ぎず、
斯かる微祿の士は老中に登るべき資格なしと知りて、益々強硬の態度を執り、

「我れは既に奉行所に到りて、國書を呈せり、今回は日本の官吏宜しく軍艦に來りて、

國書を授くべし、何ぞ我れのみ幾度も足を枉けて、禮を盡さんや、日本の官吏若し來らじとならば、來らざれ、我れは直に此地を去らんのみ。」

と唱へ、固く執つて肯んぜず、言辭侮慢にして、舉動亦た倨傲なり。

彼れ尊大に構ゆれば、我れも亦た屈讓すべからず、十三日、勘定組頭中村爲彌、通詞

森山榮之助と與に露艦に到りて應對する所あり。

爲彌身軀短小にして、風采甚だ揚らずと雖も、膽氣豪壯にして、犯すべからざるの威容

あり、反覆辯論頗る力む。

プーチヤチン竟に意を屈し、十四日を以て奉行所を訪問せんことを約す。

一五 露艦の來航 (三)

○小男の中村爲彌大男の露人を屈す爲彌是より其材幹を認識せらるる

○露國使節西役所に来る

十四日の朝、露國使節プーチヤチン上陸して、西役所に来る、其一行四十餘人。政憲、聖謨以下の諸員既に來りて、此處に在り、乃ち廣間に延きて會見を行ふ。廣間には一方に白綾縁の重ね疊を敷きて、我が吏員の席とし、一方には曲録を竝べて、露人の席と定む。

○露人最も交際に通ず

政憲、聖謨の二人は狩衣、差貫、風折烏帽子、荒尾成允は大紋、立烏帽子、古賀謹一郎は布衣を着して、重ね疊の上に坐し、水野忠徳等は大紋、立烏帽子にて其傍に坐す。

プーチヤチン以下は皆大禮服を着して、曲録に凭る。

我れは低く坐し、彼れは高く凭る、凭るもの尊きが如く、坐するもの卑しきに似たり。

頓て挨拶の交換終れば、三汁七菜の日本料理を卓上に竝べて、鄭重に款待す。

プーチヤチン等の喜悅言ふべからず、持ち馴れぬ箸を取つて食する狀自から奇。

露人何れも交際に長ず、言語應對、圓轉滑脱にして、些の稜氣なく、且つ談じ、且つ食す、饗者賓の如く、被饗者却て主に似たり。

饗應終りて後、政憲、聖謨の二人、プーチヤチンと對話す、彼れよりは通詞、筆者各よ

一人、我れよりは成允、謹一郎及び忠徳席に列なる。

款談數刻にして、プーチヤチン以下皆辭し去る、此日は別に國書を授與せず。

十七日、答禮として我れより露艦を訪問せんとす、偶々其前日に至り、

「我が官吏、露艦に到らば、彼れは暴力を以て談判を決し、國境を定めん手筈なり。」

との流言あり、政憲、聖謨以下の人々、其旅館に在りて密議を凝らす。

筑前侯黒田筑前守齊溥、佐賀侯鍋島肥前守齊正、熊本侯細川越中守齊護、平戸侯松浦肥前守詮、島原侯松平主殿頭忠精、大村侯大村丹後守純熙等來つて長崎海防の任に當る、齊溥亦た之れを聞きて憤慨し、政憲、聖護の旅館に來りて、

「露夷の舉動奇怪なり、戒心せでは叶ふべからず、我が家臣中決死の者を選びて、十九八を得たり、之れを従へて露艦に赴かるべし、我れ亦た火薬を載せたる一船を用意せり、萬一の事あらば、直に露艦を焼き撃ちすべし。」と告ぐ、聖護之れに答へて、

「我等固より一死を分とすと雖も、輕舉事を誤らば、國家の大事なり、彼れ若し暴力を以て迫らば、我れ一身を抛ちて露艦に留まり、彼の首府に到りて、國王に説得仕つらんのみ。」

と述べれば、諸員亦た皆其任に當らんことを請うて止まず、政憲、聖護の二人、

「流言遽かに信すべからず、一應其容子を探り見んこそ好けれ。」と謀り、試みに書面を露艦に贈りて、其動靜を見せしむれば、艦中平穩にして、何の異状もあらず。

「此上は仔細なからん、約の如く訪問するに若かず。」

諸人漸く意を安んず、左れども齊溥兎角釋然たらず。

「露艦若し一發にても打たば、祝砲なりとて容赦相成らず、即時打ち拂ひ申すべし。」

と告げて立ち去る、尋で松浦詮、松平忠精の二人亦た來りて協議を凝すこと多時。

危機は一髪か、一發か、和戰の決、唯一發の祝砲に在り。

一六 露艦の來航 (四)

十七日は露艦答訪の日なり。

政憲、聖護以下の諸員、巳の刻を期して、西役所に集まる。

波止場に二隻の船あり、二階造なるは細川家の手船にして、緋縮緬の幔幕を張り、他の一隻は奉行所の用船にして、葵の紋を附けたる緋縮緬の幔幕を張る。

一行十數人、此二隻の船に分乗し、太鼓、鑼拍子賑やかに漕ぎ出づ、政憲、聖護の二人は繼上下に御召の紋服を着し、他の諸員も亦た皆平服を着す。

港内の警戒は嚴重なり、黒田、鍋島、大村其他諸家の番所、陣場には、夫々幕を張りて、

○我が委員
露艦を訪ふ

士卒犇々と詰め切る。
鍋島家にては特に大砲を装置せる兵船を諸所に隠くして、萬一の變に備へ、黒田齊溥も亦下屋敷に臨みて士卒を指揮し、望遠鏡を手にして、終始露艦の動靜を窺ひ、イザと言はど、直に火蓋を切つて砲撃せんとす。
既にして二隻の船は、早や露國の旗艦に漕ぎ着く。
陸上にては素破や今ぞと、瞬きもせず露艦を見守る、左れども砲烟更に起らず、砲聲亦轟かず。
艦上は和氣霽々たり、プーチヤチン自から舷上に出で、歡び迎へ、政憲、聖謨以下を導きて艦中を巡覽せしむ。
政憲時に年七十七、自から梯子を降らんとすれば、露國の士官直に其手を取つて扶け下す、斡旋奔走、履をも揃へんばかり、百事懇切を極む。
頓て食堂に招請し、珍羞を盡くして款待す、左れども出る皿もく、概ね油臭き肉類ばかり、諸員一嚮をも口にする能はず、僅かに菓子とパンとのみを食す。
饗應終りて後ち、聖謨よりは刀、印籠、漆器を贈り、政憲よりも亦た物を贈りて辭し還る。

○露國使節
に我が國書
を授く

危懼せし答問の禮も、斯くして無事に終れり。
國書授受の式は、愈々其翌十八日を以て行ふ、プーチヤチン其隨員と俱に大禮服を着して、西役所に来る。
政憲、聖謨以下出で、應接し、國書を授け、物品を贈り、終りて又饗應す。
國書は漢文なり、古賀謹一郎文案を作り、正弘の家士小島五一之れを淨書す、其要旨は「貴國大君主、我が兩國邊疆の交錯を思ひて、釐正を加へんと欲す、貴國既に好意を以て來る、我邦何ぞ好意を以て、相報いざるを得んや。
第だ邊土の經界、貴國以て甚だ明晰ならずと爲す、則ち邊藩に諭飭し、細かに査覈を加へ、而して大吏を差して、貴國官人と會同商議し、以て劃一に歸せしめん。
夫の貿易往來の若きは、祖宗の遺法厲禁あり、歴世の遵奉して失はざる所、故に曩昔貴國嘗て開市の請ひあるも、我邦業に已に固辭す、意ふに其顛末は公等の克く悉くす所ならん。
矧んや我が君主新たに位を嗣ぎ、百度維れ新なり、斯等の如き重大の事項、必らず之

れを京師に奏し、之れを列侯群官に諭告して、協同商議せしめ、議定まつて後ら事に従ふもの、願ふに三五年の時月を費やさざるを獲ず。我國の貴國に於ける壤界相接す、宜しく鄭重を加ふべし、故に重臣二員を長崎に遣はして、布恬廷と會晤し、以て其曲折を盡さしむ。」

と言ふに在り、重臣二員とは政憲と聖謨とを指す。是に於てか政憲、聖謨の二人とプーチヤチンとの談判は、愈よ二十日を以て、西役所に開かれんとす。

一七 露艦の來航 (五)

昨日までは樽俎の間に交歡せるもの、今日は卓子の前に折衝して、互に口角沫を飛ばす。北疆問題の談判は、愈よ二十日を以て西役所に開かれ、政憲、聖謨の二人、露國の使節プーチヤチンと論戰を開く。

抑も北疆問題とは、樺太の國境、千島の經界、交互錯綜せるを以て、之れを協定せんとを彼れより求め來れるもの。

○北疆問題の談判を開く

彼我の意見には懸隔あり。我れは樺太に在つては、北緯五十度を以て境界とし、千島に於ては、得撫以南を以て我が領土となさんとするに對して、彼れは樺太の南端アニワ港以北、千島の得撫以北を以て、其領土となさんと欲す。

交渉は早や始まり、激論自から湧かざる能はず。

笑ふ時は猫の如く、怒る時は虎の如し、プーチヤチン滔々として自説を主張し、意氣激昂、覺えず卓を拍つて叫ぶこと兩三回。

聖謨學識あり、氣節あり、尋常一様の庸吏にあらず、プーチヤチンの辯論終るを待つて「樺太の境界を以て、北緯五十度となさんとするもの、我等の私論にあらず、足下請ふ足下の船室に掲ぐる蘭人の輿地圖を見よ、思ひ半に過ぎん、足下尙ほ固く自説を執つて肯んぜずんば、百回千回論辯するとも効あるべからず、此上は世界の公論に訴へて決定せん。」

と論ず、プーチヤチンの船室に輿地圖を掲ぐることは、曩きの日中村爲彌の親しく目撃せるもの。

プーチャチンも去るもの、此一撃に會うて、冷然一笑しつゝ、

「蘭人の輿地圖とや、外人の私に刊行せるもの、何ぞ一顧の價値あるべきや、且つや度数は天に屬するもの、地に就て畫するにはあらず、山川の形勢は、爾かく度数を以て分畫し得べきものにあらず。」

と反駁し、且つ我れの境界を定むるは易事にあらず、宜しく數年を待つべしと言へるに對して、一矢を酬い、

「兩國の境界を定むるは急務なり、三四年を待てとは、何たる緩漫ぞ、此上は我れ直に江戸に到りて、老中に面談せんのみ。」

と述べ去つて、又も例の奥の手の脅迫を試む、聖謨儼然として色を正し、屹とプーチャチンを見遣りて、

「誠や夷狄は禽獸なり、道理を以て論すべからずと老中の申されたる事、我れは世界に國するもの、誰れかは條理を辨ぜざるべきところ存じつれ、今足下の暴論曲説を聞くに及んで、老中の申せしところ如何にもと思ひ當れり、老中たるもの何とて面會を許さんや、其拒絶せんこと言ふまでもあらず、左れども足下江戸に往かんと思はゞ、勝

○川路聖謨の一言露國使節を屈す終る
○日露談判

手に往かれよ。」

と痛言す、舌端針の如く、ヒシと敵手の胸を刺す、左しものプーチャチンも噤と口を噤みて、默然たること良久し。

是れより論鋒頓に挫けて、穩便に交渉すること數刻、何れ書面にて申し陳ずることもあらんと述べ、交渉の餘地を存して歸り去る、時に既に申の刻。

一八 露艦の來航 (六)

彼我の談判、一先づ終れども、露艦尙ほ長崎を去らず、双頭の鷲、尙ほ何物をか規へる。

其年も暮れて、明くれば安政元年正月、プーチャチン日露條約の草案を寄せ來りて、江戸の閣老に轉送せんことを求む、其要旨は、

- 一、日露兩國永久に和親を厚うする事。
- 一、千島は擇捉島、樺太は其南端アニワ港を限りて、日本の領土とする事。
- 一、大阪、箱館の二港を開く事、及び右兩地に露國領事を置く事。
- 一、治外法權を許す事。

露艦の來航

一、最惠國條款均霑を許す事。

等を要求するに在りて、孰れも自國に都合好き事ばかり、政憲、聖謨の二人、一見して之れを不當なりとし、直に

一、和好の事に關しては、閣老に於て前議を翻へすべきにあらず。

一、北疆の事に關しては、露國の提議不當にして承認すべからず。

との主意を以て一篇の諭書を作り、正月六日、勘定組頭中村爲彌を露艦に遣はして、交附せしむ。

プーチヤチン其己に不利なるを察して、拒んで受けず、爲彌百方勸諭すれども、尙ほ肯んぜざるを見て、勃然色を作し、

○中村爲彌
露國使節を
屈す

「我れ苟くも使命を奉じて此處に來り、足下之れを受けずとて、此儘空しく立ち歸らるべきか、足下若し受けずんば、我れは斷じて此處を去らず、唯此軍艦の行く所に從ひ、貴國の首府に到りて、國王に捧呈せん、是れ寧ろ我れの望む所なり。」

と言ひ放つ、牢乎たる決意拔くべくも見えず。矮漢侮るべからずと見て取るプーチヤチン、始めて温顔之れを受け、且つ

「我れ明日上陸して諸官に告別すべし、願はくは其序を以て土地の巡覽を許さるべし。」

と請ふ、爲彌

「そは國法に於て禁ずる所、所詮承諾すべきにあらず。」

と拒絶すれども、プーチヤチン尙ほ頻りに請うて止まず、爲彌、然らば一應上官に通達せんと答へて、辭して還る。

我れの答ふる所、兎角に要領を得ず、七日、プーチヤチン西役所に來りて、重ねて政憲、

聖謨の二人と會商する所あり、我れより纒かに、

一、將來若し日本に於て通商貿易を許すことあらば、露國を以て最先とする事。

一、明年兩國より委員を派して、北疆を劃定する事。

一、通商貿易の事に關しては、數年の後を期して答辯する事。

との言質を得て辭し還り、土地巡覽の事は、竟に其希望を達せず。

斯くて其翌八日、四隻の露艦、齊しく錨を抜き、不得要領の回答を載せて、長崎を去る。烟のあるところ、火有りや無しや、露艦日本を援くべしとの流言は、ホンの烟の如くに

消ゆ。

一九 米艦の再来 (一)

○米國軍艦
再び来る

露艦の長崎を去つて後ち三日、夷艦復た忽然として其姿を伊豆沖に顯はす。海上に遊弋すること三日ばかり、正月十三日、急に艦首を北東に轉じて、江戸灣に向ひ相州城ヶ島より浦賀の前面を過ぎて、觀音崎を左折するもの、来るも來たり、其數總て七隻。

是れぞ米國艦隊サスクエハンナ、ミスシツピー、バハタン (以上汽船) マセドニア、バンダリヤ、サウサンブトン、リクシングトン (以上帆船) の七隻にして、亦た提督ベールの率ゆるもの。

浦賀の吏員、各々輕舸を飛ばして、遮せんとすれども及ばず、先頭の軍艦は進んで本牧に達し、數發の空砲を放ちて、海底の深淺を測る。

與力黒川嘉兵衛一舸を飛ばして、バハタン號に漕ぎ付け、通詞堀達之助、立石得十郎外三人と與に、艦上に登りて、面會を求む。

ペルリ病と稱して會はず、艦長アダムス代りて接見す、嘉兵衛先づ來意を問へば、アダムス

「去年の回答を得ん爲めに來れり。」

と答ふ、嘉兵衛

「然らば浦賀に引き返すべし、此處は外國軍艦の入るべき所にあらず。」

と諭せども、アダムス頑然として聞き入れず、却つて江戸灣に進入すべき氣勢を示す。

米艦の重ねて來るべきは、固より豫期せるところ、左れども其斯くまで早く來らんとは、殆ど夢想だもせざるところ。

長崎の露艦は、足の先きを蚊の螫す程にも感ぜざりし江戸の官民、今は睫のあたりを蜂の襲ふ如くに騒ぎ立つ。

幕府俄に加賀、郡山、淀の諸藩に命じて京都を警衛せしめ、水戸、仙臺、久留米、米澤の諸藩に命じて江戸を守護せしめ、尙ほ他の諸藩に命じて近海を扼守せしむ。

又儒員林大學頭燁、町奉行井戸對馬守覺弘、目付鶴殿民部少輔長銳を擧げて應接方とし、儒者松崎滿太郎を從へて浦賀に赴き、奉行伊澤美作守政義、戸田伊豆守氏榮と議し

米艦の再来

○幕府近海
を防守せしむ
○林大學頭
燁等談判委
員を命ぜら
る

て、ペルリと談判せしむ。

浦賀に於ては急に館浦の船藏に接して、應接所の假館を建築するに決し、十四日より工を起し、晝夜兼營、十七日に至りて全く成る。

此間、浦賀奉行所の吏員、毎日々々米艦に詰め掛けて、浦賀に引き返さんことを迫る、左れども米艦悉く拒んで應ぜず。

燐、覺弘、長銳等既に浦賀に着す、十九日、公然浦賀に於て談判せんことを通すれども、浦賀は碇泊危険なりと稱して、更に肯んぜず。

燐等重ねて鎌倉光明寺に於て談判せんことを通すれども、又肯んぜず。二十四日、艦長アダムス以下十六人、浦賀に上陸し、燐、覺弘、長銳等と假館に於て會見し、

「我等は遠く來れるもの、荏苒として日を曠うするを得ず、貴下等若し遷延せば、我れは直に江戸に入つて、政府と談判せんのみ、往時、江戸の將軍外人を延見せしことあり、我等何ぞ江戸に到り得ざるの理あらんや。」

と反覆其意見を主張して止まず、燐等又米國使節と鎌倉に會見せんことを説けども、ア

○米艦進んで神奈川に入る

ダムス等聽かずして去り、斷然軍艦を進めて、神奈川に入る。初めより夷狄何か有らんと思へる燐、今は啞然として言葉もなし。

二〇 米艦の再來 (二)

米艦の深意、兎角に測るべからず。

二十八日には、更に神奈川を發して、品川に入らん勢ひあり。

若し談判の破裂を機會に、砲門を開かんか、江戸の全市忽ちに焦土とならん。

幕府の憂慮言はん方なし、江戸より神奈川に至る七里ばかりの間、斥候を要所々々に配置して、一々米艦の動靜を報せしむ、注進櫛の齒を引くが如し。

何時しか神經過敏となり來れる江戸城中の人々、

「夷船共唯今江戸の方に向ひぬ。」

との急報あれば、素破やとばかり色を變ず、頓て

「夷船共唯今浦賀の方に向ひぬ。」

との注進あれば、ヤレ〜と胸を撫でおろす、此の如きこと六七回、其度毎に青くなり、

○一大滑稽劇

赤くなる。

何ぞ知らん、是れ米艦の依然として碇を卸せるもの、唯風向、潮流のまに、艦首を彼方此方に轉せるならんとは。

今より思へば、滑稽なれども、當時は中々笑ひどころの騒ぎにあらず。

中にも水戸前中納言齊昭の如きは閣老の因循を慨して、此夜俄かに登城し、急使を發して溜間詰の諸侯を召し集む。

○水戸老公齊昭俄に溜間詰諸侯を召して意見を問ふ

溜間詰の諸侯は幕府の顧問として、老中の上座を占む、當時溜間詰たるもの會津侯松平肥後守容保、高松侯松平讚岐守頼胤、彦根侯井伊掃部頭直弼、姫路侯酒井雅樂頭忠顯、小濱侯酒井若狹守忠義、桑名侯松平越中守定猷、松山侯松平隱岐守勝成、忍侯松平下總守忠國、佐倉侯堀田備中守正睦、岡崎侯本多美濃守忠民の十人、夜中の急召心元なく、何れも皆倉皇として駕を促がし來る。

齊昭の意は米艦撃攘の意見を決せんと欲するに在り、此中、佐倉、小濱、忍の三侯は開市の意見を有し、會津、高松、彦根、姫路、松山、岡崎の諸侯は其意見未だ分明ならず、獨り桑名侯松平越中守定猷は、去年幕府の諮詢に對して、

「御國辱を忍ばせられ、御國體を失はせられて、通信通商御許容の儀は、御職掌に對せられ、決して之れある間敷くと存じ奉つりぬ。」

との建言書を呈し、斷乎として拒絶の議を唱ふ、辭氣嚴正、天下傳誦して快と稱す、齊昭最も意を屬し、先づ定猷に向ひて、

「米夷に對して如何なる處置をか取るべき、所存の程を腹藏なく申し立てらるべし。」と言ひつゝ、其顔を見遣る、定猷實は自から建言書を草せず、忽ちハツと答へに詰まりて、

「只御穩便の程こそ願はしうぬへ。」

と答へて、首を下ぐれば、他の諸侯亦た之れに和して、

「我等も同感にぬ。」

と陳ぶ、事意外に出で、復た奈何ともすべからず、齊昭慙然として退き、翌日、病と稱して登城せず。

二 米艦の再來 (三)

○又滑稽

○閣老松平忠固自儘に談判委員に内意を傳ふ

米艦既に神奈川に入る、今は浦賀に於て談判せんとするも得ず。
林大學頭煒、井戸對馬守覺弘、伊澤美作守政義、鵜殿民部少輔長銳及び松崎滿太郎等は二十九日を以て神奈川に引返し、戸田伊豆守氏榮のみ獨り浦賀に留まる。
閣老の首班阿部伊勢守正弘は平和の方針を執る、松平伊賀守忠固も亦た同じく平和の意見を懐き、二月朔日、忠固縦に勘定奉行松平河内守近直を神奈川に遣はして、幕府の内意を應接方に傳へ、

「談判は平和を主とすべし、決して兵端を開くが如き事あるべからず、且つ應接の事は、一々旨を老中に受くべからず、各々相議して取計ふべし、後日御咎めあらば、老中其責に任すべし。」

と告げ、且つ

「各々若し老中の旨を請はど、老中亦た水戸の御隠居の意見を問はざるべからず、斯くては平和に談判せんこと叶ひがたし、此儀心得らるべし。」

と諭せば、米人の強硬に一驚を喫せる煒、今は

「東照宮再生し玉ふとも、彼れの申す所に御任せの外あるまじ。」

○横濱始めて世に出づ

と思へる折柄とて、異議なく此方針を以て談判するに決す。

神奈川の南に横濱と言へる寒村あり、煒此地に於て談判せんと欲し、二日、輿力香山榮左衛門を米艦に遣はして、此意を通ず。

ペルリ實地を踏檢せしめて後ち之れを諾す、因りて館浦の假館を移して、應接所に充てんと欲す。

溜間詰諸侯の詰問に失望したる水戸前中納言齊昭自邸に在り、偶々松平伊賀守忠固の内諭を聞きて驚嘆し、四日の朝、急に登城して閣老に談ずる所あり、目付堀織部正利懇をして閣老連署の令書を齎らして、神奈川に急行せしめ、

「應接方四人の内二人、騎馬にて明朝までに歸府すべし。」

との旨を傳ふ、煒、覺弘の二人、即時に神奈川を發し、其夜の丑の刻を以て江戸に達す、五日の朝、二人打ち揃うて登城すれば、齊昭閣老列席の上にて、

「假令ひ一時の試験たりとも、交易は決して許すべからず、若し是が爲めに兵端を開くことあるも、亦た已むを得ざる所なり、然れども彼れ亦た妄りに暴横の舉動を事とするものにあらず、宜しく慎重事に従ふべし、彼れ又江戸に來りて、直接老中に談判せ

んと言ふとも、決して許容すべき筋にあらず、但し川崎あたりに於て應接せんことは、
臨機の處置に任す。」

との旨を諭せば、二人唯々として退く。

忠固は平和に談判すべしと諭し、齊昭は交易を許容すべからずと諭す、平和に談判せん
とせば、勢ひ交易をも許容せざるべからず、若し交易を許容せざらんとせば、竟に平和
に談判すべからず。

二個の命令、明かに撞着す、一方に従へば、一方に背かざるべからず、知らず孰れの命
令にか従ふべき。

閣老に於ても亦た捨て置きがたく、六日、窃に齊昭の命に従ふべからずとの旨を諭せば、
焯、覺弘の二人、即日又神奈川に赴く。

三三 米艦の再來 (四)

通商許すべからずとの議は、水戸前中納言齊昭の口より唱へられて、夷艦撃攘すべしと
の論、漸く諸侯、士人の間に和せらる。

「一たび外艦を攻撃すれば、士氣俄然として振作せん、武備の廢弛憂ふるに足らず。」

とは、齊昭の専ら主張するところ、其心中固く必勝を期して疑はず、撃攘論者の中には、

「短兵の接戦は我が長技なり、小船を飛ばして、敵船に躍り入り、日本刀を揮うて、素

麵の如くに敵の帆綱をバラリくと切り拂ひ、西瓜の如くに敵の兵士をザクリくと

切つて捨つべし。」

と説くもあり。

「大鑿を敵船の土手ツ腹に打込み、孔を穿けて水船となすべし。」

と言ふもあり。

「水上より塵芥をドシくと流して、敵船の蒸汽の運轉を止むべし。」

と唱ふるもあり。

「燒草を積みたる小船に火を掛けて、風上より押し流し、敵船を燒打にすべし。」

と論ずるもあり、米艦に到りて其容子を知らるゝ與力合原惣藏の如きも、

「夷船は残らずチャンを塗りて、暑き日にはニチャクに溶く、宜しく燒打の工風を運

らすべし。」

○鬼謀神策
續々出づ

○談判委員
撞着せし二
個の命令を
受く

○第一回の談判開く

と説く、其言ふところ、一として天來の奇想ならざるはなし。斯かる世論の中に在りて、談判の衝に當るもの、其苦心如何ばかりぞ。我が應接掛 林 大學 頭 燐、井戸對馬守 覺 弘、伊澤美作 守 政 義、鵜殿民部少輔 長 銳の四人は、二月十日、ペルリを横濱の應接所に延見して、第一回の談判を開く。燐は應接掛の首席にして、今ならば談判委員長とも稱すべき人、年齒五十四五、容貌溫和にして、人品亦た卑しからず。燐先づ上席に著すれば、覺 弘、政 義、長 銳の三人、順々に居並び、儒者松崎滿太郎少しく離れて席に著き、筆記掛其傍に控ゆ。ペルリ提督一禮終りて後ち、燐の方に向ひて、「船中病死者ある時は、最寄の陸地に埋葬すること、各國俱に許す所なり、願はくは貴國に於ても許可せらるべし、船舶の遭難する時は、之れを救濟すること、亦た萬國の通義なり、貴國此事をも許可せらるべし。」と請ふ、平和に談判すべしとは、閣老の内諭するところ、特にペルリの請ふ所は、人道の要義にして、強ちに拒むべきにあらず、燐乃ち之れを許す。

此二事は修好談判の瀬踏みなり、ペルリ其承諾を得たるを見て、更に談判の歩を進め、「貴國既に此二事を許さる、宜しく通商交易をも許さるべし。」と陳べ、米清條約の寫を示して、通商の利を説くこと諄々たり。左れども此一事は重大なり、燐等復た容易に動かさず。「死者の埋葬、難民の救助は、人道として許すべきも、外國との修好は、祖法として許すべからず、此議は決して承認するを得ず。」と述べて、肯んぜず、此日は要領不得の中に散會を告ぐ。

三三 米艦の再來 (五)

彼我の談判は尙ほ繼續せり。二月十五日、ペルリ形勢の漸く可なるを見て、大統領より贈る所の物品を將軍に獻じ、閣老阿部伊勢守正弘以下に頒つ。將軍への贈品中には電信機あり、蒸汽車の雛形あり、望樓の模型あり、銅製の端艇あり、其他多く文明の利器に係かる。

米艦の再來

○米國使節方物を獻す

此日、特に電信機及び蒸汽車の使用法を實見に供す。

先づ應接所と、此處より十四五丁を隔てたる假小屋との間に、十數本の柱を建てよ、二條の鐵線を架し、双方の家屋に、同様の電信機械を据ゑ付く。

機械は幅一尺四五寸、長さ四尺ばかりの木製の臺にして、黒き光澤あり、象牙、金屬にて、作れる種々の器具、其上に装置せらる。

應接掛以下の吏員、何れも來り見る、一人の小吏空中の鐵線を指さして、

「あれは何の用にするものによ。」
と訝かり問へば、傍の一人、

「多分狀箱の通る道なるべし。」
と答へ、他の一人、

「如何にも、一本の鐵線は此方より行くもの、今一本は向ふより來るものなるべし、左など言ひ合へる内、早や實驗は始まれり、一人の技手、機械の前に立ちて、象牙の電鍵を按へ、

「これを此通りに按ゆれば、此中なる電池より電流を起して、鐵線に傳はり、假小屋に

取り付けある受信機を動かして、電信符號を印し出す仕掛なり。」

と説明し、應接掛の通信文を蘭譯して發電す、左れども唯技手のカチ／＼と電鍵を按下するばかり、別に手紙も、狀箱も躍り出でず。

忽地にして返電あり、此方の受信機カタ／＼と響けば、幅一寸ばかりの紙、瀧の如くに

スル／＼と滑り出で、と／＼とにて綴れる種々の符號、青色のインクにて顯はれ出づ。

技手木筆を走らせて、これをABCに譯すれば、一篇の蘭文立ちどころに成る、文意正しく今の返電なり。

不思議、不思議、手紙をも發せず、狀箱をも送らず、一瞬にして彼我の間に音信を通ずること、魔法にやあらん、幻術にやあらん、古來見もせず、聞きも及ばず。

應接掛以下の面々、繰り返しく彼れの説明を聞けども、唯首を捻るばかり、其理頭には入らず。

不思議は此れに止まらず、次いで湯氣にて陸を駛る蒸汽車の實驗あり。

先づ應接所近傍の空地に、鐵軌を圓形に敷きて、鐵製の瀧罐車と、木製の客車とを其上

○我が吏員
電信機蒸汽
車を見て膽
を潰す

に置く、客車の大き駕籠の如く、僅かに五六歳の小兒一人を載せ得るに過ぎず。
 瀛罐車にて黒き石塊を焚くこと少時、瀛笛一聲、一と鳴ると齊しく、蒸汽車忽ち烟を
 噴きて疾走し始め、見るく鐵軌を一周して、復た元の所に還り来る、疾きこと奔馬も
 及ばず。
 人も押さず、牛も曳かずして、自由に回轉すること、亦た人間業とも思はれず。
 幕吏の一人、客車の屋上に踏み跨がりて、鐵軌の上を疾走すること二三回、得意の色面
 に溢る。
 此他種々の獻品を見て、何れも唯々膽を潰すばかり。
 夷狄は禽獸なりとの漢學思想に固まれる林大學頭燁、今は夷狄恐るべし、侮るべから
 ずとの意志を生じ来る。

二四 米艦の再來 (六)

敵愾の心は、電氣の如く、機に觸るれば、忽ち發す。
 越前侯松平 越中守 慶永、米艦の品川近海を測量せることを聞きて黙止せず、二月朔日

○江川太郎
 左衛門決死
 の士を率ゐ
 て應接所を
 警衛せん事
 を求む

書を阿部伊勢守正弘に寄せて、嚴重に處置せんことを勧告す。
 幕府の諸有司亦た米艦に對する處置を建言せんと欲し、二月十三日、若年寄本多越中守
 忠徳の邸に會合して、密議する所あり、討論 曉に徹すれども、決せずして止む。
 豆州葦山の代官江川太郎左衛門英龍亦た米人の舉動に慨する所あり、二月十九日、決死の
 士十六人を率ゐて神奈川に到り、林 大學 頭燁に逢うて、應接所警衛の任に當らんこと
 を求む、其意、米人若し無禮の行爲あらば、直に一刀兩斷の處置に出でんと欲するに在
 り。

當時小倉侯小笠原左京大夫忠徵、松代侯眞田信濃守幸教の兵士、神奈川警衛の任に當る、
 燁

「應接所の警衛としては既に小倉、松代の二藩士ありて、此上多くの人數を要せず、且
 つ萬一應接所に於て事變起らば、警衛の士は盡く討死を期せん、外人は直に江戸灣
 に進入して、砲撃を開始せんこと必然なれば、決死の勇士は一人たりとも多く江戸に
 留め置かんこそ肝要なれ。」
 と思へば、固く謝絶して其意に應ぜず。

○筒井政憲
川路聖謨等
對米談判の
軟弱に不満
を懷く

○力士に米
俵を運ばせ
角力を取ら
せて勇力を
誇らんとす

長崎に往きて露國の使節プーチャチンに應接したる筒井肥前守政憲、川路左衛門尉聖謨亦た二月二十二日を以て江戸に還り來り、米艦應對の狀を聞きて、意頗ぶる平かならず。

強硬の論、不平の聲、今や漸く幕府の内外に高しと雖も、閣老は飽までも平和の政策を執つて改めず。

「彼れ既に方物を獻ず、我れも亦た酬ゆる所なかるべからず。」

二月二十六日、將軍よりは硯箱、塗机、香爐、紅白真綿、縮緬、黄金、太刀、火蠅銃等を米國政府に贈り、阿部閣老よりも絹織物十四疋を米國政府に贈る。

幕府尙ほ外に米二百俵(五斗入)雞三百羽を艦隊に贈る。

力士小柳以下二十五人、春尙ほ寒き海風に裸體を吹かれつゝ、手にく米俵を把つて、海岸に運ぶ。

二俵を肩に積み、一俵を片手に提さぐるあり、兩手に一俵づゝを携ふるあり、宛がら空俵を扱ふに異ならず。

倏忽の間に米俵を運び盡せば、更に海岸に土俵を設けて、角力の技を演ず。

長幹雲を衝くが如きあり、坦腹鬚を抱くに似たるあり、ヤツと立ち、ヨウと受け、組んでは解くれ、離れては又合ふ、鐵腕風を斫つて、呼氣竟を吐く、双龍相争ひ、兩虎相搏つところ、雄絶、壯絶、見るだに骨鳴り、肉躍る、幕吏等

「夷人も是れには一驚しつらん。」

と思ひきや、彼等の眼には長幹も珍らしからず、坦腹も異とするに足らず、却て赤裸々黒裸々の相組み、相搏つ狀を見て、興を覺し、

「扱ても野蠻や。」

と擗登するものさへ少からず、東西風俗の相異なる、折角の自慢も其効なかりしこそ是非なけれ。

二五 日米の訂約

此日は彼我がの談判結了せる日なり。

我が應接掛とペルリとの間に、條約草案十二ヶ條を協定して、長崎の外に、下田、箱館の二港をも開くに決す。

○條約草案
十二ヶ條を
議定す

初めペルリは琉球、松前の二港及び浦賀、神奈川、横濱の中一港を開かんことを要求せしも、我れ之れに應ぜず、江戸に赴き、及び江戸灣を測量せんことを要求せしも、我れ又之れに應ぜず。

双方の意見愈々一決するや、林大學頭煇急ぎ江戸に歸りて、幕府の認可を請ふ。水戸前中納言齊昭は最も反對なり、閣老中にも亦た異論あり、皆我が讓歩の多きを諒む。

左れども煇は自から東照公再生するとも此外に出でじと信するもの。

「我が讓る所多きに似たりと雖も、彼我談判の結果此に歸著せるもの、此以上は某の力に及びがたし、今若し之れを拒絶して開戦に至らんか、沿海兵備もなきに、何の術か敵を拒ぎしべき、若し敗戦の後に和睦せば、其讓るところ更に此れに止まりしまじ。

反覆辯論して屈せず、異論者漸く之れを諒とす。

齊昭獨り肯んぜず、煇等を責罰し、更に別人に命じて談判せしむべしと主張せしと雖も、閣老之れに従はず、竟に煇の意見を採可す。

○米國使節
我が委員を
艦中に招き
て饗應す

○神奈川條
約成る

二十九日、ペルリ提督、我が應接掛以下七十餘人を艦中に招く、饗應善美を盡くして、更に費用を吝まらず。

三鞭を傾ぐることを數蓋、耳熱し、顔紅なるに及んで、歡興漸く湧き來る。

上席の煇は一々手を着くるも、多く食せず、左れども他の諸員は皆能く飲み、能く啖ふ、饗應終れば、各よ日本流に饌餘を紙に包んで持ち歸る。

越えて三月三日、双方の署名愈々終りて、世に稱する神奈川條約此に成る、これぞ我國條約の根本となれるもの。

ペルリ江戸に入ること能はず、將軍に謁すること能はず、及び全權大臣の禮遇を受くること能はずと雖も、至難の修好條約を訂結して、三百年來の國是を一變せしめしは、兎も角も成功なり、此時ペルリ

「貴國の祖法を破り、國禁を解きて、通商條約を訂結せられたるは、余の光榮として謝するところ、今より後ち他國の來つて侵略するあらんか、米國は軍艦兵器を送りて應援し、以て友邦たるの義務を盡すべし、是れ其左券なり。」

と述べて、米國々旗を贈る。此日、我が應接掛亦たペルリ以下を招きて、日本料理を饗

○米艦下田に去る

○水戸老公登城せず

す、東方の風味、西人の嗜好に適せずと雖も、皆待遇の懇到なるを喜ぶ。ペルリ既に使命を達す、十三日、進んで羽田沖に到り、其形勢を視察して金澤沖に還り、二十一日、更に開港地視察として豆州下田に赴く。今は江戸灣内復た米艦の隻影なし、幕府始めて意を安んず。日米條約の成りてよりは、齊昭愷々として樂まず、表を上つり、情を陳じて、復た登城せず。齊昭門地あり、勢望あり、味方の側に在りて反對するは制し易しと雖も、若し反對の側に立ちて反對すれば大事なり、正弘乃ち將軍家定に勸めて、齊昭を軍制改正の總裁に補す、用意極めて深し。

二六 吉田松陰の壯圖 (一)

米艦金澤を去つて、豆州下田に在り。

一夜、天黒く、浪吼ゆ、忽ち一小舟あり、バハタン號に漕ぎ寄すると齊しく、艦梯に飛び移るもの二人。

○吉田松陰海外渡航の擧を企つ

これ何者ぞ、如何なる仔細ありてか忍び來つる。長州藩士吉田寅次郎と呼ぶものあり、名は矩方、字は義卿、松陰と號す、學識あり、氣節あり、米艦の浦賀に來り、露艦の長崎に來るを聞きて、國家の前途を憂ふること甚だ深し。

信州松代藩士佐久間修理、象山と號す、寅次郎の師なり、寅次郎、一日修理に向ひて、「彼れを知り、己れを知るは、兵家の要務なり、然るに我が國人は、未だ曾て海外に赴かず、咫尺の外は如何なるものなるをも辨ぜず、若し一旦緩急あらば、争でか勝利を得られぬべき。」

と語れば、修理默然として答へず、只

微臣別有二伐謀策、安得二風船、下二聖東

との二句を書して示す、寅次郎忽ち其意を察し、匆々行李を整へて長崎に向ふ、これぞ露艦に投じて、海外に赴かんと欲するもの。

修理其志を壯なりとして旅資を給し、且つ五古一篇を賦して其行を送る。寅次郎晝夜兼行、馳せて長崎に到れば、露艦既に去る。

○金子重輔亦た壯舉に加はる

寅次郎望みを失して、江戸に引き還へせば、米艦重ねて來りて神奈川沖に在り、寅次郎掌を抵つて悦ぶ。

長州藩士金子重輔亦た氣骨あり、寅次郎の雄圖を聞きて、同行せんことを約し、俱に鳥山新三郎の宅に宿して、時機の來るを待つ。

日米の交渉は次第に進みて、三月三日、竟に條約の署名を終る。

「左らば米艦の退去するも近きに在るべし、イザ神奈川に赴かん。」

五日、二人江戸を發して、程ヶ谷の旅亭に投じ、日々に神奈川に出で、米艦の動靜を窺ふ。

時に松代藩の兵來りて神奈川を警衛し、修理亦た遣中に在り。

越えて七日、寅次郎、重輔の二人、復た來りて神奈川の市中を徘徊し、ハタと修理に行

き逢ふ、修理早くも其故を察し、二人を携へて陣營に歸り、膝を交へて密談夜半に及ぶ。

既にして、四邊人寢ね、夜靜まりて、撃柝の聲も聞えず。

機會は今なり、寅次郎、重輔の二人、忍びやかに此處を立ち出で、小舟に乗じて米艦に

向ふ。

折りしも風強く、浪高く、船體動搖して定まらず、漕げどもく、更に進まず。

既にして重輔頭痛眩暈を感じて起つこと能はず、竟に船底に打ち臥す、萬里の長風に駕

せんとする身の、此咫尺の航海にさへ苦しむを思ひては、胸中の懊惱、船暈の外にも多

し。

丑の刻の頃、風俄かに變りて、浪益々荒れ、船上の危険、秒一秒より加はる、寅次郎

今は如何ともすべからず、其儘船を引き返す。

海上を見れば、米艦の燈光波に映じて揺らめく、二人岸上に立ちて、空しく慄然たるこ

と多時。

二七 吉田松陰の壯圖 (二)

寅次郎、重輔の二人、還りて程ヶ谷の旅亭に在り。

九日、米人の上陸する由を聞き、一篇の漢文を草して懷にし、倉皇馳せて神奈川に到

れば、米人既に去る

一たび失敗し、二たび齟齬して、二人の遺憾言はん方なし、重輔

吉田松陰の壯圖

○吉田松陰米艦に乗らんとして果さず

「危険を冒さずんば、争かで奇功を立て得べきや、我れ聊か舟を漕ぐの業を知れり、今宵舟を偷みて、夷船に乗り付けはん、舟子を得んとすれば、機会を失すべし。」
と語れば、寅次郎

「然り、其れより外には策なし。」

と答へ、俱に海岸を巡りて船を索む、進んで横濱村の濱邊に到れば、二隻の小舟あり、今宵こそ愈々本望を達せんと思へば、二人相顧みて、莞爾として打ち笑む。

頓て程ヶ谷の旅亭に歸りて用意を整へ、日暮より神奈川の臺に登りて、夜の更くるを待つ。

夜半、此處を去つて横濱に赴き、晝間見定めたる場所に到れば、又も舟は無くして、波の音のみあり、二人悵然として嗟嘆すること久し。

既にして天俄かに曇りて、風吹き、海も亦た荒る、今は別に舟を索むるも甲斐なく、復た空しく程ヶ谷に還り來る。

十三日朝、米艦俄かに錨を抜きて、江戸灣に入る。
二人亦た馳せて羽田に到れば、米艦忽ち去つて、影をも留めず。

二人又々望みを失うて、程ヶ谷に還り來れば、米艦は金澤沖に在りて、神奈川にはあらず。

市中の風聞を探れば、米艦は近日盡く豆州下田に向ふべしと聞き、

「左らば彼の地に於て乗り込まん。」

十四日の朝、二人程ヶ谷を發し、鎌倉を経て、藤澤、小田原、熱海に到る、重輔此頃より變名して澁木松太郎と曰ふ。

十七日、熱海を發して、伊東に向ふ、行く／＼海上を見渡せば、一隻の黒艦、煙を噴き浪を蹴つて、下田の方に馳せ向ふ、言ふまでもなく米艦なり。

十八日、下田に到れば、海岸を距ること四五丁の海上に碇泊せる黒艦あり、これぞ昨日途中にて望み見たるもの、二人相見て悦ぶ。

十九日、海邊を徜徉して、米艦の動靜を窺ふ、偶々此艦中には通詞なしと聞きて、
「斯くては彼の船に到ればとて、甲斐もなからん、大將の船には必定通詞あるべし、其來るを待つに若かず。」

と思ひ極め、下田の旅亭に投じて、旗艦の來るを待つ。

次の日、寅次郎不圖二豎の爲めに侵されて、身心常ならず、乃ち下田の近傍蓮臺寺村の温泉に浴して、痾を養ふ。

二十一日、ペルリ提督の乗艦入港すべしと聞きて、俄かに下田に還り來れば、果して數隻の米艦、舳艫相銜んで、悠然海岸近く入り來る。

二人望み見て、神馳せ、肉躍る。

二八 吉田松陰の壯圖 (三)

翌くれば二十二日、寅次郎、重輔の二人、彼の書翰を懐中して、下田の海岸をブラリブラリと徘徊し、若し上陸の夷人あらば、之れを渡さんと待ち構ふ。

左れども米人竟に一人も上陸せず、寅次郎又蓮臺寺村に赴く。

二十三日も機を得ず、二十四日も又折りを得ず、二人下田に還りては、又蓮臺寺村に赴く、苦心言ふばかりなし。

二十五日、二人又相携へて下田に還る、途中の小流に一隻の小舟あり、二人見て大に悦び、直に之れに飛び乗りて、海の方に漕ぎ行く。

川口に番所あり、見張の船數隻其前に控ゆ、二人心に危ぶめども、儘よ、見咎められなば其れまでなりと思ひ定め、運を天に任せて漕ぎ進む。

幸ひにして番船の一喝を免かれ、ホツと息を繼ぎて、海上に漕ぎ出づ。

一つ善ければ、一つ悪るし、時に海上風荒れ、浪立ちて進むこと能はず、心ならずも海岸に漕ぎ戻り、柿崎なる辨天の祠に入りて夜を明かし、二十六日、山一つ隔てし但ある家に到りて宿す。

二十七日、二人打連れて、又柿崎に赴く。

「何時まで斯くてあらんも詮なし、今日は是非に望みを達せん。」

と思ひ設けし折りしも、一人の夷人端なくも上陸し來る。

二人踴躍して悦び、用意の書翰を取つて渡せば、彼の夷人心に訝かりつよも、其儘受け收めて去る。

二人の志望は、録して此書翰の中に在り。

「大將此書翰を見れば、必定我等が志を嘉みせん、今宵は是非とも夷船に往きて、本意を達せん。」

○吉田松陰
夷人に書翰
を渡す

と思へば、意氣自から振ふ。

日の暮るゝを待ちて、其處此處と徘徊するに、辨天の祠のあたりに乗り捨てられし一隻の漁舟あり。

「好きものこそあれ、運の好き時は、何處までも好きぞ。」

と益々勇み悦び、蓮臺寺村に往きて、晚餐を喫し、又辨天の祠に還り來りて、時刻を待つ。

携へ來れる行李に凭れて、何時ともなくトロ／＼と眠れば、夢は飛んで五洲の天を周ぐる。

頓て海風身に浸みて、不圖眼を覺ませば、夜氣陰森として、三四更の間に在り。

「時分は好きぞ、イザ往かん。」

先きに見置きたる海岸に到れば、潮既に満ちて、舟も亦た浮ぶ。

二人悦びて飛び乗れば、權のみありて、櫓はあらず。

寅次郎我が締めたる下帯を脱して、船の横木に括りつけ、權を突つ込みて、力限りに漕ぎ行く。

忽地にして下帯ブツリと斷る、寅次郎更に帯を解きて括りつけ、尙ほも漕ぎ立てく、

漸く沖に出づること一丁ばかり。

偶々風起り、浪荒れて、舟の進行自由ならず。

二人尙ほも渾身の力を籠めて、漕ぎ進みく、竟に一艦に達す、これぞミスシッピー號と稱するもの。

「ヤレ嬉しや。」

と思ふ途端、艦上忽ちピカリと閃めく。

二九 吉田松陰の壯圖 (四)

艦上の光は見るく下りて、二人の鼻先に懸かる、これぞ玻璃張りの角燈、光輝燦然として四邊を照らす。

寅次郎手早く矢立を取り出し、鼻紙を展べて、

「吾等欲レ往ニ米利堅一君 幸 請ニ之大將」

と書き認め、艦梯を馳せ登りて、水兵に渡す。

稍ありて一將校出で來り、横文字を書き認めて、寅次郎に渡し、バハタン號を指さしつよ、手眞似を以て、彼の艦に往かれよとの意を示す。

寅次郎も亦た艦載の短艇を指して、然らば是れにて送られよと請へども、彼れ頭を掉りて應ぜず。

寅次郎復た元の舟に還り、重輔と與に再び風浪の間を漕ぎ往くこと一丁ばかり、漸くにしてバハタン號に達す。

バハタン號にては其れと見るより、矢庭に棒を以て舟を突き放さんとす。

寅次郎透かさず、身を跳らして艦梯に飛び繩がれば、重輔も亦た後れじと飛び繩がる、其機に舟は突と艦を放れて、浪のまに流れ行く、二人の刀と行李とは其儘舟中に在り、二十六回の始めに掲けたるは即ち此事。

バハタン號にては今餘儀なし、二人を扶けて艦上に揚げ、ウイリヤムと稱する日本語の通詞出で來りて其名を問ふ。

寅次郎筆を取つて、瓜中萬二、市木公太と、變名を書きて示せば、ウイリヤム書間一夷人に渡したる書簡と照り合はせ見て、

○吉田松陰
來艦に到る

「然らば此事にて來られしや。」

と問ふ、寅次郎然りと答へて頷づけば、ウイリヤム

「此事を知るもの唯我れと提督とのみ、提督深く二君の心事を感ずると雖も、今は貴國と交渉の半ばなり、貴國の國禁と知りつよ、二君を載せ去らんこと叶ふべからず、暫く時機を待たれよ、兩國の親交兄弟の如くならんこと遠きにあらず、其時に及ばど、我國に來らるよも自由ならん、且つ我等尙ほ三ヶ月ばかりは此處に留まるべし、一たび歸りて、更に許可を得て來り玉へ。」

と諭す、重輔側より

「我等斯く忍んで來りし上は、再び還るべからず、還らば必らず嚴刑を受けん、枉けて我等が請ひを容れ玉へ。」

と言へど、ウイリヤム

「否なく、暗夜なれば他に知る人なし、早々立ち去り玉へ。」

と言ひ放つて、復た一語をも發せず、寅次郎

「此艦に羅森と言へる濟國の人あらん、面會せしめ玉へ。」

と請へども、又答へず、寅次郎

「我等の乗り來れる舟に行李を置きたり、搜索せしめ玉はんや。」

と言へば、ウイリヤム

「そは我等より水夫に命すべし。」

と答へて、水夫に何事をか語る、頓て一隻の短艇を卸せば、ウイリヤム

「然らば之れに乗り玉へ。」

と告げて、忽ち立ち去る。

寅次郎、重輔の二人、短艇に乗り移れば、數名の水夫一直線に海岸に漕ぎ付けて、復た

小舟を索めず。

今は萬事休す、寅次郎喟然として天を仰ぎつゝ、吁、天なりと叫んで、浩嘆すること多

時、時に夜色昏黒、只岸を囓む海濤の聲のみ高し。

既にして天明くれば、二人柿崎の番所に到りて自首す。

土人亦た小舟を拾ひて、行李を番所に届け出で、米人も亦た訴へ出づ。

行李の中に佐久間修理送別の詩あり、亦た連累として神奈川に捕へられ、寅次郎、重輔

○米艦松陰
を陸上に送
り還す

○松陰志業
蹉跎して自
首す

の二人と與に江戸傳馬町の獄に下さる。
千辛萬苦、却て一罪を贏ち得たるこそ是非なけれ。

三〇 阿部閣老の辭表 (上)

日米訂約既に成りて、米國軍艦亦た去る、四月九日、幕府一篇の布達を發して諭告する
所あり。

「此度渡來のアメリカ船、内海退帆致し、然る處右滯泊中、彼是自儘の所業等之あり
ゆにより、意外の兵端を開き儀も計り難くゆに付、夫々御固め仰付けられゆへ共、
船軍の御備向も未だ御整へに相成らざる折柄、餘儀なく平穩の御處置に成し置かれゆ、
彼是志願の内、漂民撫恤、并に航海來往の砌、薪水、食料、石炭等闕乏の品々下され
度との儀、御聞届け相成ゆ處、場所取極め之なくゆへば、何方の浦方へも勝手に渡來
不取締に付、豆州下田港、松前の箱館に於て下されゆ積りにゆ、當分容易ならざる御
時節に付、兼々仰出されも之ある通り、質素節儉相守り、此上海陸の軍事、一際相
勵み、若し非常の儀もゆはゞ、速かに本邦の御武威相立ちゆ様、心掛くべくゆ。」

○幕府日米
訂約の諭達
を發す

交易とも言はず、開港とも言はず、單に漂民の撫恤、薪水食料の給與を許すと言ふに止まるを見て、或は瞞着手段なり、欺罔政略なりと評するものなきに非ず。
左れども當事者林 大學 頭煒、井戸對馬守覺弘等が、薩州侯島津薩摩守齊彬の彼我應接の狀況を問へるに對して、

「應接掛の最も困難したるは、第一交易、第二沿海測量なり、如何に懇談して拒止せんとすれども彼れ肯んぜず、餘儀なく、表面交易の名を避けて、彼の需用品を賣渡すと云ふの窮策に出でしなり。」

と答へ、齊彬の重ねて、

「然らば商品を持ち來りて、強て交易せんと言はど如何。」

と問ふに對して、

「其時は拒まんに道なし。」

と答へしを見ても、當時は單に漂民撫恤、薪水給與と言ふの名目に過ぎずして、瞞着にもあらず、欺罔にもあらず、事實こゝらが正味なり。
日米の交渉これにて小段落を告ぐれば、閣老の首席阿部伊勢守正弘之れを機として、辭

○阿部閣老の外交問題の一段落を機として辭表を呈す

職せんと欲し、家臣の重なるものを召して、

「今や國事多難の秋なり、苟くも國家の要職に在るもの、益々鞠躬盡瘁、斃れて後ち已むの覺悟なかるべからず、左れども外事意の如くならず、世論之れを非とするもの、皆余の責なり、幕府亦た首席の老中を貶黜せんこと、民心一新の手段にあらずや、余の國家の爲めに盡すべき道は別に在るあり、因りて斷然骸骨を乞ひ奉つらんと欲す、此儀如何存するぞ。」

と問へば、家臣誰れ一人異議を唱ふるものもあらず。

正弘乃ち意を決し、其翌十日、書を次席の閣老牧野備前守忠雅に送りて、辭職の決意を通じ、且つ去る二月二十六日を以て認めたる閣老宛ての辭表を添ふ。

二月二十六日は、條約草案の成れる日なり、其趣意の尙ほ未だ江戸に知れざりし日なり、此時早くも辭職の意を起せるもの、争かて深き事情のなからずや。

三一 阿部閣老の辭表 (中)

閣老中松平和泉守乘全、松平伊賀守忠固の二人は、溜間詰井伊掃部頭直弼と氣脈を通じ

○閣老松平
乘全松平忠
固の二人水
戸老公阿部
閣老を排し
て井伊直弼
を迎へんと
す

○本郷泰固
二閣老の秘
計を挫く

て、常に其意見を代表せりと稱せらる。

曩きに水戸前中納言齊昭の幕府の顧問となりてより、二人事毎に意見を異にして、氷炭

相容れず、漸く之れを排斥せんと欲するの心あり。左れども正弘ある間は、必らず齊昭を庇護せん、齊昭を排斥せんと欲せば、勢ひ正弘を

も排斥せざるべからず。是に於て二人密に直弼と結託し、正弘の代りに直弼を薦めて大老とし、齊昭の代りに津

山侯松平越後守齊民を推して顧問となさんと欲し、若年寄内藤駿河守頼寧等と謀りて、

溜間詰の諸侯を煽動す、津侯藤堂和泉守高猷主として之れに應ず、齊民は十一代將軍家

齊の十四男にして、實に當將軍家定の叔父なり。直弼多年の宿望を達するは今日に在り、乃ち齊昭の國務に參畫するを不利として之れを

卻け、併せて正弘をも黜くべき旨の上書を草し、之れを將軍の直覽に供せんと欲して、御御御用取次本郷丹後守泰固に託す。

泰固敢て執達せず、何氣なく他の公文書に混じて、正弘の許に送る。温厚の正弘秘して人に示さず、密に自から辭表を草して、時機を待つ。

今や日米の交渉、一先づ終了せるを機として、直に之れを提出す、外事の責に任ずと言ふと雖も、亦た内紛の煩を避けんとするの心に出づ。

次席の閣老牧野備前守忠雅、正弘の辭表を閣僚に傳達し、且つ「勢州にして責を引きつて辭職せんか、我れも亦責を分たざるべからず。」と申送りて、亦た出仕せず。

正弘二十五歳にして閣老に任せられ、恪勤職に盡すこと茲に十二年、俊才卓識の士を擢んで要職に任ず、諸有司心服せざるものなく、其突如として辭表を提出せるを聞くや

「今日は國事多端の秋なり、勢州の辭職すべき時機に非ず、宜しく留任を求むべし。」と論ずるもの多く、忽ち幕中の一大問題となる。

斯かる折柄、京都所司代脇坂中務大輔安宅より四月六日付を以て急報あり。「今日、恐れ多くも皇居より發火、仙洞の御所、公卿の邸宅及び洛中の民家一萬餘戸に

延焼し、主上三種の神器を奉じて、下加茂の廟に行幸あらせ給ふ。」との旨を稟申す、閣老以下皆恐懼措く所を知らず。

「禁裏炎上の場合、御勝手掛たる勢州の辭任せんこと最も然るべからず。」

○皇居炎上

と論ずる聲益と高し、御勝手掛とは今の太藏大臣なり、幕府の制、老中の首席たるもの、御勝手掛を兼ねぬ。

首席、次席の閣老俱に出でず、辭表執達の任に當るものは三席の乗全なり。

乗全は正弘の從弟なり、正弘排斥の發頭人として、心に其辭職を希ふと雖も、從弟としても、閣僚としても、一應は其留任を勸告せざるべからず、乃ち十日申の刻、家臣鈴木權太夫に命じて、日頃面識ある正弘の老臣齋藤貞兵衛を招く。

三三 阿部閣老の辭表 (下)

正弘の老臣齋藤貞兵衛直に大名小路の邸に伺候すれば、乗全一室に延きて、左右を退け、

○松平閣老
心ならずも
阿部閣老の
留職を勸告
す

「勢州には何故俄かに辭表提出に及ばれたるや、浦賀の應接宜しきを得ざるに由るか、諸有司の意見一致せざるに由るか、何れ深き仔細あらん、我れは外ならぬ近親の間柄なり、遠慮に及ばず、有りの儘に申し述べし。」

と諭す、貞兵衛

「浦賀の應接、其他に關しての事とは承はりはらず、全く辭表の通り、米艦渡來の事

は先前より承知の事にも拘はらず、兵備整はず、國防全からずして、竟に外夷を拒絶し得ざりし政務不行届の責を引く儀に由る。」

と答ふれば、乗全

「米艦浦賀を退去せりと雖も、尙ほ下田に在り、露艦亦た重ねて渡來せずとも言ひかたし、斯かる折柄勢州の辭職せんこと如何あるべきか、老中の間柄に就ても、世上兎角の浮説ある場合、若し勢州の辭職ともならば、竟に事實と見らるゝの虞あるまじきか、旁々此際の引退は、公邊の御爲めとも存ぜず、況して國防不充實の事は、老中一統の責にして、勢州一人の罪にあらず、此處能く思慮すべし。」

と告ぐ、貞兵衛

「貴諭御道理とこそは存じ奉つれ、伊勢守儀は御老中の筆頭にも由れば、自餘の御同列と一様には申しがたく、夫れ故一人政務不行届の責を引く儀に由り、去りながら貴命の趣は篤と申聞け、明朝までに御返辭仕つり由べし。」

と答へて、辰の口の邸に立ち歸る。

正弘を黜くるは此機に在り、翌十一日、乗全、貞兵衛の返辭をも待たずして登城し、將

阿部閣老の辭表

○松平閣老
拔け駈けに
阿部閣老の
辭表を呈す

軍家定に謁して正弘の辭表を呈す、家定大に驚きて辭表を一覽し、

「此辭表の中に、今日より恐入り、登城仕つらず、相愼み罷在りんとあり、何を其様に恐入り、相愼むものなるぞ。」

と問ふ、乗全

「其儀は武備の不整頓、國防の不充實より、外夷の申す所を容れて、國辱を招きたる罪を謝し奉つるにては。」

と答ふれば、家定

○將軍家定
阿部閣老の
辭職を許さ
す

「其は時勢の餘儀なき所、伊勢一人の責にてもあらねば、何も謹愼致すには及ばず、唯今引かれては第一乃公が困まる、能く其旨を諭して、早々出勤せしむべし。」

と命じて、固く辭職を許さず。乗全案に相違して、其儘退出し、正弘の老臣齋藤貞兵衛、天源右衛門の二人を招きて、

「此儀は上意にはあらずと雖も、禁裏炎上の折柄、勢州の辭職引退は然るべしとも存ぜず、萬一尙ほ出勤なきに於ては、自然若年寄を上使として差遣はさるよこと之れある

まじきにもあらず、斯くては却て穩かならざるやにも考ふ。」

と諭す、二人歸り來りて復命すれば、正弘感激止まず、勉強命を拜す、忠雅亦た尋で出仕す。

是に於て乗全、忠固等の密謀、盡く畫餅に歸す、直弼の失望如何ばかりぞ。

三三 各國の訂交 (上)

○後年井伊
掃部頭直弼
の大老とな
るや直に本
郷丹後守泰
固の若年寄
を罷めしも
の全く此時
の復讐に外
ならず

阿部伊勢守正弘復た出で、局に當る、外事益々繁し。

米國軍艦一たび下田を去つて、箱館に航し、其地勢を視察して後ち、五月十二日、再び下田に來る。

○日米條約
附録十三ヶ
條の規定成
る

林大學頭燁、井戸對島守覺弘、伊澤美作守政義等亦た下田に赴き、提督ペルリと交渉すること數次、竟に條約附録十三ヶ條を規定し、二十三日を以て署名を了し、十八ヶ月以内に批准交換せんことを約して去る。

開國の機運は愈々促進し來れり、米國艦隊の企圖を聞きて、一笑に附し去れる歐洲各國、其成功を聞きて羨望措かず、各々來つて訂交を求めんとす。

○英國軍艦
長崎に來る

幕府瓦解史上篇

此年閏七月十五日、英國東印度艦隊司令官ジェームス、スタリング、軍艦四隻を率ゐて長崎に來り、一書を奉行に呈して、

「今や我が英國、露國と戰端を啓き、我等亦た到る處露艦を撃沈せんとす、願はくは日本諸港に英艦の出入を許されんことを。」

との旨を請ふ、奉行水野筑後守忠徳江戸に急報して指揮を仰ぐ、正弘有司の議に附して「各國交戦の際に方り、若し一方の請求を許さば、必らず他方の怨恨を招かん、唯闕乏品を需求し、船體を修繕するの際、長崎、下田、箱館の三港に限りて、繫留するを許すべし。」

と言ふに決し、忠徳及び目付永井岩之丞尙志に命じて交渉せしむ。

二人乃ちスタリングと折衝し、八月二十三日を以て條約書を議定し、船中必需品の供給并に船舶の修理の爲めに、長崎、箱館の二港に寄泊することを許す。越えて二十九日、英艦長崎を去る。

○露國軍艦
大阪安治川
に來る

露國艦隊司令官プーチヤチン亦た日米訂約の成れるを聞きて黙視せず、九月十八日、軍艦ヂヤナ號に乗じて、突然大阪安治川沖に來り泊す。

市民艦影を望み見て色を失ひ、先を争うて警を報ず。

大阪城代土屋采女正寅直、町奉行石谷因幡守清穆、佐々木信濃守顯發等各々馬を驅つて川口に赴き、哨船を遣して、來由を詰らんとす。

露人急に短艇を卸して漕ぎ來れば、哨船の吏卒大に驚き、忽ち船首を轉じて引き返へす。

○露人日本
流にお辭儀
を行ふ

露艦之れに尾して安治川に入り、哨船に追及して一書を託し、日本流に一再叩頭して還り去る。

遠近の騷擾、鼎の沸くが如く、紀州及び攝津諸藩の兵は海岸に屯し、彦根、郡山、淀、龜山諸藩の兵は京師を護る。

○露艦下田
に回航す

寅直急使を江戸に發して指揮を求む、幕府命じて下田に回航せしむ。

プーチヤチン乃ち十月三日を以て大阪を發し、十五日、下田に着す。幕府復た筒井肥前守政憲、川路左衛門尉聖謨を以て應接掛となし、浦賀奉行伊澤美作守政義、目付松本十郎兵衛、儒員古賀謹一郎、勘定吟味役村垣與三郎等と與に下田に往きて談判せしむ。

各國の訂交

○日露談判開始

プーチヤチン我が應接掛の未だ來着せざるを怒り、直に進んで江戸灣に入らんと脅かす、政憲、聖謨等急に下田に赴き、稻田寺及び露艦に於てプーチヤチンと會見すること數回談判尙ほ未だ決せず。

○大地震

十一月四日、突如として激震あり、山も崩れ、地も裂けんばかり。素破やと驚く間もあらせず、山なす怒濤サツと陸地に襲ひ來りて、民家の破壊流失するもの千餘戸に達し、點々として所在に残存するもの、纔かに十數戸。露艦ヂヤナ號亦た多大の損傷を被むり、一時談判中止の止むなきに至る。

○露艦損害を受く

三四 各國の訂交 (中)

露艦は十分の修理を加ふるの必要あり、プーチヤチン下田を危険なりとして、別に良港を借らんことを請ふ、政憲、聖謨等乃ち書を阿部伊勢守正弘に贈りて、指揮を仰ぐ。正弘其可否を水戸前中納言齊昭に謀る、齊昭書を以て下田の外、夷艦の寄港を許すべからざる旨を答ふ。

村垣與三郎江戸に還り來りて、正弘に面陳する所あり、正弘更に閣僚及び大目付等の意見

見を聞きて、

「下田近傍の地に於て船體を修理せんことを許す、但し應接地は下田に限るべし。」との旨を命ず、因りて談判は下田柿崎村の玉泉寺に於て開くに決し、十三日以來、更に會見を行ふこと一再。

左れども下田附近には、艦體の修理を加ふべき適當の良港あらず、露人乃ち我が目付及び普請役と與に沿岸の地を探検して、君澤郡戸田村を選定す。

戸田村は下田の西方十七里の地に在り、從來多く人の知らざるところ、地圖にも亦た載せざるところ、政憲、聖謨等其地勢、灣形を聞くに及んで、深く露人の炯眼に驚く。

二十六日、露艦ヂヤナ號艦體修理の爲めに、戸田浦に向ふ、進んで伊豆半島の西岸に到る頃、俄然として暴風怒濤の侵すところとなり、十二月三日、竟に駿河沖に於て沈没す、プーチヤチン以下五百餘人幸ひに難を免かる。

プーチヤチン更に戸田浦に於て歸乗用の船舶を製造せんことを請ふ、政憲、聖謨等又之れを稟議すれば、幕府直ちに許可を與へ、且つ露人の危難を救助すべき旨を命ず。

是に於て戸田浦の南岸字牛河原の地を相して、船舶の製造に着手し、プーチヤチンは本

各國の訂交

○露艦暴風雨の爲めに沈没す

○露人造船に着手す

善寺に宿し、士官として乗艦せる皇族アレクサンドル・スリケーチは寶泉寺に館す、沼津侯水野出羽守忠良の兵特に之れを警衛す。

我が勘定奉行所吏員及び江川太郎左衛門英龍等其係員となり、露人の求めに應じて工匠を假し、材料を給して、一切代償を求めず。

露艦沈没の報、江戸に達するや、尾張中納言慶勝聞いて快とし、書を越前中將慶永に贈りて、

「右天災たる全く天神地祇、凹眼凸鼻の醜類を惡みたまひ、又是まで我が神州の御處置にあるべからざることを惡みたまふ神慮に出づ。」

と言ふに至る、其外夷を憎むの深きを見るべし。特に齊昭に至りては之れを思むこと最も深く、密に露人を一所に誘導して、一舉に殲滅せんことを勧告すること二回。

快は快なりと雖も、此事人道の上より見て行ふべからず、國家の利害より見て施すべからず、正弘縷々として其不可なるを論陳すること二萬言、齊昭

「年甲斐もなく危き論を發しぬ故、却て壯年の御方へ御心配懸け、氣の毒いたしぬ。」

○尾州侯露艦沈没を聞きて快哉を叫ぶ

○水戸老公齊昭露人殲滅策を勸告す阿部閣老敢て従はず

と答へて、復た勧めず。

三五 各國の訂交 (下)

尋で日露談判の席を下田長樂寺に移す。

會々十二月九日、米國軍艦バハタン號艦長エーチ、エー、アダムス亦た下田に來り、一書を正弘に贈りて、日米條約を批准交換せんことを求む。

正弘乃ち伊澤美作守政義、都筑駿河守峰重の二人に命じて應接せしむ、政義時に浦賀奉行より轉じて下田奉行たり。

政義、峰重の二人亦たアダムスと長樂寺に於て會見す、一寺端なくも二個の談判場となる。

此際佛國軍艦亦た下田に來りて、修好條約を求めんとす、露人の襲撃せんとするを聞きて、匆匆退き去る。

日露談判の困難は、例の北地の疆界問題なり。露國は千島に於ては得撫のみならず、擇捉をも所領となさんと欲し、樺太に於ては其全

各國の訂交

○日露日米の談判一時に開く

○米艦又下田に來る

○佛國軍艦亦た下田に來り露人の襲撃を恐れ直に去る

島を所領となさんと欲す。

我れは又千島に於ては擇捉のみならず、得撫をも所領となさんと欲し、樺太に於ては先きの北緯五十度説を變じて、其全島を所領となさんと欲す、十二月九日、正弘訓令を政憲、聖謨に下して、

「堀織部正蝦夷地視察の處、樺太島は我が領土たること疑ふべからず、露人の渡來は纔かに近年の事のみ、宜しく全島を以て我が所屬たらしめんことに努力すべし。」との旨を命ず、彼我の意見、頗ぶる間隔あり。

政憲、聖謨の二人、到底我が主張の貫徹せざるべきを察し、更に正弘に稟申して同意を得、竟に九ヶ條の條約を協定し、十二月二十一日を以て、双方の署名を了る、乃ち北疆問題は、

「千島に於ては擇捉と得撫との中間を以て境界とし、樺太に於ては兩國の境界を定めざることを従前の通り。」

となし、外に露船の爲めに箱館、下田、長崎の三港を開くこと、粗々米國に於けるに同じ。

○日露條約
九ヶ條成る

○日米條約
の批准交換
を行ふ
▲安政二年

米國の急に批准交換を求めしは、我が意外なり、政義、峰重の二人、「日米條約の批准交換期は十八ヶ月以後に在り、今日に於て急に行ふべきものに非ず。」と拒絶すれば、アダムス之れを駁して、

「其は和文の誤譯なり、批准交換は十八ヶ月以内、若し能ふべくんば成る可く其以内に

行ふべしとの意なり。」

と述べ、英文及び漢文を示して證とし、且つ

「我が條約書は大統領既に署名せり、日本の條約書は貴國の主權者宜しく署名せらるべし、然らずんば我等江戸城に入つて談判を開かん。」

と威嚇し、百方論辯すれども、斷乎として肯んぜず。

政義、峰重の二人、幕府に請うて速かに批准交換するに決し、且つ主權者の署名に關し

ては、數回交渉の結果「右大君の命を以て」と記して、六閣老其下に連署するの形式を

用ひ、翌安政二年正月五日、下田長樂寺に於て無事に交換を行ふ。

プーチャチン戸田浦に於て銳意造船に従事すること百餘日、一隻の工事成るに及び、艦

員の一部と與に之れに乗じて下田を發す、時に三月二十二日。

發するに臨み、特に書を閣老に贈りて、遭難後の待遇懇篤なりしを謝す、北疆問題の圓滑に局を結べるもの、此一事與かつて大に力あり。是に於て米、英、露三國の條約相踵いで成り、後ち更に和蘭の條約をも允す。

三六 朝廷の嘉納

京都干渉の端は、外船渡來の事より啓く。

○孝明天皇御踐祚の年は弘化三年なり

孝明天皇御踐祚の年八月二十九日、夷船の來去頻々たるを聞召されて、軫念特に深く、外寇防禦の事に關して、勅旨を關東に下させ給ひ、幕府之れに對して具さに奉奏する所あり、外事奏聞の例是れより起る。

嘉永六年六月、米國軍艦の初めて浦賀に來るや、幕府京都所司代脇坂中務大輔安宅に命を傳へて、朝廷に奏上せしむ、主上深く宸憂あらせ給ひ、此月十五日、特に伊勢兩宮、兩加茂、石清水、春日、平野、稻荷、松尾の七社、仁和、東大、興福、延曆、園城、東寺、廣隆の七寺に夷類退攘の御祈願あらせ給ふ。

「夷船近來屢々近海に寄り、叡念甚だ安からず、偏に神明の冥助を仰ぐに在り、速かに夷類を退攘して、國體に拘はるること莫れ。」

とは、當時伊勢の神職に賜はりし御教書の一節なり、聖慮畏しとも畏し。

安政元年正月、米國軍艦再び神奈川に來り、遂に日米條約を訂結せしと雖も、幕府豫め奏聞せず、此年十一月二十七日、傳奏三條大納言實萬、坊城、前大納言俊明の兩卿、家定に對する將軍宣下の勅使として江戸に來り、閣老列座の前にて、

「何故京都へ稟議せずして、神奈川條約を訂結せられしぞ。」

と詰れば、諸閣老皆愕然として色を失ふ、正弘獨り自若たり。

「京都へ稟議せんこと、我等固より心付かざりしにはあらず、左れども事急にして、去る暇とてもははず、且つ假令ひ稟議せずとも、聊か國體を辱かしむるが如きの振舞は仕つらず、此儀御心安かるべし。」

と答へ、尙ほ進んで公武一和の必要を説く、温乎たる禮容、親しむべくして、諍ふべからず、實萬退きて人に向ひ、

「伊勢は發明の人かな、泰然として驚きもせず、温言を以て人に接するからは、此方より議論もなりがたし。」

○三條大納言實萬阿部閣老に服す

と語りて、其人となりて服す。

今回米、英、露三國の條約を訂結するや、之れを朝廷に奏聞せんと欲し、七月二十八日禁裏付都筑駿河守峰重に旨を御めて、京都に遣はす。

九月十八日、峰重、京都所司代脇坂中務大輔安宅と與に鷹司關白政通の邸に候す、政通乃ち傳奏三條大納言實萬、坊城前大納言俊明、議奏廣橋大納言光成、萬里小路中納言正房列座の上延見す。

安宅先づ條約書の寫を呈して、時勢の止むを得ざる所以を陳べ、續いて峰重逐一事情を縷陳し、且つ其實問に答ふれば、政通

「委細の事情分明して安堵せり、此段具さに奏聞すべし。」と答へ、頓て參内奏上する所あり、二十二日、安宅の定例に依りて參内するや、政通親しく對面して、

「三國訂約の趣を敍聞に達し、條約書の寫をも天覽に供し奉つりに、段々の處置振り、具さに聞召されて、殊の外毅感あらせ給ひ、先づ以て御安心遊ばされ、尙ほ此上とも國體を損ぜざるやう、御頼み思召さる、右の趣宜しく申通じあるべし。」

○朝廷米英露三國の條約を御嘉納あらせらる

との旨を告ぐ、幕府祖法を破り、國是を變じて、三國と修好條約を訂結せるも、朝廷敢て之れを咎めず、却て其勞を嘉稱せらる、見るべし公武の間當時尙ほ疎意なかりしことを。

正弘平生朝廷の爲め、廷臣の爲めに盡す所少からず、是れ速かに三國の訂約を嘉納せられし所以なり。

三七 諸侯の靜穩

京都の側は無事に濟めり、諸侯の側は如何あるべきか。

外夷擊攘の聲は最も親藩の中に多し、老雄水戸前中納言齊昭を始めとして、尾張中納言慶勝の如き、越前中將慶永の如き、年少氣鋭の人々、専ら幕府の優柔を慨して止まず。

慶勝の彼の露艦の沈没を以て神慮に出づるとなせるの一事、既に其意の在る所を察するに足るべく、之れと意氣投合せる慶永に至りては、其強硬の態度、寧ろ齊昭の右に出づるものあり、或は個人の資格として、或は同席の總代として、正弘に面陳せること幾回なるを知らず。

親藩の親も、一轉すれば蕭牆の禍とならん、爾かも時勢の趨くところは、其意を迎へて外夷を撃攘せんに由なく、却て其言に反して三國と握手するの已むを得ざるに至る。左なきだに世上兎角の批判あり、若し親藩先づ反對の聲を擧げて、他の諸藩之れに和すれば、異論百出、竟に收拾すべからざるに至らんも亦た知るべからず、閣老の憂ふるところは、京都よりも寧ろ諸侯の上に在らん。

左れども其儘にも捨て置くべからず、此年八月中旬、三國の條約書を諸侯に頒布せしに溜々の形勢は意外に靜穩なり。

大廊下の諸侯は上部屋に尾張中納言慶勝、紀州宰相慶福、水戸中納言慶篤あり、下部屋に加州侯前田中納言齊泰を始めとして、將軍家并に三家三卿の連枝たる越前侯松平中將慶永、津山侯松平越後守齊民、明石侯松平兵部大輔慶憲、上州矢田侯松平左兵衛督信和鳥取侯池田相模守慶徳、阿波侯蜂須賀阿波守齊裕の數人あり。

○諸侯何れも修好條約に反對せず

反對の聲は先づ此中より起るべしと思ひきや、尾張は黙して言はず、正弘に親交ある水戸、越前は尙ほ以て口を噤む。大廣間の諸侯は三家の分藩を始めとして、薩州、仙臺、肥後、筑前、藝州、長州、肥前、

備前、津、土州、久留米、秋田、盛岡、米澤、柳河、弘前、對馬の諸藩あり、大藩、強藩皆此中に在り。

反對者として恐るべきは、此席なり、然るに薩州侯島津薩摩守齊彬、正弘の意を承けて、條約書を同席の諸侯に頒布し、且つ

「國家の要務は治に居て亂を忘れざるに在り、諸侯各々武を修め、兵を整へて、國家扞衛の責を忘るべからず。」

との意を演述すれば、諸侯唯々として一言の異議を發せず。

溜間詰の諸侯は曾て穩便の處置を請へるもの、亦た固より異議あるべからず、帝鑑間、芙蓉間、其他溜々の諸侯亦た皆何の抗議をも起さず。

京都既に無事にして、諸侯も亦た又無事なり、案するよりは産むが安し、我が國運は斯くして徐ろに其方向を旋轉しつゝあり。

三八 閣老の更迭

祕事は兎角に漏れ易し。

閣老松平和泉守乘全、松平伊賀守忠固の二人、井伊掃部頭直弼と結託して、水戸前中納言齊昭、阿部伊勢守正弘を排斥せんと欲す、事中途にして敗るれども、尙ほ平然として職に在り、諸有司聞きて其所爲を憎み、之れを免黜せんことを主張するもの多し。閣中の改革、今は止むべからず。

正弘密かに齊昭の意見を叩く、其意、牧野備前守忠雅及び乘全を罷めて、忠固を留めんと欲するに在り、齊昭之れを不利とし、書を以て

「二と三とは固より論ずるに足らず、四は廟堂俗論の根元に由り、萬一、二と三とのみを動かし、四を二番席として貴兄の權を分つに至らば、必らず牛角兩派の勢をなさん、宜しく二、三、四を一時に發表せらるべく、止むを得ずんば、二は故老の廉を以て据ゑ置き、三と四は是非に御決斷之れありたし」

との旨を勧む、二とは忠雅、三とは乘全、四とは忠固を斥す、即ち其席順なり。正弘之れに従ひ、忠雅を留めて、乘全、忠固の二人を黜けんと欲し、將軍家定に謁して請ふ所あり。

八月四日、突然諭旨免職とす、事、閣老任免の定例に由らず、迅雷耳を掩ふに違あらざ

○阿部閣老閣中の異分子を排斥す

るの概あり、閣中皆悚然として恐る。

既に二閣老を罷む、更に之れが補闕を行ふの要あり。

今や外事漸く多忙にして、内政益々刷振せざるべからず、正弘疾あり、一身を以て此兩務を荷ふこと能はず、乃ち外事に通ずるものを擧げて、閣老の首班とし、己れは専ら内治の衝に當らんと欲す。

熟諸侯の人物を察するに、外國の事情に通ずるもの、佐倉侯堀田備中守正睦の右に出づるはなし。

正睦、夙に蘭醫戶塚靜海を聘用し、尋で佐藤泰然、其義子舜海、三宅良齋、林洞海の徒を任用して、泰西の醫術を施し、海外の事情を究む、時人稱して西洋堀田と曰ひ、齊昭亦た目するに蘭癖家を以てするに至る、曩きに幕府の諸侯の意見を徵するや、正睦の建白するところ、最も正弘の意を得たり。

正弘固より正睦を擇ばず、又齊昭の之れを嫌ふを知れりと雖も、竟に國家の爲めに意を決して將軍に薦む。

十月九日、家定、正睦を召して老中に任じ、勝手掛を命じて、首班とす。

閣老の更迭

○西洋堀田
○阿部閣老國家の爲めに堀田備中守正睦を閣老の首班に薦めて自ら次席に著

正弘乃ち退きて次席に就く、左れども實權は尙ほ正弘の手に在り。
正弘在職年久しく、威權の漸く盛大なるを知りて、自から戒愼する所あり、事に害なき
先輩を薦めて首班とし、席を譲り、權を分つ、其意を用ふること良に苦しむを見るべし。
齊昭其薦任の議に與からず、意甚だ平かならずと雖も、復た争はず。

三九 篤姫の入輿

當時天下の英雄たるもの、親藩に水戸前中納言齊昭あり、外藩に薩州侯島津薩摩守齊彬
あり。

一は鎖國の意見を持し、一は開國の方針を執る、其政策の相異なること、氷炭の如く、柄
鑿の如し。

阿部伊勢守正弘既に齊昭を薦めて顧問とす、更に齊彬を引ききて外援となさんと欲するこ
と日久し。

越前中將慶永は正弘の姻戚にして、又齊彬の親友なり、正弘會て慶永に向ひて、
「水野越中守の老中たりし日、公儀を倒すものは薩摩なり、油斷すべからずと語りしこ

とあり、此儀如何存せらるよや。」
と問へば、慶永

「否な、島津は公儀の爲めに不忠を存するものにあらず、一夕、拙邸に臨まるべし、我れ
齊彬をも招きて紹介すべし。」

と語り、數日を経て、正弘と齊彬とを常盤橋内の邸に招く。

二人互に胸襟を披きて惘談し、一見舊相識の如し、正弘是れより齊彬の信賴すべきを知
る。

齊彬の父大隅守齊興に嬖妾あり、由良と呼ぶ、江戸高輪船宿の女なり、齊彬を除きて、
其産める三郎久光を立てんと欲し、内証常に絶えず。

齊彬の親友宇和島侯伊達遠江守宗城書を正弘に贈りて、齊彬の救護を請ひ、齊彬の大叔
父筑前侯黒田美濃守齊溥も亦た請ふ所あり。

正弘時の將軍家慶に請ひ、家慶乃ち齊興を召して、手づから茶壺を賜ふ、是れぞ退隱を
諷するもの。

齊興竟に致仕し、齊彬代りて立つ、島津氏はれより安し、時に嘉永四年二月、齊彬年四

○阿部閣老
薩州のお家
騒動を鎮む

十二。

齊彬爾來正弘を徳とすること深く、其親交益々厚し、或は新造船舩平丸を獻じ、或は正弘の命を承けて、小銃五十挺を製造する等、一意奉公の誠を輸す、曩に三國の條約書を諸侯に頒布するや、齊彬の斡旋盡力せるもの、此に基づく。

正弘既に齊昭に結び、又齊彬に結ぶ、齊昭の子中納言慶篤の室は將軍家定の妹なり、正弘更に家定の爲めに齊彬の養女を聘せんとす。

家定の世子たりし日、鷹司關白政通の女を娶る、嘉永元年、其薨するに及び、一條前關白實道の女を娶り、又薨す。

齊彬の叔父島津安藝の女篤子才名あり、正弘之れを容れて家定の側室となさんと欲し、内意を齊彬に通ず。

齊彬之れを辭するに及び、更に篤子を近衛左大臣忠熙の養女として、夫人となさんとするの意を傳へ、始めて其同意を得たり。

齊彬の室は一橋家の女なり、大奥に出入して勸説する所あり、事全く調ふ。

齊昭聞きて擇ばず、東照公の敵たる薩州臣下の女を納るよを不可とせしと雖も、既に島津薩摩守重豪の女、入つて十一代將軍家齊の夫人となりし先蹤あり、敢て異例とするを得ず。

○阿部閣老薩州侯島津薩摩守齊彬の養女篤子を薦めて將軍家の夫人となす

○薩州幕府の外護となる

津薩摩守重豪の女、入つて十一代將軍家齊の夫人となりし先蹤あり、敢て異例とするを得ず。

是に於て安政三年十一月、竟に篤子を迎へて、家定の配とす、後に天璋院と言ひしは是れなり。

齊彬是れより益々心を傾けて幕府を援く。

四〇 米使の著任

▲安政三年米國總領事ハルリス來る

機運は次へ、次へと旋轉して止まず。

三國訂約の問題、無事に經過して後、纔に數月、外交上の難事、又忽ちにして起る。

安政三年七月十七日、米國軍艦復た下田に入り來る、艦中に總領事タウセント、ハルリス在り、奉行井上信濃守清直を訪うて、

「日米修好條約に依り、下田駐割の領事として來任せり。」

との旨を告げ、且つ

「我れ江戸に到り、將軍に謁して、國書を奉呈し、且つ閣老に面會して、親しく貴國の

米使の著任

大事を告げんと欲す、宜しく江戸へ執達せらるべし。」
と述べ、清直

「貴官來任の事は、江戸に報じて命を請ふべし、國書は我れこれを受けん、且つ其告げんと欲する事も、我れこれの聞かん。」

と言へば、ハルリス

「國書は將軍に謁見するにあらざれば、奉呈しがたし、我が告げんと欲する事、亦た閣老にあらざれば、之れを言ふこと能はず。」

と答へて、復た取合はず、清直乃ち急使を馳せて、之れを江戸に報ず。

諸閣老は意外なり、日米修好條約第十一條には、

「兩國政府に於て、據なき儀之ありし模様により、合衆國官吏のもの下田に差置し儀も之れあるべく、尤も約定調印より十八ヶ月後に之なくはては、其儀に及ばず事。」

とありて、米國政府固より官吏を下田に置き得べしと雖も、其任意を以て之れを置き得べきにあらざり、閣老乃ち

「既に兩國政府に於て、據なき儀之れあり云々とあるからは、其官吏を置くの前に於て、

豫め兩國の協商を経べきもの。」

となし、清直をして其旨を通知せしむ、何ぞ知らん是れも亦我が誤譯ならんとは、ハルリス英文を證として、

「日米修好條約第十一條は『此條約調印の日より十八箇月經過の後には、何時たりとも合衆國政府は下田駐割の領事又は事務員を任命することを得、但し兩國政府の一方、右の處置を必要なりと認めたる場合に於てすべきものとす』と解釋すべきものにして、今

は既に條約訂結後十八箇月を経過せり、米國政府總領事を置くを必要と認めて、我れを派遣す、日本政府決して之れを拒絶するを得ず。」

と主張し、敢て一步も譲らず。

既に批准交換の期限に就ても誤譯あり、今又領事駐割の問題に就ても亦た誤譯あり、是れ英文を蘭譯し、更に和譯する間に、斯かる誤譯を來したるもの、幕府今は奈何ともすべからず。

八月四日、米艦ハルリスを下田に留めて、何處へか去る。
幕府乃ち命じてハルリスを柿崎玉泉寺に置く。

○米國の總領事旗始めて懸へる

幕府瓦解史上篇
此月九日、ハルリス始めて總領事旗を竿頭高く掲ぐ。
領事附割問題は斯くして決せり、左れどもハルリスの使命は此に盡きず、外交上の難問題は尙ほ此外に存す。

四一 外務の専任

○中村時萬は彼の爲彌の事なり

ハルリス既に玉泉寺に入る、更に進んで江戸に入らんと欲し、書を閣老に贈りて、重大事件を面陳せんことを告ぐ。
重大事件とは如何なる事ぞ、聞かば或は憂を増さん、聞かざれば則ち心に關す。
阿部伊勢守正弘人心の激昂を來さんことを慮れて、輕々しく江戸に入るよを欲せず、目付岩瀬肥後守忠震を下田に遣はし、奉行井上信濃守清直、中村出羽守時萬と與にハルリスの所見を叩かしむ。
八月二十四日、忠震下田に到り、清直、時萬の二人と與に、ハルリスと會見す。
ハルリスは久しく清國に駐割して、事務老練の名あり、具さに世界の形勢、列國の事情を陳べ、日本の舊制を守り、孤立の地位に在るは、斷じて國家の存立を計る所以にあらざるを説き、閣老の爲めに日本の執るべき政策を縷陳せんことを告ぐ、熱誠の心、色に露はる。
忠震夙に開國進取の意見を懐く、ハルリスの言を聞きて益々感ずる所あり、江戸に歸り來りて、各國貿易を開くの急務なるを説く。
時に英國水師提督ホウリング長崎に來りて、通商貿易を請はんとし、和蘭商館長爲めに忠告する所あり。
鎖國の國は一轉して、修好の條約となり、修好の方針一轉すれば、開國の政策となる、正弘是に於てか百尺の竿頭更に一步を進めんと欲するの意あり。
九月十七日、勘定奉行川路左衛門尉聖謨、水野筑後守忠徳、大目付伊澤美作守政義を、水戸の邸に遣はして、通商貿易の已むを得ざる所以を説かしむ。
左れども齊昭は攘夷の意見を以て終始するもの、貿易を開くの結果、物價の騰貴を促がし、國民の窮困を來さば、民心竟に離叛せんことを述べて、反對の意を表す。
幕議未だ決せず、ハルリス益々書を贈りて、出府を求む。
十月、正弘其可否を海防掛に問ふ、海防掛は外國事務を取扱ふもの、大目付跡部甲斐守

外務の専任

○ハルリス出府を求む

幕府瓦解史上篇
此月九日、ハルリス始めて總領事旗を竿頭高く掲ぐ。
領事附割問題は斯くして決せり、左れどもハルリスの使命は此に盡きず、外交上の難問題は尙ほ此外に存す。

良弼、土岐丹波守頼旨、筒井肥前守政憲、伊澤美作守政義、勘定奉行川路左衛門尉聖謨、目付岩瀬肥後守忠震、鶴殿民部少輔長銳、一色山城守直温、永井玄蕃頭尙志、大久保左近將監忠寛、津田半三郎正路、勘定吟味役塚越藤助等皆一時の雋良なり。

「既に和蘭商館長參觀の例あり、締約國の官吏を江戸に招くも、何の不可かあらん、閣老の會見をも許すべし、將軍の謁見をも允すべし、彼れの強要に會うて後ち許さば、我れの好意徹せず、却つて後日の惡例を貽さん。」
と答へて、其意見著しく變化し來る、堀田備中守正睦亦た之れを是なりとし、閣僚に向ひて、

「宜しくハルリスを江戸に招きて面談すべし、許否の權我れに在り、利あらば之れを許し、然らずんば之れを拒まんのみ、我れに一任あらば、緩急宜しきに應じて處置せん、決して國威を損するが如きことなかるべし。」
と説く、左れども急遽に舊慣を破壊せば、人心激昂の虞あり、正弘
「條約外の事は我れ之を拒むの辭あり、遽かに外人の入府を許すは不可なり。」
と述べて、同意せず。

○堀田閣老
外交の主任
となり阿部
閣老内治の
主任となる

○堀田閣老
外交上の根
本問題を解
決せんとす
上下の異論
是より起る

既にして正睦の説を贊する者漸く多し、是に於て正弘意を決して將軍家定に言上する所あり、十月十七日、家定特に正睦を召して外國事務總裁となし、
「近來外國の事情も之あり、此上貿易の儀御差許相成る儀も是あるべきに付、外國御用取扱仰付けられぬ云々」
との辭令を交附す、外交の事はれより一に正睦の方寸に出づ。

四二 外人の待遇

堀田備中守正睦既に外國事務總裁に任ぜらる、乃ち外交上の根本問題に對して解決を試みんと欲す。
此月二十日、若年寄水野筑後守忠徳及び大目付跡部甲斐守良弼以下各海防掛の改めて外國御用掛を命ぜらるよや、正睦一同に對して、
「方今の急務は、國力を充實し、士氣を振興するの二事に存す、凡そ強兵の實は、富國より生じ、富國の術は、貿易互市を以て第一とす、即今乾坤一變の機會に乗じて、和親同盟を結び、廣く萬國に航して、貿易を通じ、彼が所長を採りて、我が不足を補ひ、

外人の待遇

國力を養ひ、武備を壯んにし、威徳を世界萬邦に布きて、全地球中の大盟主と仰がれ
此様の御處置之れありたし。」

との抱負を諭し、更に

一、外國に對するには、隣國に交はるの道を以てすべきか、夷狄を處するの道を以て
すべきか。

一、互市を開かんこと、公然之れを發表すべきか。

一、之れを發表するに於ては、彼れの願ひを待つて許すべきか、我れより通すべきか。

一、長崎、下田、箱館の三港に外國商館を設置するの利害如何。

一、和蘭商館長、米國官吏の出府を許可するの可否如何。

一、下田港を他に變更するの得失如何。

一、露、英、米、蘭四國に對する待遇の輕重如何。

其他の數項に就て諮問する所あり。

此問題の決定せざる間は、勢ひハルリスとの交渉を進行すること能はず。

左れどもハルリスは手を束ねて、空しく我が回答を待つものにはあらず。

○ハルリス
高壓手段を
執るの利を
悟る
▲安政四年

ハルリスの居館玉泉寺の附近に我が衛兵あり、ハルリス其自由を束縛し、威嚴を毀損
するとの故を以て、撤兵を求むること數次、奉行依違して決せず。

ハルリス怒つて嚴談するに及び、奉行漸く之れに應ず。

ハルリス始めて高壓手段の有効なるを知り、其態度是れより強硬となり、書を閣老に贈
りて出府を求む。

時に幕府の意見尙ほ未だ決せず、安政四年正月、下田奉行に全權を委ねて、ハルリス
と談判せしむるに決す。

是に於て下田奉行井上信濃守清直、中村出羽守時萬の二人、二月二日を以て、ハルリス
を奉行所に招き、閣老贈る所の緞子五卷を交附し、更に其書翰を附與す。

ハルリス玉泉寺に歸り來りて、英譯せしむれば、兩國交渉の件を擧げて、下田奉行に委
任せし事、及び重大事件も亦た奉行に陳告せられたしとの意を記す、これぞハルリスの
出府を阻まんとするもの。

ハルリス下田奉行の官職卑く、權力亦た輕きを知りて、之れと議するを欲せず、飽ま
でも江戸に赴きて、閣老と面談せんことを強ゆ。

偶々在長崎の和蘭商館長亦た英國の日本に對して、特別の手段に出づるやも計りがたき旨を警告す。

幕府の寒心大方ならず、二月二十四日、正睦特に外國掛の諸有司に對して、

「既に寛永以來の祖法を變通して、和親の約を結ぶ、宜しく寛永以前の政策に準據して、待遇の法を改むべし、徒らに從來の慣例に拘泥して、瑣末の事項をも拒斥し、遂に外夷の怒を醸さんこと、寔に無算の事にあらずや、萬々一砲聲一響せば、悔のとも及ぶべからず。」

との旨を諭示して、外國人接待應接の式法を調査せしむ。

これ時勢の推移に伴ふものなりと雖も、亦た外國の威勢を怖るよに由ること掩ふべからず、外人の輕侮、志士の憤懣、是れより漸やく起る。

四三 米人出府問題 (上)

外交上一の難件を生ぜし際、一の不幸又忽ちに生ず、閣老阿部伊勢守正弘の危篤に陥りしことは是れなり。

○堀田閣老
外人待遇の
法を改めんとす

○規定書八
ヶ條を協定
す他日の累
根此に在り
○阿部閣老
薨す時人國
家の損害と
して之を惜
む

正弘此年三四月の交より、身體の違和を覺え、五月に入りてよりは、胸痛漸く烈しく、

竟に屢々缺勤するの止むなきに至れり。

此間、下田奉行井上信濃守清直、中村出羽守時萬の二人、ハルリスの爲めに迫られて、

規定書八ヶ條を協定し、五月二十六日を以て、記名調印を行ふ、金銀貨量目の如き、治

外法權の如き、皆之れに規定せられて、他日の累を貽す。

六月四日、閣老の此規定書を公布するに及んで、世論益々全起するに至る。

此時に方りて正弘の疾ひ益々篤く、復た事を視る能はず、此月十七日、終に起たず、年

三十九。

正弘時勢を視るの明あり、夙に開國進取の止むべからざるを知ると雖も、國論の沸騰、

民心の離叛を虞れて、敢て急劇の變革を行はず、急漸兩派の意見を調和し、開鎖兩黨の

所論を鹽梅し、寸進尺歩、徐ろに開國互市の政策を施さんと欲す、痛快の斷なしと雖も、

亦た喧囂の論を招かず、斯人歿して幕府の政策一變し、竟に紛擾に次ぐに衰亡を以てす、

時人之れを惜む。

ハルリス下田に來りてより既に一年、尙ほ未だ出府の目的を達せず、幕府の英國の濟國

に勝ちたる餘威に乗じて、日本に迫るを恐るゝを知るや、忽ち奇貨居くべしとなし、英國兵力を以て日本を脅迫し、清國同様の條約を結ばんことを迫らば、貴國之れに對して如何に處置せんと欲せらるゝぞ、英國の要求は米國の如くに緩漫にあらず、英國の態度は米國の如くに溫和にあらず、其求むる所必ず過大ならん、余は日本と米國との爲めに利益ある條約を結ばんと欲するの外他志なし、日本の爲めに計るに、英人の來るに先だちて、早く米國と條約を結ぶに若くはなきなり、英人後れて來らば、貴國之れに答へて米國同様の條約ならば則ち訂結せんと言はれよ、英人復た此れより多くを要求するを得ず、若し萬一之れを要求せんか、米國は貴國を助けて、英國に當らんことを辭せず、貴國唯速かに斷せよ。」

と且つ勧め、且つ迫る、半ば敵の如く、半ば味方の如し。
 難局を切り抜くるの才ある正弘は、今は在らず、切り抜けがたき難問は、俄かに頭を擡げ來る。

堀田備中 守正陸外國の事情に通曉する丈け、左して自國の形勢を顧慮せず、土岐丹波守頼旨、林大學頭燁、筒井肥前守政憲、川路左衛門尉聖謨、鵜殿民部少輔長銳、永

○水戸老公の職を解く志士失望の源此に在り

○堀田閣老ハルリスを江戸に延見せんとし異論紛然として起る

井立藩頭尙志等と謀りて、斷然ハルリスを江戸に延見するに決し、七月二十三日、先づ水戸前中納言齊昭の内願に依りて、其海防掛顧問及び兵制改革事務總裁の兩職を免じ、其翌二十四日、下田奉行に訓令を發して、

「米國官吏の國書を奉呈し、重大事件を面陳せんとするの件、斯くまで結論に及べる上は最早此上の取計ひ方も之れあるまじく、重大事件の面陳は姑く措き、國書奉呈の事は、其登城謁見の際、閣老之れを受くべく、其期は九月下旬の豫定なり。」

との意をハルリスに通知せしむ。
 此事外間に傳はるや、異議紛然として忽ちに湧く、其急先鋒たりしものは、實に齊昭父子其人たり。

四四 米人出府問題 (中)

外人の出府を以て、城下の盟の如くに思惟せしは、當時の見比々皆然るところ。
 阿部閣老の慰藉に依りて、忍びに忍びたる齊昭の不平も、今や俄然として破裂せり、越えて二十六日、當主中納言慶篤と謀りて、國老を遣はし、

米人出府問題

○水戸老公
反對の聲を
擧ぐ

「米國官吏登城謁見の事たる、事情止むを得ざるに出づると雖も、若し此一事を許さば、更に如何なる要望をなさんも計るべからず、且つ夷狄の書中、何事を記するやも知るべからず、一たび受けて復た之れを還さんとせば、彼れ必ず怒つて應ぜざらん、これ神君以來の威徳に關す、特に夷狄を君前に近づくるは、事甚だ危険なり、假令ひ鄙見を容れられざるも、三家の位地として陳言せざるを得ず。」

との旨を陳告せしむ、諸侯亦た之れに反對するもの多し、左れども正睦は外交上の事情に通ず、是等の異論を聞けども、

○堀田閣老
衆論を排し
て從はず

「米國總領事の將軍に謁見を請ふは、使臣たるの節にして、閣老に大事を告げんとするは、友邦たるの誼なり、復た何の疑ふべきことかあらん、衆議は過慮なり、用ふるに足らず。」

と稱して、敢て動かさず、閣老は之れを外交の常事とすれども、齊昭は國家の屈辱と思惟せり。

「若し之れをしも忍ぶべくんば、天下何事か忍ぶべからざらん、閣老を諫諭するも、聽かれずんば、京都に手を入れて、阻むの外に道なし。」

○水戸家の
京都手入始
まる

とは、齊昭の私かに決意せるところ。幕府の制、諸侯の公卿と交際するを禁ずと雖も、其互婚を禁ぜず、齊昭の姉は二條内大臣齊信にも嫁し、鷹司關白政通にも嫁し、又齊昭の夫人吉子の方は、有栖川織仁親王の御女にして、慶篤の夫人線子の方は、將軍家慶の養女とは言へ、亦た實は有栖川織仁親王の御女なり。

○此建白書
は偽作なり
と言ふもの
あり福地櫻
痴の如き其
一人なり勝
海舟は「此
御書偽作や
の説を聞く
未だ詳かな
らずされど
も是に類せ
し御書御上
げありしは

所謂る京都手入には屈竟の便あり、是に於て齊昭「此度夷情切迫之儀に付存寄申上候次第」と題する長文の建白書を京都に上つりて、幕府の政策を根底より覆へさんとす「天下古今の形勢を御洞察遊ばされ、今度彌よ和議相定まり、暫時泰平相續きゆとも、必ず御國の御大變と思召され、御英斷遊ばされゆ方然るべくと存じ奉つりゆ、假令ひ萬一御主意に叶はせられずとも、此度の事を誤りゆは、全く幕府の諸役人共の所爲にて、朝廷にて決して其思召に之れなしと申ゆへば、又々天下有志の士、大小名始め奮發致し、恢復仕りゆ期も之あるべく、左なくゆては皇國の恥を萬國に晒し、國體も相立たざる様に相成り、其上天下後世よりは、當時幕府諸役人の罪は誠に數ふるに暇あらず、朝廷も又人なしと見え、此の如き大變に當り、遂に一言も之なく傍觀せられ

一定の御事
なり」と自
著籙の茨に
記せり

と申す事、實に残念千萬に存じ奉りぬ」
とは、實に其末文の一節にして、此書一たび出でよより、志士の奮興を促がすと與に、遂に抜くべからざる京都の干渉を促がし來れるこそ是非なけれ。

四五 米人出府問題 (下)

○溜間詰諸
侯米使出府
問題反對の
上書を呈す

正陸は世に西洋堀田と稱せられたる人、外國の使臣を延見するは、締約國當然の禮式なりと思へば、毫も反對論の爲めに其方針を變ぜず、七月朔日、下田奉行に對して、「米國官吏の出府、謁見の事は既に治定せりと雖も、列侯の意見未だ一致せず、且つ京都并に列侯に通達して、政府の大儀を處置せらるゝに付、暫く出府延期あるべし。」との旨を達したれども、是れ唯九月下旬出府の豫定を、少しく延期せんと欲したるに止まり、敢て其出府を中止せんと試みたるものにはあらず、其翌二日には、更に外國掛の諸有司に命じて、謁見、應接の禮式を定めしむ。
左れば諸侯反對の氣焰は漸やく高まり來り、八月に至りては、溜間詰の諸侯連署して、一篇の上書を將軍家定に呈して、

○堀田閣老
敢然として
米使を延見
するに決し
不平の聲囂
然として起

「仄かに承はる、幕下近日米使の謁見を許し、且つ之れを待つや、和蘭より重きこと一等なりと、是れ幕下一朝にして累世の職掌を亡ぼすものにあらずや、今米使の謁を許さば、諸藩必ず踵を接して來つて之れを求めん、幕下豈に一々之れを見んと欲するか、且つ夫れ今日謁見を許すときは、大に國體を損し、前日國辱を雪ぐの令亦た行ふべからず、何を以てか信を天下に取らん、今や事既に決すと雖も、某等世々重恩を承く、瑣事と雖も知つて争はずんば、却て不臣の罪を獲ん、敢て此言ある所以なり。」との意を陳ず、正陸亦た溜間詰たり、曩きに其突如として入閣するや、同席たる井伊掃部頭直弼の勸告に出でしものならんとさへ疑はれたるに、計らざりき今や直弼を始めとして全員一致之れに反對せんとは。
正陸敢て是が爲めに屈撓せず、愈々十月を以てハルリスを江戸に延見するに一決し、八月二十八日を以て、公然左の布達を發せり。
「豆州下田表滞留の亞墨利加官吏、國書持參、江戸參上の儀相願ひぬ處、右は寛永以前、英吉利人等も度々御目見仰付けられぬ御先蹤も之あり、且つ條約取替はせ相濟みぬ國の使節は、都府へ罷越儀、萬國普通の常例の趣に付、近々當地へ召呼ばれ、登

城拜禮仰付けらるべしとの御沙汰に、此段心得の爲め向々へ相達すべく也。」
 米使の出府問題は是れにて決定せり、實にも家康は英國の使節を始め外國の使臣を接見せしことあり、歴代の將軍は朝鮮の聘使を延見せしこと亦た珍しからず、況して締約國の使臣を接見し、國書を受授するは、普通の禮式なり、國辱にもあらず、失態にもあらず、正陸の此處置たる唯當然の事を、當然の日に行はんとするに過ぎず。
 左れども當時に在りては突飛の政策なり、破天荒の處置なり。
 「夷狄をして都門の地を汚がさしむるは國辱なり、城下の盟を結ぶものなり。」
 と憤慨するもの少からず、不平の聲、不満の聲、日々に高まり來りて、都下の人心漸く騒然たり。

四六 米使の謁見

○ハルリス
出府して蕃
書調所に入
る

左しも難案たりし米使の出府問題も愈々決せり。
 十月七日、米國總領事タウセント、ハルリス、通詞ヘール、ヒウスケンを從へて下田を發し、陸路六日を経て、十四日、江戸に著し、其旅館と定められたる雉子橋外の蕃書調

○ハルリス
堀田閣老の
邸に到る

所に入る。
 翌十五日、大目付土岐丹波守頼旨上使として旅館に臨み、遠來の勞を慰めて、物を賜ふ。
 十八日、ハルリス、閣老堀田備中守正陸の官邸に到りて、國書の謄本一通を呈す、正陸吏員に命じて和譯せしむれば、ハルリスに全權を委ねて、通商條約を結ばしめんとするの旨を記す。
 修好條約を以て甘んぜず、更に通商條約を結ばんとするもの、實に米國の希望にして、又ハルリスの使命なり。
 ハルリスの登城謁見すべき期日は、愈々二十一日と決す。
 志士の憤慨は日一日より昂進し來れり、白刃を懷にしてハルリスを刺さんとし、事露はれて捕へられしものさへあり、人心益々穩かならず。
 既にして登城謁見の日は愈々來る。
 二十一日、總領事ハルリス、通詞ヒウスケンの二人、下田奉行井上信濃守清直に導かれ、旅館を出で、ヒウスケンは大手の下馬、ハルリスは下馬橋外に於て駕を下り、大手門を入りて、立關に到る。

米使の謁見

大目付、目付各一人階上に出で迎へ、先導して殿上の間に入る。外國掛本多越中守忠徳以下の諸有司來りて對面す、尋で大廣間車寄の際なる假控所に入る。

謁見席は大廣間なり、上段には厚疊七枚を重ね、錦を以て之れを包み、其四角に大總を附す、之れを將軍の席とす。

上段は左右の簾を垂れて、中の一間のみを裏け、中段并に椽通りは盡く簾を捲き上ぐ。

下段の西の方には溜間詰の諸侯松平讃岐守頼胤、井伊掃部頭直弼、松平越中守定猷、松平民部大輔忠矩(忠國嫡子)松平宮内大輔頼聰(頼胤嫡子)酒井雅樂頭忠顯等順を追うて坐

し、東の方には閣老堀田備中守正睦、松平伊賀守忠固、久世大和守廣周、内藤紀伊守信親、脇坂中務大輔安宅、京都所司代松平美濃守忠民等嚴然として坐す。

中段西の椽側には雁の間詰四品以上の諸侯、二の間、三の間には諸太夫の諸侯、雁の間諸侯、奏者番、菊の間の諸侯以下碁羅星の如くに居並ぶ。

頓て警蹕の聲起るや、將軍家定立烏帽子、直垂にて出座あり、閣老久世大和守廣周先導を承はり、小性太刀、刀を捧げて後より従ふ。

○阿部伊勢守正弘歿して後八月十一日京都所司代脇坂中務大輔安宅閣老となり九月十日牧野備前守忠雅罷められ松平伊賀守忠固再び閣老となる

○ハルリス將軍に謁見す

下田奉行、ハルリスを導きて下段の二疊目の所に到り、通詞ヒウスケンは國書を捧げて椽下に控ゆ。

ハルリス先づ大統領の口上を陳べ、次に將軍の上意あり、終りて國書を正陸に呈し、三拜して退く。

既にしてハルリス復た下田奉行の先導にて、最前の席に出で、謹んで

タウセント、ハルリスと披露し、改めて謁見せし後、又假控所に退く。

尋でハルリス、ヒウスケンの二人を柳の間に召し、三汁十菜の日本料理を饗し、ハルリスに時服十五領を賜ふ。

當日の式是れにて終る。ハルリス下田に來りて後ち一年二ヶ月、始めて登城謁見の目的を達す。

四七 米使の演説 (上)

米使ハルリス既に謁見の目的を達せり、越えて二十六日、更に重大事件を面陳せんか爲

○ハルリス
堀田閣老の
邸に於て大
演説を行ふ

めに、閣老堀田備中守正睦を其官邸に訪ふ。

外國掛跡部甲斐守良弼、土岐丹波守頼旨、筒井肥前守政憲、伊澤美作守政義、川路左衛門尉聖謨、岩瀬肥後守忠震以下の有司、及び下田奉行等皆列席す。

ハルリス時に風邪に冒され、被り物の儘にて席に著く、先づ正睦に向ひて、

「風邪未だ快からず、願はくば此儀を恕し玉へ。」

と述べて、被り物の無禮を謝すれば、正睦鷹揚に唯一言、

「御遠慮なく。」

と答ふ、双方の挨拶終れば、ハルリス起つて重大事件の演説を始む。

「今日余の陳述せんとする所は、極めて重大の問題なり。

我が大統領、貴國の大君殿下を信愛すること厚く、貴國の幸福を希圖すること深く、特に余に命じて其意を致さしむ。

故に余の陳ふる所は、皆盡く大統領の意志なり、決して余が一家の私言にあらず。

抑も貴國の外國と締約せらるゝこと、實に我が米國を以て嚆矢とす、是れ米國の光榮とする所なり。

由來米國は東洋に版圖を得んことを願はず、又他國の領地を奪はんことを欲せず、是れ國法の禁する所なればなり。

遠隔の邦國、我が聯邦たらんことを請ふと雖も、皆拒んで納れず、今を距ること三年前、サントーウ井ス島亦た我が版籍に歸せんことを請ひしも、又辭して應ぜざりしなり。

米國の地積廣大なりと雖も、未だ曾て尺寸の地をも干戈を以て奪はず。

他國と同盟することありと雖も、唯條約を以てなせるのみ、未だ干戈を以てなせることあらず、是れ實に我が米國の法制なり。」

開口先づ米國の平和主義を説きて、疑惧の念を散ぜしめ、更に進んで歐米の形勢に論及す。

「五十年以來、歐米の形勢は著るしく變化し來れり。

蒸氣船の發明せられてより、天涯も比隣となり、電信機の案出せられてより、千里も一瞬に通ず。

電信機を以てすれば、江戸とワシントンと暫時の間に通信すべく、蒸氣船を以てすれば

ば、カリホルニヤより貴國に十八日にして航行すべし。此文明の機關あり、故に諸國の貿易皆盛大にして、其國力亦た富強ならざはなし。西洋各國の親睦、殆ど一種族の如くなるもの、一に此文明の利器あるに由らずんばあらず。

既に然り、若し修好を欲せざるの國あらんか、西洋諸國の之れを除かんと欲すると、亦た勢ひの止むべからざる所にあらずや。」

一語、匕首を執つて、直に他の胸部に擬するの概あり。

「何れの國か交際を欲せざらん、其交を結び、盟を訂すに、二個の要件あり、使臣を國都に駐劄せしむること其一なり、兩國人民の貿易を自由ならしむること其二なり。貴國の爲めに計れば、速かに此二事を遂行するに若かず、是れ米國の望むところ、他の諸國亦た然らん。

然れども是れ唯貴國の爲めに言ふのみ、米國の強て請ふ所にはあらず。

如何に、御了解ありしや。」

と問へば、正睦

○ハルリス
更に通商條
約を勧告す

「一應了解せり。」

と答ふ、演説は愈々進んで重大問題に入れり。

「今や日本の危機は既に頭上に落下し來れり、見よ、英國及び歐洲諸國の來つて、大に要求せんとしつゝあることを。

曩きに英國水師提督スタリング、貴國に來りて條約を結びたりと雖も、英國政府之れを以て甘んぜず、他の諸國と同じく、通商貿易を開くにあらざれば、止まざらんとす。英國の態度は強硬なり、日本と一戦するにあらずんば、其望みを達すべからずとの意志を懐く。

其故如何、請ふ余をして少しく説明せしめよ。

英國の屬地、東印度に在り、最も富實と稱せらる、爾も英國窃に恐る、其竟に露國の爲めに奪はれんことを。

近來英佛二國の同盟して露國と戦へるもの、露國の他國を蠶食するを憎めばなり、薩哈連アミールを領取するを憎めばなり、其地より滿洲、清國を侵略するを憎めばなり、露國若し滿洲に入り、清國を取るに至らば、更に長驅して東印度を取らんこと難きに

○薩哈連と
は樺太の事

あらず、英露の衝突竟に起らざる能はず。

然れども事此に至らば、英國は勢ひ之れを防ぐこと能はざらんとす。

英國實に之を知る、是に於てか貴國の蝦夷箱館を得て、露國の背後を衝き、以て其南下の勢ひを制せんと欲す。

英國若し薩哈連、蝦夷を取るに及ばど、幾個の艦隊を以て、露領東薩加とペートルスボルグとの聯絡を斷つを得ん、英國の久しく滿洲、蝦夷を覬覦する所以、是が爲めなり。

「今貴國と清國とは、西洋諸國と訂交せず、俱に孤立の地位に在り。」

余、大統領の命を以て、清國の事情を研究する所あり、今を距ること三十年前、彼の國、英國と干戈を交ふ、當時英國の使臣、北京に駐劄せんか、清國何ぞ其禍ひを受くることあらんや、唯其れ駐劄せず、故に外交の事は之れを廣東總督に委ねて、政府自

から關せず、總督暴戾、英人を虐待して、終に釁隙を開き、百萬の人命を失ひ、數所の港灣を略せられ、南京亦た占領せられんとし、兵敗れ、策盡きて和を請ひ、又償金

五百餘萬兩を納るよの止むなきに至る。

然れども清國の損害たる、何ぞ百萬の人命と五百萬の償金とのみに止まらんや、此一戰の爲めに互資を費やし、國力を竭くして、其疲弊先きに韃靼と戦へる時の比にあら

然るに清國尙ほ懲りず、近日再び葛藤を生じて、今や英佛兩國の大兵、北京に向ひつ

つあり、其勝敗未だ知るべからずと雖も、聯合軍若し勝ちを得ば、其結果や則ち如何。

佛國は朝鮮に屬望し、英國は臺灣に垂涎す、清國和を請はど、二國或は之れを要求せん、然らざるも再び償金を出ださんこと、固より免かるべからず。

四八 米使の演説 (下)

所謂る重大事件とは即ち是れなり。般鑒遠からず、近く清國に在り、貴國尙ほ察せざるか。」

ハルリス一轉して清國に於ける阿片の慘毒を纒陳し、

「貴國若し我國と盟約を結ばよ、中に阿片嚴禁の一條を設くるも可なり、萬一我が國人之れを輸入するあらば、貴國焚棄せらるるも亦た憾みなし。」

と述べて、阿片防禦の策としても、日米條約を訂結するに若かざるを諷し、日本若し英國と交戦すると假定するも、汽船なく、巨砲なくして、到底勝算なきことを斷論し、且

「凡そ戰は終に和に歸せざるを得ず、我が大統領は戰をなさず、唯禮讓を以て和を

講せんと欲するなり。

最善の勝利よりも、最悪の無事に若かすとは、西國名將の言へる所、貴國我國と和を結ばよ、他國亦た之れを標準として、復た其以上を要求するを得ざるべし。

我が大統領は貴國の名譽を損せず、友邦の敬禮を失せず、只管樽俎の間に盟約を結ばんと欲す。

是故に我が使船には兵器を載せず、武備を設けざるなり、貴國此時に和を結ぶ、誰れか之れを屈辱なりとせん。

英國は五十隻の軍艦を率ゐて、貴國の濱海に來らんとす。

一人と約を結ぶと、五十隻の軍艦を率ゐるものと盟を訂すと、知らず孰れか榮、孰れか辱なる。」

と論究し、更に

「余、此頃香港に過ぎり、英國水師提督ジョン、ホウリングに逢うて、使事を語れり。

余の貴國に來りてより、彼れ四たび書を寄す、其中に『我れ命を奉じて日本に到らば、彼の國人の未だ會て見ざる程の艦隊を率ゐて、直に江戸海に入らん、其要求の一は使臣を江戸に置くに在り、若し我が欲する所を得ずんば、唯一戰あらんのみ』と説く、

其未だ來らざるは、清國との戰爭、未だ局を結ばざればなり、若し局を結ばよ、佛人亦た俱に來らん。

彼れが最後の書には『軍艦五十隻を率ゐて往かん』とあり、清國との戰爭、決して久しきに彌るべからず、其局を結びて英佛兩國並び來らんこと遠きにあらず、閣下請ふ

同僚と議して、速かに之れに處するの策を講ぜよ。

貴國若し我國と締盟せんか、余は貴國の爲めに、英佛二國の提督に向つて告げん『我

米使の演説

○ハルリス
大に英佛を
ダシに遣ふ
有司膽皆寒
し

が政府既に日本と約を結べり、諸國も亦た當さに此の如くなるべきなり」と。
然らば則ち彼れ亦た多くの艦隊を率る來つて、脅迫の態度に出づるを爲さず、無事に其局を結ばんこと明白なり。

余、此事を告げんと欲して、機を待つこと久し、今日閣下に謁して始めて胸底の所蘊を盡す、一世の光榮何物か之れに若かん、閣下請ふ熟圖して、貴國の幸福を計り玉へ。」と述べて、漸く局を結ぶ、ハルリス此時年六十一、懸河の辯を揮うて、滔々説き去り、説き來ること六時間、熱誠横溢、疲るよを覺えず。
正睦以下の諸有司、始めて此大演説を聞き、茫然として只酔へるが如し。

四九 閣老の回答

ハルリスの大演説は我が開國の機運に、一大進轉を促がし來れり。
堀田備中守正睦以下列座の諸有司、皆豁然として醒覺する所あり、開國家は益々開國の急務なるを知り、因循家は愈々因循の不可なるを悟れり。
ハルリスの辭し去りて後ち、正睦更に外國掛に命じて、不審の點を質問せしむること再

○堀田閣老以下始めて演説なるも茫然酔へるが如し

○堀田閣老通商條約を結ぶに決しハルリスを招きて其旨を告ぐ

三二

今は通商貿易を許すの外あるべからずと決意し、之れを閣僚に謀りて賛成を求め、更に將軍家定に稟請して其允可をも得たり。

是に於て十二月二日、我が回答を與へん爲めに、ハルリスを其官邸に招き、正睦先づ口を開きて、

「過般忠告の顛末、我が大君に言上する所あり、深く大統領の厚意を嘉納せられしは、我等の欣喜に堪へざる所なり、但だ事重大にして衆議を盡さざる能はず、回答の遷延今日に及べるもの、切に貴使の諒恕を請はざるべからず。

抑も通商貿易の事に就て、大統領の國書に載せらるるところ、我れ之れを諾す、然れども我國亦た制度あり、詳細の事に至りては、當局の吏員をして商議せしむる所あるべし。

使臣駐劄の事亦た理あり、左れども兩國親睦の上に於て故障なきを主とせざるべからず、随つて我が人心の趨向を顧慮するを要す、使臣の任命、使館の設置の時機に就ては、亦た吏員をして商議せしむべし。

閣老の回答

下田港は不便なるを以て、他港を以て之れに換へんこと亦た了承せり、但し我國は小國なり、三港の外更に増開せんことは、國民の之れを好まざるもの多からん、故に下田に代ふるに他の一港を以てするの外、長崎、箱館は舊に據るべし、代港の地に至りては、亦吏員をして商議を盡さしめん。

貴使の要求に對する回答は、是れにて粗と盡せるを信ず、尙ほ精細に渉るものは、吏員に命じて答へしむべし。」

と陳ぶ、ハルリス

「尙ほ此外に示さるべきことなきか。」

と問へば、正陸

「詳細の事は今日に盡すべきにあらず、商議の席上吏員をして答辯せしめん」

と答ふ、ハルリス重ねて

「尙ほ一事の承はるべきことあり、開港の事は是れなり。」

と言へば、正陸

「其地を言へと申さるよか。」

と反問す、ハルリス

「否な、左にあらず、日本の大君、我が大統領の忠告を諒として通商貿易を許されんには、固より其港なかるべからず、日本は周回八百里の大島嶼なり、外人と貿易するに唯一港を以て足れりと思惟せらるよか。

外人の所謂る日本島とは四國、九州、蝦夷を除ける、中國より奥羽までの地を指すなり。

我が大統領は貴國と貿易を開くに於て、全國人民に利便ならんことを願へり、長崎より下田に運漕し、又他の地に到らんには、險阻を越え、運搬を費やし、其勞勝けて算ふべからず、宜しく今數港を増開せらるべし。

條約締結の委員には、大君より全權を委任せらるること、猶ほ余と同様なるべし、然らざれば之れと應接すること能はざるなり。

委任の證狀は曾て下田奉行に附與せられたる如きものにて可なり、但し米國全權委員と締約の商議を盡すべしとの一項を加へらるべし。」

と注意すれば、正陸之れを諾す。

閣老の回答

ハルリス大に喜び、將軍の幸福を祝して旅館に還る。

五〇 條約の訂結

通商條約を訂結せんことは、我れのハルリスに對して明答せるところ。越えて四日、ハルリス條約の草稿十六ヶ條を、閣老堀田備中守正睦の許に寄す。是に於て下田奉行井上信濃守清直、岩瀬肥後守忠震の二人を舉げて委員となし、之れに全權を委ねてハルリスと會商せしむ、二人俱に文學に達し、吏務に通ず、故に特に此命あり。

此月十一日、二人ハルリスの旅館蕃書調所に就きて、始めて商議を開く。爾來ハルリスの草稿を原案として、各條審議を遂げ、一々利害を考へ、得失を究めて、互に議論を上下すること總て九回、二十五日に至りて、漸く十七條を議定す。三港を増して五港とし、箱館、神奈川、長崎、新潟、兵庫を以て貿易市場とす、但し神奈川は下田の代りに開けるもの。開港の時期は、遅速一ならず、神奈川、長崎は十五ヶ月後、新潟は二十ヶ月後に開くも

○通商條約
訂結の談判
開始せらる

○五港を開
くに決す

のとす。

又江戸、大阪に來りて貿易するを許し、江戸は四十ヶ月後、大阪は五十六ヶ月後とす、但し此二ヶ所は貿易の間のみに在留を許すことと定む。

草案既に成れども、未だ署名調印せず、正睦

「外國と盟約を結び、貿易を開くは、時勢の止むを得ざる所なりと雖も、又國家の一大事なり、衆心一和するにあらずんば、永續すること能はざらん。」

○堀田閣老
通商條約の
可否を諸侯
に諮ふ

と思惟し、此月二十五日、三家、三卿、諸侯及び幕府の諸有司大小目付、三奉行、外國掛、長崎、浦賀、下田、箱館の各奉行、京都所司代、大阪城代、駿府町奉行等に對して米國使節と應接せし筆記、并に條約の草案を示し、且つ

「亞米利加使節へ應接に及ばれぬ趣、且又右に付使節差出しし書付和解、容易ならざる事どもに付、厚く御勘考在らせられぬ處、近來世界の形勢一變いたし、唐土の昔、戰國の世、七雄四方に立別れ居る姿にて、御當國に於ても既に外國と條約御取結び、御交通在らせられぬ上は、古來の御制度にのみ泥まらせられぬでは、御國勢御挽回の期も之なく、日夜御心を悩ませられぬ御儀に之あり、併しながら非常の功は、非常の時

に之なくは相成り難く、中興の御大業立てさせられ、御國威御擴張の機會も亦此時に之ありは間、御大變革在らせられ度く思召されは共、當時御國內人心の居合方も之あり、人心不居合の節は、内外何様の禍端を引出し申すべくも計りがたくは間、先づ使節申立ての趣に付、成る可く丈け取縮めは積り、精々應接に及ばすべくはへ共、今般御處置の當否は、國家治亂の境には間、右再應申立ての趣に付、猶心附儀もはは、早速申上ぐべくは旨、仰出されは。」

と諭示して、其意見を開陳せしむ。

全權委員議定の條約に署名調印せずして、斯る變則の手段に出でたるもの、衆議の主張止むを得ざるに出づ。

正睦又委員の一人岩瀬肥後守忠震をして、諸侯列座の席に於て事實を説明せしむ。

忠震は諸有司中最も外國の事情に通じ、開國の意見を懐く、滔々開鎖の利害得失を論陳して、終に通商貿易の急務なることを論斷す。

滿座の諸侯肅然として傾聴し、復た一言を發するものもあらず。

○黙するも
のは臭き屁
を放つとは
此謂か

此光景を目睹せるもの、諸侯皆賛成せりと思ひきや、不平不満の聲、忽ち聳然として湧

き起る。

五一 諸侯の反對

一たび使臣を延見し、二たび通商を許可せんとす、争でか鎖國派の激昂を招かざらん。

反對の聲は、例に依りて先づ水戸より起る、當主中納言慶篤征夷大將軍の名目を捉へ來

○水戸中納
言征夷論を
擔き出す

つて、

「征夷の大臣は將軍家の負はせらるるところ、若し之れを辱かしむれば、天朝の譴責を

奈何せん。

開國通商の事は一大事なり、朝廷の允許を請ひ奉つるにあらずんば、決して許すべか

らず。」

と論争し、前中納言齊昭亦た特書を堀田備中守正睦に贈りて、

「蕃館を江戸に造らしめんこと、頗ぶる不利なり。

米夷は一介の使臣のみ、爾かも尙ほ人をして痛心せしむ。

若し英、佛、露の諸夷相踵ぎて到り、之れに倣うて商館を江戸に建つるに至らば、則

諸侯の反對

ち如何。

足下等に逢うて事を謀り、若し成らずんば、直に將軍に謁せんことを迫らん。

將軍賢明なりと雖も、貿易の利害、貨幣の輕重等に至りては、平生慣れ玉はざるべし、萬一其脅迫に逢ひ玉はど、復た奈何ともすべからざらん。

商館を江戸に建つるの不利なるや、實に明白なり。

獨り江戸のみならず、海内何れの地か外夷を居留せしめて可ならん。

然れども既に三港を許さるゝ上は、今將た如何にせん。

老夫今は退隱して、閑散の中に在り、若し幕府の貴臣と與に彼の地に使ひせしめらるれば、商館を建つるの不可なるを論じて、固く之れを拒まん。

海内浮浪の徒、若くは農商の子弟等四萬人を賜はり、又獄中の囚人を赦して、老夫に附せらるゝに於ては、之れを率ゐて米國に入り、彼の地に滯留して、貿易の事を監せん。

と述べ、更に

「老夫に百萬兩の金を賜へ、我が意匠を以て大艦巨砲を造らん。

○水府老公
壯丁四萬人
を請ひ囚徒
を請ひ百萬
兩を請ひ大
阪城を請ひ
年金二萬兩
を請ふ

艦砲成らば、親から之れに駕して彼の國に赴き、二百餘年の恩に報せん。

此艦砲を作るの地は、大阪に若くはなし、願はくは大阪の城を老夫に賜へ。

然れども前年松前蝦夷の地を請ひてすら、尙ほ嫌疑を蒙むる、況して大阪の城を請はば、再び讒人の乗する所とならんも亦た知るべからず。

老夫封邑を子孫に譲りて、祿の士を養ふべきなし、年に二萬兩を賜はり、別に百萬兩を賜うて、艦砲を作るの料とせらるれば、老夫の望み足れり。」

と述べ、激昂の意言外に露はる、正陸見て眉を擧め、

「扱も善からぬことを申さるゝものかな、今より十餘年を経ば、貿易大に開け、國勢亦た著るしく變ぜん、是等の議論も、我等の苦心も、亦た皆一場の笑柄とならんのみ。」

と呟きて、敢て取り合はず。

親藩すら既に反對す、況して他の諸侯に至りては、口を極めて外人の脅迫を憤り、幕府の因循を慨して、非難攻撃の聲、囂然として上下に滿つ。

當時貿易の是なるを説くもの、僅かに薩州侯島津薩摩守齊彬、土州侯山内土佐守豊信、宇和島侯伊達遠江守宗城及び曩きに鎖國の熱心家たりし越前中將慶永等の數人に過ぎず。

○堀田閣老
の苦笑

○幕府四面
楚歌の中に
陥る

幕府の形勢、殆ど四面楚歌の中に在り。

五二 二使の西上

通商貿易の事は國家の大事なり、宜しく天朝の允許を受くべしとの論、一たび水戸中納言慶篤に依りて唱へられてより、

「幕府の議を翻さんこと、京都の力を以てするの外あらず。」

と思惟せる面々、復た前後の思慮なく、翕然として附和雷同し、幕府諸有司の意見、亦た漸く此れに傾く。

偶々之れを不可とせるものも、水戸の京都手入れの手段を以て、公卿を動かさんとするの説を聞きてより、

「若し條約に署名調印の後、京都より故障起らば面倒なり、寧ろ我れより先んじて上奏するに若かず。」

と論するに至り、幕議殆ど一致を以て之れに決し、復た一人の之れを争ふものもあらず。當時幕府の事を朝廷に奏聞するや、所司代を以て傳奏の公卿に通ずるを常とす、左れど

○林大學頭
津田半三郎
の上京

も今回の事は國家の重事、所司代の力能く辨すべきにあらず、閣老中

「公卿の疑惑を釋かん爲めには、別に使を遣はずに若かず。」

と説くもの少からず、是に於て儒官林大學頭、津田半三郎、正路の二人を遣はずに決す、燁は文學に秀で、正路は吏務に通ずるを以て、此選に與かる。

二人急に江戸を發し、十二月二十四日を以て京都に達し、所司代本多美濃守忠民の手を経て、米國使節と對話の筆記及び條約書の草案を傳奏に呈し、且つ書面を以て、

「方今海外の時勢改まりに就ては、寛永以來の御舊制に比へ共、鎖國の法は御改め之れあり、萬國へ程能く御附合之なくはでは相成るまじく、亞國其外にても一國との

戦争に比へば、御勝利も之あるべくはへども、御國は疲弊仕つるべく、且つ濟國にて

も一旦戦争開けらるより、今以て國內亂れて平治仕つらざる次第に付、外國の御處置は

寛永以前へ御立戻り御座らば、當節の時勢に相叶ひ申すべく、既に寛永以前、外國商船の往來は勿論、江戸表に夷人差置かれ儀之あり、右の外、蝦夷地の事、魯西亞人の事、萬國の形勢同盟の事、諸蕃航海盛に仕る件々申上らば、右に付御不審に思召されは條々は、御尋次第猶又申上ぐべくは。」

二使の西上

との旨を通ず、此時三條大納言實萬は傳奏を罷めて、内大臣に陞り、廣橋大納言光成、東坊城大納言聰長の二人傳奏たり、燐、正路の二使、忠民を介して之れと會見し、具さに利害得失を計較して、開國通商の止むべからざる所以を説く。

左れども主上夙に外夷の渡來を以て、累を國體の上及びほさんことを軫念せさせ給ひ、嘉永六年六月十五日、特に七社七寺に夷類の退攘を御祈願あらせ給ひ、爾來七社七寺に、二十二社外十社に、外夷の悞伏、國家の清平を祈らせ給ふこと一再。

三條内大臣實萬才識群卿に拔んで、權勢關白に軼ぐ、居常攘夷の説を鼓舞して止まず、加ふるに諸藩浪士の志を得ざるもの、次第に京都に來り集まりて、公卿の間に遊説するあり。

「幕府の權威を抑制して、朝廷の尊嚴を増進するは此時に在り。」
とし、舉朝攘夷の説に傾きて、

「大學何者ぞ、將軍自ら上洛あるべし、然らずんば老中名代として西上すべし。」
と意氣捲き、敢て二使に取り合はず。

二使咄嗟に京都を説伏せんと思ひきや、鳥が啼く吾妻を出でよより早や數旬、尙ほ此函

○林大學頭等要領を得ずして歸る當時「大學も扱中庸となりけり孟子わけなく論語道斷「林家、此度は公卿も取合はずまぬけ山紅葉の山の神のばちばち

りの落首あり

谷の難關を踰ゆること能はず、終に翌年二月十七日、空しく京都を發して江戸に還る。

五三 堀田閣老の上京

京都の形勢、既に幕府に非なり。

米使ハリス亦た條約書の草案を議定してより、既に數十日、尙ほ署名調印に及ばざるを見て黙止せず。

「條約草案は全權委員の議定せしものにあらずや、今に及んで記名調印を躊躇せらるる理由何くにか在る。」

日々幕府に迫ること益々急なり。
京都は條約を非とし、米使は調印を迫る、幕府雙方の板挾みとなりて、苦慮言ふべからず、諸閣老相謀りて、

「此上は老中の一人上京して、訂約開市の利害を説くに若かず。」
との議を決す、閣老の首班堀田備中守正睦、

「此國家の一大難事を以て、他人に委ぬべきにあらず、我れ上京して親しく請ひ奉つる所

▲安政五年

あらん。」
 と決意し、外事に通曉せる勘定奉行川路左衛門尉聖謨、目付岩瀬肥後守忠震及び右筆組頭原彌十郎、勘定組頭立田録助に隨行を命ず。
 明くれば安政五年正月十五日、正陸將軍家定に謁して、上京の暇を請ふ、家定手づから其佩ぶる所の刀を脱して正陸に與へ、又時服、鞍馬を賜ふ。
 越えて二十一日を以て發足せんとす、其前夜、一書を官邸に投ずるものあり、正陸披き見れば、

「幕府外交の事を處置するに、未だ會て朝廷の允許を受けし例あるを聞かず、萬一允准を得ざる時は、如何に處置せらるべきか。」

との意を記す、憂ふべきは實に此點に在り、正陸「實にも申すところ道理なり、左れども事此に至りては、復た奈何ともすべからず。」と語り終りて、慨然たるもの久し。

次の日、正陸江戸を發し、二月五日、京都に著して、本能寺に入る。

鷹司關白政通曩に職を辭し、九條左大臣尙忠代りて關白たり。

○堀田閣老上京して本能寺に入る

正陸先づ尙忠を訪うて使命を述べ、十三日、更に廣橋大納言光成、東坊城大納言聰長を本能寺に迎へて、事情を詳説し、米使對話書八冊、條約草案演説書二冊を出だして、九條關白の内覽に供せんことを求む。

米使の演説は關東をして醒覺せしめたり、正陸の此演説果して能く京都をして醒覺せしめ得べきや否や。

前の二使を見縊りたる京都は、此正陸の一演説にて其意見を一變すべき容子もあらず。正陸京都の反對意外に強大なるを見て、一驚を喫し、更に長文の奏狀を草して朝廷に上つる。

「方今宇内の形勢を視るに、萬國對峙して、帝と稱し、王と稱す、其狀、漢土の春秋列國の如く、我朝の足利氏末年に似て、更に大なるものあり。

各國互に和親同盟を結び、通商貿易を行つて、有無相通じ、患難相救ふ、若し盟に背き、約を拒むものあれば、聯合して之を伐ち、協力して之に當る、故に治亂も他國に關し、和戦も外邦に及ぶ、決して一國一方の事に止まらず。今日の事、唯二言にして決す、和せざれば則ち戦ひ、戦はざれば則ち和せんのみ、未

だ孤立し、自尊して、獨り昇平を樂むの國之れあらず。
 本邦は歐亞を西南に受け、米露を東北に控へて、世界要樞の航路に横はる、故に各國
 争ひ來りて和盟を乞ふ、若し之れを容れずんば、吳越も力を戮せ、秦楚も鋒を聯ねて
 來り迫らん、環海の國、孤獨の力を以てして、能く世界萬邦を敵とするを得べきか。
 同じく天地の間に國す、之れを撫すれば、我か爪牙ともなり、羽翼ともならん、之れを
 排して、仇敵となし、寇讐となさんこと、豈に天理人情に反せずや。
 顧ふに世界の窮極する所、聖賢の君出で、暴を伐ち、亂を平らけ、萬邦を制馭し、
 億兆を綏撫し、以て宇内を統一してこそ、始めて天地の心に叶ふべきなれ。
 唯其此に至るの間は、徳均しく、力敵すれば則ち和親となり、同盟となり、彼れ使館
 を設くれば、我れも使館を設け、彼れ使臣を置けば、我れも使臣を置き、彼れ軍艦を
 派して、商船を護れば、我れも軍艦を派して、商船を護り、各々互角の勢を張り、
 均衡の力を保ちつゝ、其形勢を窺ひ、其虚實を察し、以て宇内統一の基礎を築く。
 本邦亦た實に此決意を以て、廣く萬國に航し、貿易を開き、彼れの長を採り、我れの
 短を補ひ、國力を養ひ、武備を張り、暴虐の邦は、同盟の國を率ゐて膺懲し、孤弱の

○堀田閣老
の大抱負

○主上奏狀
の採否を廷
臣に諮らせ
給ふ

國は、仁義の心を以て扶植し、以て天心に代りて、天討を行ひ、終に世界萬邦の大盟
 主、大皇帝と仰がれ、彼れをして我國の政教を奉じ、我國の指揮を受けしむるに至ら
 ば、此に始めて日本國の天地に對し給ふ報恩謝徳の御極功と稱ふべきなり。
 神州は割判以來、萬世一系、皇統綿々として絶えず、君臣の分義正しく、國家の綱常
 明かにして、其國體遠く宇内に冠絶す、復た彼の朝秦夕漢の比にあらず、疆域廣大な
 らずと雖も、土壤肥沃にして、萬貨豊殖し、人口衆多ならずと雖も、士氣忠烈にして、
 勇壯比なし、天心の眷顧至渥にして、上帝の佑護至深なりと謂ふべし。
 此乾坤一變の機會に際して、三百年因襲の舊法を改め、上下一致の力を以て、今古無
 比の業を奏す、亦た快ならずや、仰ぎ願はくば速かに外國修好の勅許を下し給はんこ
 とを。」
 其言ふところ、自から堂々たるものあり、主上前後の奏狀を御覽せられて後ち、其利害
 得失を廷臣に御下問あらせ給ふ。
 因州侯池田相模守慶徳は水戸前中納言齊昭の子、阿波侯蜂須賀阿波守齊裕は將軍家齊の
 子にして、水戸との間に一道の氣脈を通せるに似たり、此二藩の浪士を始め、諸國の志

士陸續として京都に馳せ上り、勤王の論、攘夷の説を以て、公卿の間を遊説するもの、益々多し。

左なきだに開國を非とする諸公卿、多くは蠻夷撃攘、通商拒絶の意見を持して、其奉答する所、轉た幕府の爲めに利ならざるものあり。

五四 堀田閣老の上京 (中)

○九條關白開港の意見に傾く

九條關白尙忠獨り攘夷の行ふべからざるを思つて、未だ俄かに諸公卿の奏議を捧呈せず、二月二十三日、先づ傳奏廣橋大納言光成、東坊城大納言聰長を本能寺の旅館に遣はして、左の書付を致す。

- 一、事情止むを得ずして開港するとも、畿内及び皇居近國は之れを除くを得ざるか。
- 一、皇居に禁衛の兵なし、近國の雄藩に命じて警衛せしむべし。
- 一、開港地に商館を建つるを許す時は、制法行届く間は無事なるべきも、饜くなきの夷情次第に募りて、終には反亂に及ぶの虞なきか。
- 一、今度の一條容易ならず、神宮を初め奉つり、御代々へ對せられても如何あるべき

○堀田閣老の答辯

か、深く慮を悩まさる、此期に於ては人心の一和せんを國家の重事なり、三家三卿以下諸侯の赤心如何、今一應台命を下して其意見を問ひ、狀を具へて以聞すべし。」

正陸即座に答へず、越えて二十五日、光成、聰長及び議奏萬里小路中納言正房、裏松宰相恭光を旅館に招き、第一項に對しては、

「應接筆記にもある如く、攝州兵庫開港の事は、反覆して拒絶せりと雖も、外人皆京都大阪、江戸は我國の都會たるを知りて、其開港を望むこと深く、往昔は京都に南蠻寺を建てられたる事あり、又泉州堺に於て交易せられたる事あり、先例此の如し、此事何の不可あらんと主張して止まず、左れども京都は海を隔てたる所、皇居の在所なれば、其十里四方の地に近づくを禁じて、之れに代ふるに兵庫を以てせるもの、今となりて之れを除かんことは容易にあらず。」

と答へ、第二項に對しては、

「兵庫港を開くに及ばよ、京都の守護警衛の事固より忽せにすべからず、關東に於ても既に其議あり、幸ひに意を安んぜらるべし。」

堀田閣老の上京

○南蠻寺は耶蘇教セスキト派宣教師ウルガンの教會なり

「通商貿易は世界各国の俱に行ふ所、我國亦た和親を以て之れを待たずんば、海外を擧げて皆國敵となすに至らん、和親は平和の術にして、貿易は富強の基なり、交を結ぶも、約に違はずんば、隙を生じ、變を來すの恐れあるべからず、但だ不測の變、不意の禍に至りては、古より免かれ得がたきところ、人力の得て防ぐべき所にあらず、此異日萬一の變を慮かるが爲めに、今日彼れの請ひを拒まば、明日必ず我が禍を生ぜん、遠き未必の變恐るべきか、近き必至の禍慮かるに足らざるべきか、若し利害の計較を誤らば、臍を噬むとも及ぶべからず。」

と説き、第四項に對しては、
 「深く宸襟を惱まし奉つること、誠に惶懼に堪へずと雖も、列藩の意見を下問すること既に再三、復た之れを重ぬるの要なし、人心鎮靜の事に至りては、之れを關東に通じて、叡慮に副ひ奉つる所あるべし。」
 と陳べて、其答書を呈す、川路左衛門尉聖謨、岩瀬肥後守忠震の二人、亦た交々辯明する所あり、傳奏亦た頗ぶる悟る。

五五 堀田閣老の上京 (下)

幕府の意の在る所は諒せり、左れども日夜宸襟を惱まし給へる主上の御有様を拜し奉つりては、臣子たるもの争でか恐懼の至に堪へざるべき、此時議奏萬里小路中納言正房肅然として容を正しつよ、

「傳奏は武家の奏請を轉奏するものにして、表方の勤務なり、平生御座に近づくこと少なしと雖も、議奏は政治の善惡を奏聞するものにして、輔弼の職責あり、終始天顔に咫尺し奉つりて、日常の御有様何呉れとなく拜し奉つらざるはははす。
 近來夷人の開港通商を迫るを聞召されてより、日夜深く宸襟を惱まし給ひて、恐れ多くも御寢食をさへ安んじ給はざるやに拜し奉つる、此上開港を許して、畿内近く夷人の來往するを見るに及ばよ、更に如何ばかりか軫念を加へさせ給ふらん、察し奉つるだに恐懼の至に堪へず。」
 と言ひつよ、涙、聲と與に下る。

「我等屢々奏聞する所ありと雖も、聊か叡慮を安んじ奉つるに足らず。」

堀田閣老の上京

○此頃「朝な夕な民安かれと思ふ身の心にかかる外國の御製あり